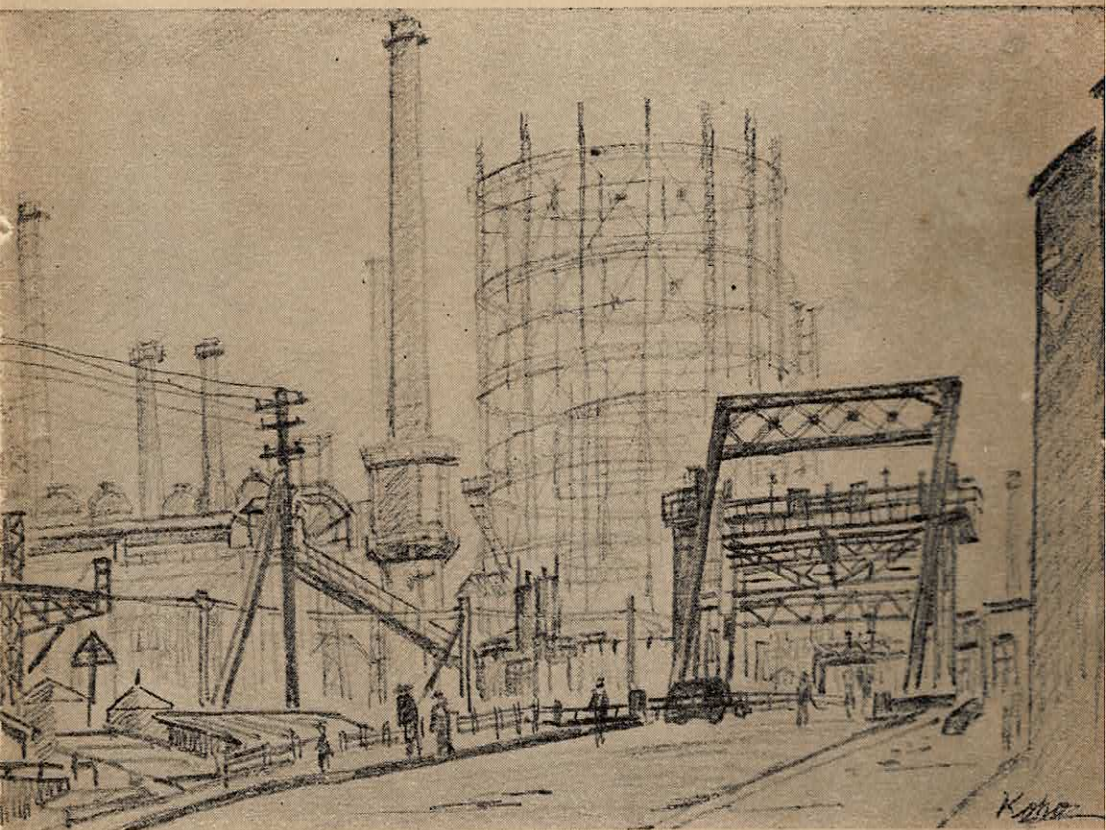


わが大正区

創設二十周年記念



わが大正区

創設二十周年記念

大正區役所



(口繪) 大 正 橋 附 近

宮 尾 光 峯 書

宮尾光峯氏は京都の日本畫家で大正
區の出身である。



區長 前田 宗一



大正區役所廳舍

歴 代 區 長



初代 今村 千吉



二代 梅原 和三郎



三代 山本 慶治



四代 津山 直一



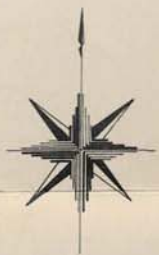
五代 上田 實光



六代 三井 正雄



七代 吉田 初一郎



刊 行 に 際 し て

大正區長 前 田 宗 一

大正區は昭和七年十月一日、港區から分區しまして、ここに滿二十年を迎えたのであります。この當區創設二十周年を記念するための事業の一端として大正區誌を編纂し、これを「わが大正區」と名付けて刊行することといたしました。

いうまでもなく、現在、吾々が生活の基盤としてその恩恵を蒙っている當區の土地と産業と文化は、當區の過去を築いた人々が刻苦經營の賜であります。當區發展の歴史と古人の遺業を知ることによつて、現在を理解し將來を圖り、郷土愛の精神を高めて、よりよき社會を建設し、そしてこれを次代の人々に對する遺産として引繼ぐことは、當區の各界に現在活動している人々の責務でありましょう。

その意味において、本誌は現在の區勢の概要を誌すことを目的としながら、いささか過去に遡つて郷土發展のあとも調べてみました。もとより本誌は、史を編むというような純學究的な勞作とはおよそ程遠いものではありませんが、多少とも郷土史の輪廓を描くことを試みたものであります。

本誌はご覽の通りの小冊子で、内容にも或いは理解の不十分、記述の不徹底など、叱正さるべき點は尠くないことと思いますが、これが現在の區勢を展望するための一つの案内書となるに止まらず、他日、郷土史の研究が大いに興つて「大正區史」が編纂されるような場合に、幾分なりとも資料の一として役立つことができるならば、獨り私の本懐にとどまるものではないと信じます。また、そうした編史事業の起されることを、私は心から願うものです。

本書の編纂と刊行に關し、區民の方々並びに區内官公署關係から一方ならぬご援助とご協力を頂きました。ここに厚くお禮を申し上げます。

序

一、本書は、大正區創設二十周年記念事業として、大正區役所において編纂したものである。

二、本書はつぎの各方面から提供された原稿または資料にもとずいた。(順序不同)

市交通局鶴町運輸事務所・大正郵便局・大正電報局・泉尾電話局・大正警察署・大正消防署・市民生局中央部民生安定所・市設泉尾質舗・大正保健所・市土木局西工營所大正出張所・市清掃局西清掃區事務所・市設小林齋場・市水道局境川營業所・市港灣局第一建設事務所・市計畫部大正區畫整理事務所・府土木部内港復興工營所・大正區役所

三、右のほか、昭和十六年刊行泉尾高等女學校編纂「泉尾史」・昭和十五年刊行高木米神著「大正區大鑑」・泉尾第一小學校編纂「泉尾五十年史」・井上正雄著「大阪府全志」等を参照または引用した。

四、本書を編輯するにあつて、文体の統一、同一事項の記事の重複削除、頁數制限などの必要から、寄稿の文章にやむをえず多少の加筆をなし、または或る部分を割愛した。しかし寄稿原文の眞意は誤りなく表現したと信じている。これの文責は編者にあること
いうまでもない。

五、寄稿者からは、地圖圖面などを多數いただいたが、印刷の都合で殆どこれを收載できなかったことは残念にたえない。しかし、これは貴重な資料として當區役所で保存させていただくこととする。

六、本書は、短時日をもつて、事務繁忙のかたわら編纂を急いだため、形式内容ともに充分檢考を經るいとまがなかつた。この點は識者の叱正をまつこととして、ともかくも、本書が一應、大正區の沿革と現勢を概觀するに多少の參考となるならば、このささやかな區誌編纂の試みも必ずしも無意義でなかつたものとして、われわれの望外のよろこびとするところである。

目次

刊行に際して

大正區長 前田 宗一

序

第一章	沿革	一
第二章	地理	元
第三章	交通	四
第四章	産業	四
第五章	區政	三
第六章	教育	全
第七章	社會福祉	六
第八章	保健衛生	二三

第九章	上下水道	一三
第十章	區畫整理	一八
第十一章	港灣	二七
第十二章	防潮對策	四七
第十三章	警察	六二
第十四章	消防	六六
第十五章	通信	七三
第十六章	宗教	七八
座談會「大正區の思い出を語る」		一三

表紙題字 前田宗一

表紙及び口繪 宮尾光峯

第一章 沿革

第一節 土地の開發

本津・尻無の二川が吐き出す泥砂が沈澱し、堆積して、長い歳月の間に河口に洲がつくられる。するといつの頃よりか人がこれを開墾して、ここに生活を營んだ。更にその地先に洲を生ずればまたこれに人工を加え、耕地を作つて人が移り住む。こうしたことが幾百年もの間、撓みなく繰り返されて、海が洲に、洲が新田になり、そして村落ができていつた。これが即ちわが大正區の土地の成り立ちである。

然し、いずれの歴史もそうであるように、舊い時代のことは模倣として傳説の霞の中に溶け込んでゐる。最も早く拓かれたのが三軒家と難波島であることは言うまでもないが、これも江戸時代以前のことは詳かでない。傳えるところによれば、三軒家は江戸時代初期に、中村勘助の開墾した土地であるという。(もつとも、これには異説があつて、勘助の開墾した事實は認めるが、この地は古代において既に繁榮を見たことのあつた土地であるという説である。即ち、聖德太子以來、隨唐の使節を迎える交通の要津にあたり、早くより榮えていたのであるが、中世以後、海上交通路の變更により次第に衰微し、荒廢するに至つた。それを中村勘助が再び開墾したというのである)。いずれにしても、江戸時代以前にはくわしい史料がないため、三軒家・難波島の起源は明らかでない。然し、江戸時代以後に開發されたその他の土地については、史實にもとずいてその起源が明らかにされている。

新田名稱	開發年代（紀元）	開發人	現在
泉尾新田	元祿十五年（一七〇二）	和泉踞尾村 北村六右衛門	泉尾各町
炭屋新田	寶曆十三年（一七六三）	大阪瓦町 炭屋三郎兵衛	大正通六丁目 新炭屋町
千島新田	明和五年（一七六八） 同七年（一七七〇） 同八年（一七七一） 同永元年（一七七二） 同三年（一七七四） 同九年（一七八〇）	東成郡千林村 岡島嘉平次	千島町 三軒家濱通三丁目
今木新田	明和七年（一七七〇） 安永二年（一七七三） 同七年（一七七八）	岡島嘉平次	今木町
平尾新田	明和八年（一七七二）	大阪江戸堀 平尾與左衛門	平尾町

(埋立地一覽)

名	稱	起	工	竣	功	摘	要
中口	新田	安永元年(一七七二)		難波島	中口勘右衛門	中口町	
上田	新田	安永三年(一七七四)		三軒屋村	上田傳兵衛	三軒家、船圍場	
南恩加島	新田	文政十二年(一八二九)		岡島	嘉平次	南恩加島町	
北恩加島	新田	天保二年(一八三一)		岡島	嘉平次	北恩加島町	
小林	新田	天保三年(一八三二)		岡島	嘉平次	小林町	
岡田	新田	天保三年(一八三二)		西岡島	嘉平次	小林町	
千歳	新田	弘化二年(一八四五)		木成郡長柄村	延太郎	新千歳町	
舊ブロック製造場		明治三十一年(一八九八)		明治三十二年(一八九九)		木津川右岸先端	
船町		明治三十八年(一九〇五)		明治四十年(一九〇七)		船町の大部	
鶴町		明治三十八年(一九〇五)		明治四十年(一九〇七)		鶴町南部	

南恩加島町	明治四十一年(一九〇八)	明治四十四年(一九一一)	南恩加島町より平尾町に至る木津川沿岸
木津川右岸	明治四十二年(一九〇九)	大正十二年(一九二三)	鶴町の大部
鶴町・福町	明治四十三年(一九一〇)	大正三年(一九一四)	船町東部
船町	大正二年(一九一三)	大正五年(一九一六)	船町木津川沿岸
船町	大正十三年(一九二四)	大正十五年(一九二六)	

三軒家 (三軒屋、三間屋)

三軒家は木津川流末の一小島で、往昔、姫島(日女島)と稱し、大隅島・笠縫島と共に浪速の三島と稱せられ、風光明媚であつたので仁徳天皇が行幸されたと傳えられる(古事記)。また、豊臣氏の時代に大阪の海面防備のため、慶長年間に伯樂ヶ淵(松島橋東詰)・枝ヶ崎(道頓堀金屋橋附近)と共に、この姫島の北岸(大正橋西南)を修築して、豊臣家軍船碇繋所(船倉という)を作つたといわれるが、當時の島の状況は明らかでない。

(註) 今の大正橋西詰の邊りに、徳川時代になつて船番所が設けられ、與力同心役を置いて水路の警戒に備えた。その船倉はその西方の岩崎町邊りにあつた。

慶長十五年(一六一〇)、木津村の人中村勘助が官に請うてこの島を開發した。勘助は姫島の地が航海の要衝に位するので、この沿岸に堤防を築き風波を防ぎ、船舶の便を圖つて大阪の港となさんとし、木津川を浚渫すると共に姫島を開發した。そこで、この島を勘助島というようになった。

(註) この島の開發を慶長十五年とするのには異説がある。大阪市史には、三軒家の八坂神社は正保四年(一六四七)に勘助の勸諭によつて造營されたものであるから、島の開發も同年を距ること遠くないであらうといつてゐる。

また、この島を三軒家と稱するのは、勘助の開發當時、三軒の家を建てたからであると傳えられるが、一説によると、元和年間難波村の漁夫助右衛門ほか二名が勘助島堤外の葦生い茂る濕地(後の三軒家下之町、今の南泉尾の東)に移住して漁業を營んだことから三軒家の稱が起つたとも言われる。それは兎に角、慶長の頃に既に人が住んでいたことは明らかである。

元和元年(一六一九)にはこの地方に町家を見るに至つたことが古文書に見えているが、この地方は、新田開發し農耕を業として發展した他の地方とやや趣きを異にし、川口に臨んで船着場としての條件を有していたので、早くから町家をなすに至つたのである。殊にそれは南の川口に近い方に發展し、今の三軒家町二・三丁目の地方がそれであつて、北の方は耕地が多く、農耕に従事する者が多かつた。それで、後世、三軒家村と村名がつけられた後も、前者は三軒家村大字三軒家町と呼ばれ、後者は三軒家村大字三軒家と呼ばれたのである。

船着場の制度を定めた慶安元年(一六四八)の御觸れに三間屋の地名が見えており、また明暦三年(一六五七)には、代官に牒して三軒家・難波島の娼婦を廢止せしめている。當時官許の遊廓は新町だけに限られており、その他の土地に遊女・若衆を置くことは禁止されていたが、三軒家・難波島は廻船業の發達に伴つて大いに繁榮し、娼婦が群居するに至つたので、かくは禁止の通牒が出されたのである。これらを以てみても、三軒家が港町として江戸時代の初期に既に殷盛を極めたことが知られるのである。更に下つて元祿の頃には、三軒屋川口は、釣りの名所として市井人が釣船を泛べて遊覽する賑わしさであつた。

三軒家は現在の地名でいえば、大体、三軒家市場通・同爐町・同西・大正通一丁目から五丁目・三軒家東・同濱通の一

部・三軒家町の一部を含み、北部は農耕地、南部は港町をなして發展した。然し、當時この島の西の海邊は三軒家浦と呼ばれ、蘆葦生い茂り波浪その根を洗う淋しい洲渚にすぎなかつた。この一帯の洲渚が開發されて後年の泉尾新田となるには、なお五十年の歳月を待たなければならなかつた。

(註) 三軒家開發の恩人中村勘助(一五八六—一六六〇)は名を源義久と言ひ新田義貞の子萬知丸七代の孫である。代々相州足柄の山中に住したが、勘助に至り父母に従ひ大阪木津に移住したので、世人は木津勘助と呼んだ。慶長十五年姫島の開發を乞ひ、大阪町奉行より川掛役を命ぜられ、同十九年竣功した。寛永七年木津川を浚渫して舟楫の便を開いた功によつて、幕府は、爾來入津の船から白米五合宛を入津料として收得せしめた。これが大阪における五合船の始めである。寛永十六年より十八年にわたる飢饉の際、勘助は窮民の慘狀を見るに忍びず、これを救済せんとして、木津村及び勘助島より收得した己れの貯米を施行したがなお足らず、よつて、幕府の貯藏米の貸下げを奉行所へ數願し、その代納は勘助島より年々收得する米を以てせんと乞うたが許されなかつたので、義憤を發し遂に妻子を離散して、寛永十八年五月、農夫を引連れ、下難波なる幕府の官倉を破つてその米を窮民に與え、自首した。幕吏は彼の過去の功績を思い江戸老中へ處分を伺うと共に特別の恩恵を以て村預けとした。然し國禁を犯したその罪を輕減することはできず、萬治三年十一月二十三日、斬に處した。時に七十五才。四民泣いてその死を哀しんだという。墳墓は木津幽泉寺内にあり八坂神社境内にはその碑が建てられてある。

難波島

難波島もまた三軒家と同じくその起源は明らかでないが、慶長・元和の頃の古圖に、荻島・葭島・葦島という名で見えてい

る。慶長の頃には既に民家が五戸ばかりあつたが漸次増加し、寛永年間に及んで住民幕府に請うて、地代金を納め協力してこの地を開拓した。これから後、難波島地子と呼ぶに至つた。この島も三軒家と同じく船の往來が頻繁であつたため廻船業が發達し、江戸時代の初期に既に繁榮を見ていたことは、前記の娼婦廢止によつても知られるところである。

さて、この島は木津川尻にあり、これあるがため木津川は分れて木津川・三軒家川の二となり水路の障害が少なくなかつたので、元祿十二年（一六九九）河村瑞軒の河道修理に際し、島の中央を開さくして木津川の水を一直線に導いた。そこで島は二分され、北なるを月正島（今の浪速區木津川三丁目）と言ひ南なるを難波島と稱した。その後寶曆十年（一七六〇）、寛政五年（一七九三）にも開墾され、一新田をなした。

新田開發事業の起り

慶長元和の役を経て豊臣氏滅び、政權全く徳川氏に歸して社會の安寧秩序が回復し、庶民その堵に安んじて業を勵むに至り、大阪は經濟都市として勃興するに至つた。ここにおいて大阪灣沿岸地帯における新田開發事業が盛んに行われるようになり、やがて、當區の新田も文獻に上つてくるのである。

参考のためその大要を記すと次ぎの通りである。

第一期（慶長の末から正保の頃まで凡そ三十五年間）

三軒家村・三軒家地子・九條村・四貫島村・難波島地子・菅原村・申村・福村・大野村等

第二期（第一期より約五十年後、元祿年間）

市岡新田・津守新田・泉尾新田・春日出新田・中島新田・出來島新田・西島新田・西島新田・恩貴島新田・西野田新田・

百島新田・蒲島新田等

第三期（第二期より五十余年を経た寶曆・明和の頃）

六軒家新田・島屋新田・炭屋新田・木屋新田・池山新田・前田屋新田・岩崎新田・千島新田・今木新田・平尾新田・南新田・秀野新田・北西島新田・酉洲新田等

（安永年間） 矢倉新田・中口新田・上田新田・田中新田等

第四期（文化・文政・天保・弘化・嘉永年間）

南恩加島新田・八幡屋新田・北恩加島新田・北福崎新田・小林新田・岡田新田・千歳新田・池田新田・南福崎新田・常吉新田・布屋新田等

なおこの外に荒地・流作地の開墾などもあつて、この慶長の末から幕末に至る凡そ二百六十年間に新たに開かれた反別は二千餘町歩に達した。

江戸時代における新田開發が特に元祿以後において盛に行われるに至つた由來を考えるに、天和三年（一六八三）若年寄稻葉正休等が將軍綱吉の命により治水策樹立のため京畿の水路を巡視したとき、一行中の河村瑞軒は、水患を治めるの要は河口にありと考へた。この策にもとずいて幕府が着手したのが淀川口の改修工事であつた。瑞軒は治水工事を悉く任せられ、先ず九條島に新しい河道を開さくし、貞享二年（一六八五）これを完成した。これが即ち現在の安治川である。なお、彼が難波島の中央を開さくして木津川を直通させたことは既述の通りである。この淀川治水工事の際瑞軒等は沿海諸島の開拓を希望する者を募つたところこれに應ずる者頗る多く、皆地代金を納付して許可を願ひ出た。この中にわが泉尾新田の開發者北村六右衛

門も交つていたのである。

泉尾新田

泉州大島郡鰐尾村（現在の堺市上之芝と鳳の間一帯）の富豪北村六右衛門（當時五十五才）は元祿十一年（一六九八）八月、願書を奉行に奉つて、九條島・下難波島の新田開發を願ひ出たが、この地は他人に許されたらしく、あらためて同年九月二十一日三軒家浦の新田開發を願出たところ許可されたので、證人永樂屋六兵衛と連署を以て誓書を奉つた。その誓書によれば、當時新田開發には大体次ぎのような條件の履行を誓つたものである。

（一）一切自費を以て開墾に従事し、年貢免除の特典を受くること三年の後、第四年目において檢地を受け、支配役人の命に従い滞りなく年貢を上納し、又諸役に服すること。

（二）諸負人は地代金を上納するものにして、この場合高千石につき金三千五百兩の割合を以て上納し、檢地の上増石の分あるときは同様の割合を以て早速上納金を出すこと。

（三）約の如く新田を開發し得るときは沒收せらるるも異存なきこと。

（四）堤防の敷、馬踏、高さ、伏樋、立樋、寛、道橋、用水、惡水井路等は猥りにこれを造作せず、必ず、支配役人の下知を得たる後自費を以て行うこと。

（五）作人の身分を確かめ、特に御法度の宗門を吟味すること。

（六）新田開發後水行に障害あるか、又は御用地となることあらば異儀なく奉還すること。等

元祿十一年十月十五日三軒家浦新田の開發すべき場所の引渡を受け諸取證を差出すや、直ちにこれが開發に着手した。土地

の埋立、墊地と、潮水の侵入を防ぐための沖堤の築造とは最も必要とするところであつた。この沖堤を築くにあたつては願書を出してその土取り場を許可された。即ち尻無川に沈積した中島の西半分を九條浦新田土取り場に、東半分を三軒家浦新田の土取り場とした。また、三軒家町の南より新田の東南には木津川のもたらした沙洲が擴がつて、その間に外海が入江となつて觀音水尾と稱したが、この沙洲も土取り場として許可された。

かくて築かれた沖堤は、尻無川から三軒家町の南に至り、長さ千百間、下敷十三間で、現在甚平渡上手から泉尾濱通四丁目、泉尾北村町四・三・二・一丁目の外側を限る道路となつて千島町停留所を横切り、泉尾東小學校の前側に沿うて南泉尾町三丁目の南に通じている。堤には櫓の並木が植えられ、堤防を堅固にすると共に防風に役立て、また一方その實を採取することにした。櫓の並木は紅葉する頃非常な美觀を呈しその後江戸時代より明治の中頃まで、大阪の市中の人々の行樂地の一つとなつた。

この沖堤は新田の外廓をなすもので、これによつて外海の潮水を防ぎ、内は一面の新田となされたが、更にその内側に中堤を造つた。その長さ千七百六十間、下敷七間で、その位置を現在でいえば西は尻無川の紅葉橋上手から東南に泉尾工業學校の北に出で、一直線に東に向い泉尾東小學校西側に沿うて沖堤に連なるものであつた。中堤の上にも矢張り櫓の並木が植えられた。

その他田畑の區劃の周圍は凡そ下敷一間半の小堤がめぐらされ、井路の堤となり、また耕作路ともなつた。その全延長は四千五百間に上つた。

次ぎに新田開發に缺くことのできないのは用水の引入れと惡水の排除である。この用水は木津川の水を引き入れた。即ち今

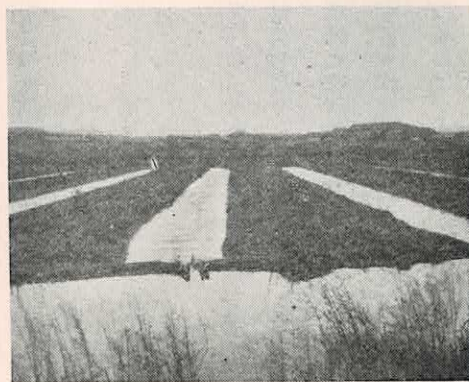
の大正橋西詰の西寄りの邊りに木津川に開口した樋を設け、そして今の三軒家市場通一丁目附近に豊富な用水を引いた。當時木津川の水は清澄で住民の飲用にも供された。この水は、更に灌漑用として新田全部の井路に通じた。

井路（いじ）又は井路川とはこの用水路をいう、尻無川縁より中堤・沖堤の内側を廻つた大井路は巾四間にも及び、その延長三千八百間、その他四十七文字割（後出）の周縁は巾二間半の井路延長七千六十間のものを廻らして、用水及び悪水の通路とした。

井路は同時に耕作通路としても重要なもので、農家は必ず少くとも一・二艘、多きは二十艘の舟を備えて、肥料や收穫物の運搬はすべて井路に依つた。井路には所々に陸路として必要な簡単な板橋が架せられた。今日市電大正警察署前停留所を東西に通ずる道路を八ッ橋筋というのは北泉尾の南から南泉尾の北に連絡する通路には多く井路があり、それを横切るためにこの井路に架した八つの板橋を通つたことに因んでつけられた名でこの名によつて昔を偲ぶ縁となつてゐる。

このように新田は一種の水郷を形成して、床しい農村であつたが、これらの井路は今や全く埋め立てられて殆ど痕跡も止めない。

さて、こうして作られた新田は、北東から「いろは」四十七文字の順に區劃命名して、「いノ割」「ろノ割」等と稱し、また、各一字割を一二反位ずつに小割して、一、二、三と順次小分番地を施した。そして、中堤より内の「いノ割」より「てノ割」までは畑に、中堤の外、沖堤までの間の「あノ割」以下は水田とした。



島根南の残る新田の
風景と井路の農地

以上耕地のほかは屋敷地として、北方の尻無川縁と南方三軒家町に接した地とをこれにあてた。前者は「北」、後者は「南」と呼ばれた。よつて、耕地四十七割に屋敷地二割を加えて四十九割、小割七百九株、全敷地百四町一反七畝二十二歩であつた。新田の農作物としては、中堤内の畑には棉花・麥・蔬菜が栽培せられたが、殊に土質が瓜類に適し新田西瓜と稱して市中に良質の西瓜を供給した。中堤の外は水田であつたので稻が作られた。

この耕作に従事した者は下作と稱し、堺踞尾その他近郷近在から移住した者を中心とし、家を構える者、北に二十七戸、南に十八戸で江戸時代においては、その数は餘り増加することはなかつた。

元祿十一年十月より始めたこの新田開發は翌十二年四月十七日には、屋敷地を合せておよそ六十五町歩に達し第一年の植付を行つた。同十四年の七月二日には、開發完成し植付面積は九十五町歩に達し、越えて十五年（一七〇二）三月二十日より三日間に亘つて周密・嚴正な檢地を受けた。檢地は、受檢者より「地並帳」を提出し檢地役人は謗負人案内人を伴ひ、間竿を以て實測し、その面積・地目・田畑の等位・所有權を「地並帳」と對照して行ふ。檢査完了すれば受檢者は「野付帳」を提出し、代官は野付帳と照合して「檢地帳」を受檢者に交付した。この檢地帳は極めて重要なもので、土地の所有權及び「高入」と稱する課稅率並びに課稅高を示す權利義務の證書であつた。

かくて、開發に着手して以來三軒家浦新田と稱し來つた新田名も、檢地のあつた月、改稱願を出し、爾後「泉尾新田」と稱するに至つた。ただし、北村六右衛門が泉州踞尾（つくを）村の人なるを以て、その泉と尾の二字を取つて命名したものである。

なお、地主が泉州に住したため、土地の管理、小作人の身分、小作米の收納等を掌るために支配人を置き、これが事務所を

會所と言つた。

泉尾新田開發の後約六十年を経て、炭屋新田以下當區内の新田が續々開發されることとなるのであるが、その出願・許可條件・開發の狀況等は、ほぼ叙上の泉尾新田と同様であつた。

(註) 泉尾新田開發者北村六右衛門(一六四四—一七〇八)は、泉洲堀尾の人正保元年生る。父は久右衛門、母は於國。幼名を宗俊と言つたが、後、六右衛門を名乗り、その後代々これを襲名することとなつた。彼は性篤實で仁慈、困窮せる人を見れば直ちにこれを救済し、寺社には多額の金品を寄進し、父母を敬し、祖先を尊び、努めて賢士高僧を訪うて道を修め學を問うた。彼は一面緻密な頭腦を有し他面豪放な性質を備え、而して堅忍不拔の意志の持主であり、加えて、同地方屈指の富豪であつた。かかる條件を具えていたが故に、新田開發の大事業も成されたのである。彼が泉尾新田を開發するに際し、人夫を督勵する方法として「櫻み取り」という方法を案出し、「割」の中期に錢を入れた畝を置き土砂を運ぶたびに勝手に手を入れて錢をつかみ取らせたのだが、欲深く多くを握らんとする者は、甕口が小さくて手を出すことができないという面白い方法でこのため一段と仕事が増つたという。新田開發の五年後寶永四年十月四日未曾有の大地震と續いて起つた大津波のため、彼が心血を注いだ新田は破壊流失してしまつたが、六右衛門は再び起つて復興の難工事を完遂した。その功成つた翌寶永五年三月九日永眠。歳六十五。これより先、六右衛門は元祿十五年「をノ割」に一庵を建て、開發事業中横死を遂げた人畜の慰靈祭を行つたが六右衛門夫妻の死後、新田の住民は此處に一寺を建立し、夫妻の法名の一字ずつを取つて了照寺と名づけ、六右衛門の命日を「旦那の日」と稱して毎年その日に寺に集合して法要を営み、彼の徳を偲んだという。

炭屋新田

この地はもと海に沿うた沙洲で、寶曆七年（一七五七）東成郡千林村岡島嘉平次が幕府より開拓の許可をえた百二十町歩の内であつたのを、同十三年に至つて、その内の七町五反余歩を割いて大阪瓦町の住人炭屋三郎兵衛に譲渡し、同年三郎兵衛が更に開墾した地である。幕府の代官飯塚伊兵衛その功を賞し、三郎兵衛の屋號を以て新田に名付け、炭屋新田と稱した。寛政十一年（一七九九）と弘化四年（一八四七）に若干の地が開墾された。明治十二年（一八七九）船園場が設けられた際、三町九反はその敷地となつた。

千島新田

この地はもと海岸に沿うた沙洲で、大阪三町人の尼ヶ崎屋又右衛門の請地であつたが、數十年を経過しても開拓しなかつたので、寶曆七年（一七五七）岡島嘉平次が木津川より尻無川まで大縄地反別百二十餘町歩の地代金を上納して開拓の許可を得、明和五年（一七六八）・同七年・同八年・安永元年（一七七二）同三年・同七年・同九年の七度にわたり開墾した。その都度検地が行われ、石高二百十一石餘であつた。新田の名稱は、千林村の千と岡島の島とを取つて名付けられた。

天明年間、天満の人大和屋甚兵衛が嘉平次より當新田を譲り受けた。そして寛政五年（一七九三）・同八年・天保六年（一八三五）及び同十三年の數度にわたり増墾を行つた。文久二年（一八六二）南久太郎町の住人杉村正太郎が大和屋甚兵衛より當新田を全部譲り受けた。

この新田には二ヶ所の飛地があつた。「瀬」と「難波島分千島」とである。瀬は千島新田の東北なる上田新田の北東に、また難波島分千島は難波島の正面にあつた。これらの飛地は、明治十二年（一八七九）船園場の設けられるにあつて、瀬の幾

分を残してその敷地となつた。

今 木 新 田

この地はもと難波島の北西に接続した沙洲であつたが、寶曆年間岡島嘉平次が許可をえて開墾に着手し、明和七年（一七七〇）・安永二年（一七七三）・同七年の三回にわたり七町三反餘を開墾して今木新田と稱した。その後天明年間、靱南通四丁目山崎善右衛門の所有となつた。寛政五年（一七九三）、更に六反餘を開墾し、天保十年（一八三九）の頃悉く京町堀岡崎町の阿波屋丑之助の所有となつた。

明治十二年（一八七九）船圍場の設けられる際、この地の大部分はその敷地となつた。

平 尾 新 田

この地はもと木津川尻における沙洲であつたが、寶曆七年岡島嘉平次が許可をえた木津川より尻無川に至る間の百二十三町餘の内であつたが、これを大阪江戸堀の平尾與左衛門に譲つたものである。與左衛門は専らこれが開拓に従事し、明和五・六年の頃に至つてその功を納め、同八年（一七七二）檢地があり、與左衛門の姓を取つて平尾新田と名付けた。

安永三年（一七七四）六月二十三日激浪のため堤防を破壊されて元の海面に歸し、永く復舊されることがなかつたが、文政十二年（一八二九）岡島嘉平次が恩加島新田を開拓するに際し、地元であつた故に共にこれを開墾し復舊した。

中 口 新 田

この地は難波島に南接の洲であつたが、難波島の住人中口勘右衛門が幕府の許可を得て、安永元年（一七七二）これを開墾し、その姓をとつて中口新田と稱した。寛政六・七年（一七九四・五）にわたつて増墾したが、天保十年（一八三九）の頃

には難波島の百姓伊右衛門の所有となつた。この地は極めて小さな新田であつたが船圍場の開さくに際してその多くが敷地となつた。

上田新田

この地はもと勘助島の南にあつて、三軒家川に沿うた寄州であつたが、安永三年（一七七四）三軒屋村の人上田傳兵衛幕府の許可をえて開墾し、その姓をとつて上田新田と名付けた。元來狭少の地域であつたが、船圍場の敷地に没したため益々地域縮少し、明治十七年（一八八四）千島新田に合併されてその名稱を廢止された。

南恩加島新田

この地は木津川流末の右岸にある寄洲であつたが、岡島嘉平次が文政十二年（一八二九）にこれを開墾した。時の代官岸本武太夫これを賞し、地名を附し恩加島新田と稱せしめた。恩加島は岡島と同音であるから換用したものである。その後、天保四年（一八三三）・同七年・同十四年・弘化二年（一八四五）・慶應元年（一八六五）・明治四年（一八七一）の六回にわたつて増墾がなされた。當時は「恩加島新田吉三受」と呼ばれていたが、これがいつの頃よりか南恩加島新田と稱せられるに至つたのは、「恩加島新田マチ受」（北恩加島新田）に對してその南に位したからである。

（註）南恩加島新田の開発は大坂府全志には文政十二年となつてゐるが「大正區大鑑」はその初開きを文化十二年であるとし、その理由を文政十二年は「初開の年次でなく檢地の年である。其故は、亥開（いびらき）と云う字地があるから。文化十二年は亥の年である」と記している。即ち十四年早いものと見てゐる。

北恩加島新田

この地もまた海邊の寄洲であつたが、天保二年（一八三一）岡島嘉平次の開墾した所で「恩加島新田マチ受」と稱していたが、南恩加島新田の吉三受到對してその北方に位するので、北恩加島新田と呼ぶようになった。

小林新田・岡田新田

この兩新田は共にもと尻無川西南の寄洲であつたが、天保三年（一八三二）岡島嘉平次の開墾した所である。然し兩新田共天保十年の頃には京都缺屋町の三文字屋庄三郎の有に歸していた。故に後世の人はこの新田を「京新田」と呼んだ。安政元年（一八五四）大海嘯が起つた際害を被り、田畑荒蕪に歸したが、後にこれを復舊した。

千歳新田（俗に六條新田という）

この地はもと尻無川に沿うた沙洲の地で、小林・岡田兩新田の西に位していた。文政十二年（一八二九）大阪の人葭屋庄七、地代銀を官納して大繩地約五十七町歩を請地し、しかも未だ開發しなかつたのを天保年間これを西成郡長柄村の人木村延太郎に譲り、同人は岡島嘉平次と協力してこれを開墾し、弘化二年（一八四五）檢地高入があつた。明治四年（一八七一）五月十八日暴風怒濤の襲來に遭い、堤防決潰人家流失し、田圃もまた荒蕪に歸したが、十年の歳月を費して岡島嘉平次がこれを復舊した。

（註）千島・今木新田の開發者岡島嘉平次（一七〇九—一七八六）は、大阪東成郡千林村の人。その先祖は源賴朝の典醫頭であつたという。源氏の滅亡に際り道明寺村に移住した。嘉平次四代の祖作左衛門に至り千林村に移り、荒蕪地を開き肥田をえたので、その功により代々庄屋を勤めた。嘉平次は性、不屈、勤勉で先見の明あり、木津川・尻無川下流の淺

洲の有利なることを知り、その開發を大阪町奉行に願ひ出たが許されず、よつて更に京都所司代に願ひ出たが許可されなかつたので遂に意を決して江戸表に出で、堀田相模守に直訴した。そこで幕府は嘉平次の熱意と土地の事情を考慮して、これを許した。嘉平次は千島・今木の新田を開き、天明二年千島新田に移住し、同六年十一月十六日この地に歿した。時に七十六歳。幕府はその功を賞して五輪を許し、且つ代々帶刀を許した。

なお恩加島・小林・岡田・千歳等の新田開發者も岡島嘉平次であるが、これは右の嘉平次歿後の事業であるから、彼を襲名した子孫の開發事業であることはいうまでもない。

埋立地の造成

以上當區の土地の大半を形成した新田の開發について略説したが、これらの新田も更にその地先に寄洲を有して次ぎの開發を待ち、明治の代となつた。而して、それは大阪築港計畫による埋立事業として實現された。

當區のみにて言へば、明治三十一年以降大正十五年までの間に、本章の初めに掲げた廣汎な土地が埋立によつて造成されたのである。元來、新田開發は河村瑞軒の淀川治水策にその端を發したのであるが、築港計畫による土地埋立もこれと軌を一にし、淀川河口埋没の禍根を絶つべき淀川改修計畫の確定と相俟つて着手されたものであつた。時代を異にしても、なお同じような方法で大阪の土地が開發されてきたことは、まことに興味深いものがある。

なお、當區の埋立地は大正八年三月町名を決定されたが、町名の由來については、萬葉集卷六の中、田邊福麻呂の詠「潮干れば葦邊に騒ぐあし鶴の妻呼ぶ聲は宮もとどろに」とある歌の「鶴」と、同じく「あり通う難波の宮は海近み、あまおとめ等が乗れる船見ゆ」の「船」と詠者の名の「福」とを採つて、鶴町・船町・福町としたのである。

第二節 土地の發展

三軒家・難波島は江戸時代既に大阪の重要な港を成していた。従つてこの地方には廻船業や船舶修繕用金具の製造を営むもの多く、また大正の頃には造船業が極盛に達した。明治の初期に、三軒家と難波島との間の三軒家川の河岸を開さくして船園場が設けられたのも船舶の出入頻繁であつた事實を物語るものである。

(註) 船園場。元來、安治川・木津川・尻無川の流は、船虫(牡蠣)を驅除するの效ありといわれ、諸國の大船、殊に北國の船舶(俗に千石船)は、冬季の休航に際し、毎年これらの川岸に繋留する慣習があつた。殊に木津川は和船輻輳し、秋九月より春三月までこの川岸に碇泊する數は三百を下らず、ために船舶の出入りを妨げたから、この地に船溜を設ける必要があつた。西長堀北通五丁目長尾新兵衛はこれが開さくを大阪府知事に出願し明治十二年四月許可され、直ちに起工したが、途中コレラの流行や請負業者との紛議等支障續出し、到底成功の見込みなきを慮つて、翌十三年七月免許取消しを願ひでた。然し府においては、この有益なる事業を途中廢棄して既成の工事を無効ならしめ、これに要した工事實費を徒費に終らしむるを遺憾とし、長尾新兵衛にはその實費を下附し、殘工事は府が施工して、明治十四年末に至り竣功した。船園場の總面積は五三、九四〇坪に上り、難波島地子及び今木・炭屋・千島・中口・上田・三軒家等の新田のそれぞれ一部または大部が開さくされた。爾來船舶の繋留に多大の利便を與えてきたが、その必要の減するに至つて、明治四十一年以降數回にわたり拂下げられ、後には木材業者の貯木池として使用された。

三軒家が更に畫期的に發展したのは明治十六年三軒家上之町に創設された大阪紡績會社分工場に負うところが多い。同工場

は大阪市においても最初に近い新施設で、煉瓦造三階建の英國風建築は人々の目を呼らせた。當時この地方から都心へ出るには殆ど渡船によるのほかない状態で、交通は極めて不便であつたから、この工場寄宿舎に收容された多數の女工やその他従業員の必需品・慰安・娛樂等に費される所は、多く三軒家に局限されたことは當然であつた。このため工場附近は商業繁榮し、飲食店・呉服店・密席等軒を並べ、頗る賑わつた。呉服屋の如きは現在街に見ることのないような大店が數軒有つたといわれ、また、右の紡績會社社長が英國へ洋行した人であつたため、その好みと會社の社用の必要から、この地の一西洋料理店に歐洲仕込みの料理人を採用せしめ、當時珍しい高級料理を客に供せしめたという話もある。近代的大工場の設置によつてもたらされる町の活況は明治時代早くも三軒家に見られたのである。

三軒家に比較して泉尾の近代化は遙かにおくれ、明治の中期まで昔のままに經過した。泉尾新田は、開發當初の誓約通り北村氏一家の所有として二百年間繼承し、賣買は行われず、産業は農業一式で純然たる農村であつた。然るに、明治三十七年この土地所有に大きな變革が起つた。それは、北村氏の經營する合名會社北村銀行が、明治三十三年財界の變動によつて支拂停止に陥り、一ケ年の後に破産の宣告を受けたことに起因する。この破産宣告は北村氏の負債八十五萬圓に對して行われたのであるが、他方債權九十二萬圓を有していたので、北村氏の財産の一部を救い且つ債權をも失わざらしめんがために協議契約（強制和議）が成立し、その結果三十七年一月、預金者・債權者一同を株主とし泉尾新田百二十五町歩を以て泉尾土地株式會社を創立し、これを以て債務辨済の機關たらしめた。ここにおいて北村氏の美田泉尾の土地は、債權者の集團から成る土地會社に所有權を移轉されることとなつた。

こうして地主は没落の悲境に陥つたが、それに伴つて小作人の地位にも變革がもたらされた。元來、新田の小作人は永小作

權を持つていなかった。然し、一般に新田の開発は地主と小作人との協力によつて成り、その關係が浅くなかつたので、小作人は小作株を子孫に傳えるほか、或いは他人に轉讓渡することがあつても、賣買者もこれを怪しまず、地主もこれを咎めぬ慣例となり、これを「上土權」と稱し、地盤は地主のものであるが、土壤は小作人の自由の權利あるものとされてきたのである。然るに明治三十年大阪築港工事の着手以來、沿岸新田地帯の地價が急騰するや、從來土地を放任して顧みなかつた地主達は俄に土地の自由處分を專行せんとし、小作人もこれに對抗して上土權を主張し、遂に明治三十二年、新田地方十八ヶ町村の大部の小作人が一致して永小作權確認の訴訟を提起し、系争一年に及んだが、小作人側の主張は認められず敗訴に歸したのである。一般にかような状態であつたから、泉尾新田が土地會社の所有となり明治四十年頃から求めに應じて土地の賣却を行うようになると、小作人は土地を明渡すか、買取るか、いずれかを選ばなければならないこととなつた。資力有る者は或いは土地を買收し、或いは商人に轉業したが、資力なき者は僅かの涙金を與えられて耕地を奪われ窮境に陥つたのである。

然し、このことは一種の土地解放となり、恰も農業時代より資本主義經濟への過渡期の流れに乗つたため、その後續々土地の賣却が行われ町の發展に役立つこととなつた。泉尾發展の端緒はここに開かれたというべきである。而して封建時代の大地主北村家没落の後に泉尾新田の土地を多く買取つた新興地主階級は、町の工業的發展と共に、或はこれを賃貸し、或は借家を經營して大正・昭和にかけ、大地主・大家主の確固たる地位を築いたのである。

その他、泉尾發展の原因となつたものは

(一) 三泉市場の開設

當時北方において松島方面と陸續きとなつてゐるのみで、渡船によるほか、他の地方と交通のできなかつた當地域は、既に

相當な人口を擁しながら、日用品の買入れ、農産物の賣却に少なからず不便であつた。そこで、三軒家泉尾の有志が發起し、土地の地上げ、整地を行つて泉尾新田と三軒家本田との境界に市場を開いた。これが三泉市場で、大正四年開設された。尻無川に櫛橋が架せられ、九條方面からも買出しに來るものが多く、次第に繁榮していつた。

(二) 尻無川の改修

大正三年より五年に至る三ヶ年計畫で尻無川の改修工事が行われた。當時の尻無川は松島の北端松ノ鼻で木津川と分れ、本田・九條と松島・花園の間を流れて海へ注いでいたが川幅僅か十間足らず、水も浅く、航行も不便であつた。これを浚渫すると共に川幅を今日の三十六間に擴げ、更に瓦斯會社の南に岩崎運河を開さくして、道頓堀川をして木津川を横切つて尻無川に通ぜしめた。この事業は幾多の困難に遭遇したが、大正九年十二月に漸く完成した。この工事によつて大きな影響を受けたのは北泉尾で、尻無川堤防にあつた民家は立退きのやむなきに至つた。また、今の岩崎橋附近の運河並びに電路の所は元墓地であつたが、紅葉橋附近にあつた泉尾の墓地と共に阿倍野墓地へ移された。

(三) 市電の開通と架橋

大正五年八月、始めて大正橋・永樂橋間の市電開通を見、昭和二年十一月までに現在の區内全線が開通した。尻無川改修の際櫛橋は撤去されたが、大正四年八月、大正橋・同九年、岩松橋・同年岩崎橋が架設され交通状態が一新し、大正區發展の地歩が確立された。

第一次世界大戰は、大正區の田畑・埋立地を急速に工場地帯・住宅街・商店街に發展させていつた。即ち大戰中における日本資本主義の發展が當區を近代産業都市に生長させたのである。その先驅は工場の建設であつた。而して、セメント・製鐵・造

船・造船等大工場の建設敷地に、人家未だ少なく舟運の便のよい船町・鶴町・福町・南恩加島・平尾等の南部の埋立地が好適であつたことは、當區を重工業地帯として發展するに至らしめた地理的條件であつた。泉尾の地方は三軒家・難波島の造船業を相手とする船舶修繕用金具等の家内工業から始まり、人家の密集すると共に、主として機械部品等を製造する中小工場や、下請工場が夥しく建設されていつた。

更に當區の發展に特記しなければならないのは木材業である。大正七年、從來長堀に在つた多くの材木業者が連合して、千島・泉尾新田の堤防に沿う一帯を買収し、大阪木材市場株式會社を創立、更に大正十一年に姉妹會社大阪木材土地株式會社を建設したが、これらは或いは畑地に運河を開さくし、貯木池を設け、或いは地盛りをなして設備を完備し、そしてここに設置された木材市場は業界の中心となつた。これに伴つて、材木商製材業が集中し、従業者の住宅商店等も建築されて材木街を成した。

なお埋立地の發展を促したものとして、鶴町市營住宅の建設も忘れることはできない。鶴町住宅は大正八年六月に第一期、同九年十二月に第二期の建設を終り、蘆荻茂る埋立地を住宅街となし、この地方發展のさきがけをなした。市電大運橋線は同九年十二月に開通し、工場の建設と相俟つて大阪港に臨む工場街住宅街として繁榮していつた。

前記の通り、當區は第一次世界大戰の頃より昭和の初頭にかけ飛躍的な發展を遂げたのであるが、これに大打撃を與えたものは第二次世界大戰である。戦時の軍需産業重點主義は、當區内の重工業を股賑ならしめたが、一方には平和産業の壓縮・企業整備・徵用・物資統制・國民生活の統制強化などで、區民の生活も漸く困難を増していつた。昭和十八年より建物疎開が實施され、大正橋から臨港鐵道ガードに至る電車路東側の三角地帯の家屋が、殆ど全部撤去されたのを始めとし、局部的に取毀

たれた家屋は相當な數に上つた。戦争末期には生産要員以外の人員疎開が實施され、人口は激減した。そして遂に二十年三月十三日・六月一日の最悪の日を迎え、この二回の大空襲によつて、三軒家の南半・泉尾の中央部・南恩加島の西半・北恩加島の南半・鶴町・小林の殆ど全部を烏有に歸した。その他小部分の罹災は全地域にわたつて見られた。その焼失面積は區の半ばを占め、新田開發以來、孜孜として築き上げた先人の功業は一朝にして瓦礫の堆積と化し去つた。かかる状況のもとに終戦の日を迎えたが、その直後、二十年九月十七日には枕崎台風による高潮に全區浸水し、物資不足の折柄、街の様相は見る影もない荒廢の狀を呈した。

然し、戦争の終結と民主自由の新しい理想は、區民の再起復興の意慾を喚起し、終戦後七年、未だ盛時の面影は偲ぶべくもないが、新生大正區は潑刺と發展の道を進みつつあるのである。

第三節 行政區劃の變遷

明治初期

當區は江戸時代には攝津國西成郡に屬し、徳川氏の直轄地として代官の支配する所であつた。明治維新となり代官の支配から新政府の管轄に移つたが、維新の影響により、明治初期における行政區劃の廢合更改は、朝令暮改も只ならぬ有様であつた。その經過は次ぎに示す通りである。

(一) 明治元年五月、大阪府西成郡に屬す。

(二) 二年正月、攝津縣西成郡に屬し、大阪裁判所司農局の管轄となる。

(三) 同年三月、大阪府西成郡に屬す。

(四) 同年五月、大阪府西成郡に屬し、大阪府司農局の管轄となる。

(五) 同年七月、大阪府西成郡に屬し、大阪府北司農局の管轄となる。

(六) 五年五月、三軒家村・三軒家地子・難波島地子及び今木・中口・炭屋・上田・千島・南恩加島・平尾の各新田は「大阪府西成郡第二區二番組」に、北恩加島・小林・岡田・千歳・泉尾の各新田は「大阪府西成郡第二區四番組」に屬す。

(七) 八年四月、西成郡第二區二番組を「大阪府第六大區二小區二番組」に、西成郡第二區四番組は「大阪府第六大區二小區四番組」と改む。

(八) 十年九月、全地域を「大阪府第六大區二小區」とす。

(例) 大阪府第六大區二小區三軒家村

同 泉尾新田

(九) 十二年二月、西成郡役所部内に屬し、三軒家村及び三軒家町(明治八年四月舊三軒家地子を三軒家町と改稱す)を「大阪府西成郡第十二分割」、難波島地子及び今木・中口・炭屋・上田・千島・南恩加島・平尾・上田・千島の各新田を「大阪府西成郡第十四分割」、北恩加島・小林・岡田・千歳・泉尾の各新田を「大阪府西成郡第十三分割」とす。

(例) 大阪府西成郡第十二分割三軒家村

同 第十三分割泉尾新田

町村制施行

明治二十二年四月町村制が施行されたが、その際三軒家村と三軒家は合併して「大阪府西成郡三軒家村」となり、元の三軒家村の区域は、三軒家村大字三軒家と稱し、元の三軒家の区域は三軒家村大字三軒家町と稱した。そのほかの各地は「大阪府西成郡川南村」の一部となつた。

(例) 大阪府西成郡川南村大字泉尾

大阪 市 編 入

一、明治三十年四月大阪市に編入、西區に屬し、三軒家村は「三軒家」、川南村は「川南」と稱し、これにそれぞれ字を附した。

(例) 大阪府大阪市西區三軒家字三軒家

同 三軒家字三軒家町

同 川南字泉尾

二、明治三十三年四月、町名を設定し、「三軒家」の内、大字三軒家は三軒家上之町に、大字三軒家町は三軒家下之町となつた。「川南」に屬する地域は、難波島町・今木町・中口町・新炭屋町・南恩加島町・平尾町・千島町・東千島町・北恩加島町・小林町・新千茂町・泉尾町となつた。なお、川南の「上田」を三軒家上之町に合併した。

三、明治三十四年四月、東千島町の内、四二〇番地を三軒家上之町に合併した。

四、大正八年三月、埋立地に町名を設定し、福町一・二丁目、鶴町一・二・三・四丁目、鶴濱通一・二・三・丁目、船町とし

た。

五、大正十三年五月、「三軒家上之町」を、大正通一・二・三・四・五丁目、三軒家東一・二・三丁目、三軒家濱通一・二・三四丁目、三軒家西一・二丁目、三軒家櫛町一・二丁目、三軒家市場通一・二丁目に分割し、「三軒家下之町」を三軒家町一・二・三丁目とした。

六、大正十三年十二月、今木町と難波島町とをいずれも一・二丁目に分けた。

七、大正十四年四月、西區より分區した港區の一部となる。

八、大正十四年五月、「泉尾町」を、泉尾松之町、泉尾竹之町、泉尾梅之町、泉尾上通、泉尾中通（以上いずれも一丁目より五丁目までに分つ）、大正通六・七・八・九・十丁目、泉尾北村町一・二・三・四丁目、南泉尾町一・二・三丁目に分割した。同時に、「東千島町」は三軒家町に合併した。

九、昭和七年十月一日、大正區となる。

なお記述上煩雜を避くるため右に挙げなかつたものを次ぎに附記する。

○船津町・川本町・臼井町

江戸時代、勘助島の内に設けられた代地の町名である。貞享年間（一六八〇年代後半の頃）、畿内治河の擧あるに際し、天満橋以東において公收せられた天満橋一丁目の代地を船津町、天満橋二丁目の代地を川本町、臼屋町の代地を臼井町と稱した。勘助島は徳川代官の支配下にあつたが、代地の三町は例外として、従前の通り大阪三郷天満組に屬し、町奉行の支配を受けた。明治二年五月、三町合併して船津町と稱し西大組十三番組となり、四年五月、ち組二番、五年二月、二十組となり、六

年十一月、三軒家村に合併され、その字となつた。

○上田新田の變遷

上田新田は、明治十二年の船園場設置に際し、その大部分が敷地に没して地域極めて狭少となつたため、明治十七年八月、その名稱を廢して千島新田と合併した。三十三年四月、三軒家上之町の町名設置の際、千島町の内なるこの舊上田新田の區域は三軒家上之町に編入された。

○東千島町の變遷

この地は千島新田の飛地で、上田新田の東北、木津川が三軒家川を分派する所で、「瀬」と稱した地である。明治十七年八月、上田新田を合併し、三十三年四月、東千島町と稱した。翌三十四年四月、その内の四二〇番地のみ三軒家上之町に編入した。大正十四年五月、全町域を三軒家町に合併された。

○泉尾字海表

明治三十三年四月、泉尾町の内、字海表七八八番地は小林町に、同七七九番地は新千歳町に編入された。

○三軒家聯合・泉尾聯合

明治三十三年四月、舊三軒家及び舊川南を町名分畫した際、各町を聯合し、舊三軒家の各町を三軒家聯合、舊川南の各町を泉尾聯合に屬せしめた。昭和二年三月、學區廢止により聯合も廢止された。

第二章 地理

第一節 區域

大正區は大阪市の西南部に位して大阪港に面し、木津川・尻無川および岩崎運河に三方をかこまれた地域である。北は岩崎運河によつて西區に、西北は尻無川をもつて港區に、東は木津川をへだてて浪速區・西成區に隣している。南は木津川下流の灣曲部において住吉區をへだて、西南は大阪港にのぞんでいる。

區内はつぎの各町に分けられている。

今木町一・二丁目

南恩加島町

難波島町一・二丁目

新千歳町

中口町

福町一・二丁目

新炭屋町

鶴町一・二・三・四丁目

千島町

鶴濱通一・二・三丁目

北恩加島町

船町

小林町

三軒家濱通一・二・三・四丁目

平尾町

三軒家東一・二・三丁目

三軒家西一・二丁目

泉尾上通一・二・三・四・五丁目

三軒家櫛町一・二丁目

泉尾中通一・二・三・四・五丁目

三軒家市場通一・二丁目

泉尾松之町一・二・三・四・五丁目

三軒家町一・二・三丁目

泉尾竹之町一・二・三・四・五丁目

北泉尾町一・二・三丁目

泉尾梅之町一・二・三・四・五丁目

南泉尾町一・二・三丁目

泉尾濱通一・二・三・四丁目

大正通一より十まで各丁目

泉尾北村町一・二・三・四丁目

第二節 地 勢

地 形

當區の土地は、木津川と尻無川に挟まれた三角洲に人工を加えてできた土地であるから、大正橋附近を除いて一般に平坦低地、しかも年々地盤が沈下している（第十二章参照）。面積は九・一七平方軒（東西約二・九軒、南北約四・七八軒）、大阪市面積の約五パーセントにあたり、二十二區のうち七番目の廣さである。

區の東側に沿うて木津川が南流し、「千本松渡し」附近で大きく西に灣曲して大阪港に流入する。尻無川は區の西側を西南に流れて同じく大阪港に注ぐ。難波島の西側には三軒家川があつて、北は今木町附近で木津川から分流し、南は中口町附近で再び木津川に合流する。

區内には運河・入堀・貯木池など多くの水路が縦横に掘られているのと、區の周邊に延々たる防潮堤が構築されているの

が、きわめて特徴的な景觀である。土地は運河や入堀によつて分斷され、あたかも數個の島を形づくり、これを多くの橋がむすんでいる。

港灣修築十ヶ年計畫による尻無川・新千歳町方面の内港工事や、鶴町・南恵加島町方面の盛土工事、その他戰災復興土地區畫整理事業の進行にともなつて、當區の地形は日に月に著しい變貌をとげつつある。(第十章、第十一章參照。なお、防潮堤については第十二章)。

河川・運河 當區の河川・運河の面積は區の面積の十五パーセント(一、三四九、〇二四平方米)を占めている。「水の都」大阪市内においてはその比率は十一パーセントである。このように大きな比率をもつ當區の河川・運河が、その水運の便をもつて産業の發達に寄與してきたことはいふまでもない。しかし利益の反面には、それが高潮の禍を導入れる路ともなつていた。つぎに各河川運河の概要を記述する。

一、木津川 右岸は川口町昭和橋、左岸は土佐堀通五丁目より南流して松島町の東岸に沿ひ大正橋に至り、當區の東邊を南へ大阪港に入る。延長八、六五七米。この川は古來當地の開發發展と深い緣由があり、中村勘助の木津川浚渫、元祿の難波島中央開さく、泉尾新田への用水引入、「お船倉」「船園場」「天満屋敷」(第一章及び座談會參照)など興味ある史實に富んでいるが、とくに江戸時代、諸國の船舶のふくそうしたところで、大阪の商業に大きな役割を果していた。古老の傳える「木津川二十四濱」と稱されたものは、木津川筋に二十四ヶ所の「上荷船」の濱があつたことを意味し、即ち、この川へ入津した諸國の廻船の積荷はここで上荷船に積み取り、市中の諸川を利用して目的地へ運送し、または市中の間屋より荷物を積んでこれを廻船に運んだものである。したがつて大阪上荷船の名は著名で、川船業は組合獨占制のもとにすこぶる繁昌していた。

木津川二十四濱のうち當地に屬したものに、敷津濱、勘助島上ノ濱、同中ノ濱、同下ノ濱、瀬ノ濱、今木濱、三軒家濱、落合濱などがあつたといわれる。しかし、明治になつて蒸氣船の出現により上荷船は次第に衰頹してしまつた。

二、尻無川

もと、右岸は西區梅本町、左岸は同區仲之町一丁目より、曾ての松島遊廓の西側を南流し大阪瓦斯會社の西をへて當區の西邊を大阪港へ注ぐものであつたが、西區内の河筋は數年前より大部分埋立てられ、いまは岩崎運河と境川運河の水がこれに通じている。現在の延長三、四〇一米。江戸時代より尻無川下流は汐干狩と堤防の櫓の木の新葉とによつて遊樂地として浪花名所の一であつた。しかし昔は川幅わずか十間たらずで水も浅く、商工業の發達にともない船舶の航行に不便を感じるようになったので、大正三年より五年に至る三ケ年繼續事業として改修工事を行い、新櫓橋より下流の川幅を今日の三十六間に擴げるとともに水底を浚渫した。現在、木津川とともに船舶の重要な交通路となつてゐる。なお港灣修築十ケ年計畫により、將來、下流大正區側約一、三〇〇米を掘さくし幅三〇〇米に擴げることとなつてゐる。(第十一章參照)。

三、三軒家川

木津川より分れて難波島の西を流れ、ふたたび木津川に合流する。延長一、二三七米。

四、千歳運河

大正三年開さく。鶴濱通三丁目と新千歳町の間を東南に入り、鶴町一丁目と南恩加島町の間を木津川運河に

入る。延長一、九〇八米。

五、木津川運河

大正五年開さく。船町と鶴濱通一丁目・鶴町一丁目・南恩加島町の間を通ずる延長一、八三二米。

六、福町堀

大正八年開さく。福町一・二丁目を縦斷して千歳運河に通ずる。延長一、〇五四米。

七、岩崎運河

大正九年開さく。西區と大正區の境界を通る。木津川・道頓堀川・尻無川に連絡する。延長五一八米。

八、大正運河

大正十二年開さく。千島町より新千歳町に通じ、木津川と尻無川を連絡する延長一、九八三米。

貯木池

當區内には廣大な貯木池が設けられておりその面積は二十萬坪をこえている。運河によつて木津川と尻無川の間を通じ、運河と貯木池とはまた脈絡をなして木材の運搬は自由で取引に多大の便利がある。かつ、木津・尻無の流れは潮の干満によつて、淡水と塩水と混り合い虫害や腐蝕を防ぐことができるといわれている。このように運河と貯木池の開さくに適地をえたことは當區に木材取引業や製材業の集中した理由であつた。

第三節 人口

人口の推移

(一) 明治以後における當區地域の人口推移の概要を「泉尾史」はつぎの表に示している。

地 方	明治九年 一月一日	全二十二年 四月一日	全三十二年 十一月一日	大正九年 十月一日	全十四年 十月一日	昭和五年 十月一日	全十年 十月一日	全十五年 五月一日
泉尾新田地方	四二七	六二三	七〇二	四九八	四二七	二二、七五一	二一、三三一	二四、九七七
三軒家地方	二、一七五	三、四二〇	八、六〇七	三〇、〇〇八	二七、七五六	二六、八〇九	三三、二〇一	二九、八〇九
泉尾新田以外 の新田地方及 埋立地方計	一、四七六	二、二六〇	三、六二一	五、四〇三	五、二二七	五〇、三七三	七七、五〇五	九〇、七四五
	四、〇七八	六、三〇三	一二、九二〇	六二、〇四六	八一、七一一	一〇〇、九三四	一三一、〇三七	一三五、五三一



貯木池の一風景

右の表によると、明治時代すでに商工業をもつて繁榮していた三軒家は、泉尾その他の地域の如くいまだ農業を主としていた地方にくらべて、人口においても、その増加率においても格段の差があつた。即ち明治九年および明治二十二年當時には、三軒家は泉尾の五倍以上の人口を有し、また、明治二十二年から同三十二年までの十年間の人口増加率は、泉尾が一・一倍の増加であるのに對し、三軒家は二・五倍を示している。そして、明治三十二年當時には、三軒家の人口は泉尾の十二倍をこえていた。

しかし、明治三十二年から大正九年に至る二十一年間には、泉尾の人口は二十九倍という飛躍的膨脹を遂げた。三軒家も三・五倍の増加をみたが、それでも人口においては最早泉尾の六十六パーセントに過ぎない。このことは、三軒家が早くより發展していたため、すでに人口の飽和状態をきたしつつあつたこと、および、泉尾が大正初期以來、工業勃興の機運にめぐまれ、農業から工業へ急速度に轉換して著しい町勢の發展をもたらし、それにともなつて大量の人口移住が行われたことを示すものである。

この趨勢も、大正九年以後には頭打ちの状態となり、三軒家・泉尾の人口は一應これで飽和状態に達したものとみられる。これに反し、その他の地域は、その後大正期から昭和へはいつて躍進をつづけていつたことが示されているのである。

(二) 昭和七年に當區が創設されて後の世帯數・人口の推移を五年目ごとに示せば、つぎの通りである。

年次	世帯數	人口			一平方 人口密 度
		總數	男	女	
昭和七年	二五、二〇〇	一一〇、五〇〇	六一、三〇〇	四九、二〇〇	一一、〇五〇

一二	二六、九〇〇	一二七、七〇〇	六四、六〇〇	六三、一〇〇	一三、九二六
一七	二八、五三六	一二三、四一九	六四、六六〇	五八、七五九	一三、四五九
二二	一一、九二三	四三、一七五	二三、五七一	一九、六〇四	四、七〇八
二七	一六、五三一	六六、八〇〇	三五、四〇五	三一、三九五	七、二八五

當區創設以後、人口の最高を示したのは、昭和十四年の一五二、三〇〇人（世帯數三二、六〇〇）であり、軍需工業殷賑の時代を反映している。また、最低は昭和三十年の二七、六三七人（世帯數八、五四二）で最盛期のわすが十八パーセントにすぎず、疎開と、戦災と敗戦の荒廢を端的に現している。現在では區の復興によつて終戦時の二倍半に達している。

地域別世帯數・人口

昭和二十七年七月一日現在による住民登録の結果を日赤奉仕團の各連合分團の區域別に示せば、つぎのとおりである。

連合分團	世帯數	人口	
		總數	男女
三軒家	二、九七六	一二、五八六	六、四二二
泉尾東	三、一六八	一二、〇五五	六、四五五
中泉尾北	一、七四九	七、三一六	三、八二六
中泉尾南	一、六七二	七、〇四四	三、六六二
北恩加島	二、六七〇	一一、〇四〇	五、六八六

南恩加島	二、九六〇	一一、四六〇	六、四五〇	五、〇一〇
鶴町	九七一	三、九六九	二、一二四	一、八四五

各町名別世帯數・人口

(昭和二十五年十月一月現在、國勢調査)

町名	世帯數	人		町名	世帯數	人	
		總數	男			總數	男
總數	二五、二七三	五五、六四四	三三、〇八六	南恩加島町	二、一八五	八、七八八	四、〇〇八
今木町一丁目	三一	一一八	六八	新千歲町	二九八	一、五九九	六六〇
二丁目	二一	六八	四〇	福町一丁目	二三	一〇四	六一
難波島町一丁目	四五	一九七	一二七	二丁目	二二	七四	五〇
二丁目	一二	四〇	二三	鶴町一丁目	二二七	九七五	五二四
中口町	七	二〇	一二	二丁目	二九一	一、〇四二	五七六
新炭屋町	一六五	六〇五	三一二	三丁目	二二三	九一〇	四七三
千島町	五二六	一、八九五	一、〇一六	四丁目	四一	二二三	一四九
北恩加島町	一、六〇九	二五、〇三三	一六八三	鶴濱通一丁目	二六	一三〇	六八
小林町	一、〇一三	八、九六二	〇、三七一	二丁目	一四	四三	二〇
平尾町	四三四	一、六四二	八六九	三丁目	三	一七	一五
							二

船	町								
三軒家濱通	二丁目	七七	三五六	二二六	一三〇	三丁目	九三	四一九	二三〇
	二丁目	一九	六七	三四	三三	南泉尾町一丁目	三五	一二一	六一
	二丁目	二七	一〇九	五七	五二	二丁目	七〇	二六一	一三二
	三丁目	二六	一〇一	五九	四二	三丁目	一三八	五五一	二七九
	四丁目	一五	五八	三三	二五	大正通一丁目	二五一	一〇〇六	五〇〇
三軒家東一丁目	四丁目	四五	一七四	八二	九二	二丁目	三六一	四〇五	七〇四
	二丁目	一三八	五四三	二七六	二六七	三丁目	一九七	六九五	三四六
	三丁目	一二	五一	二五	二六	四丁目	三六三	四六二	七三一
三軒家西二丁目	二丁目	三二一	二六七	六三〇	六三七	五丁目	一七五	七二三	三九〇
	二丁目	一六五	六三二	三一七	三一五	六丁目	四七	二三五	一二五
三軒家櫓町一丁目	二丁目	一八三	七一七	三七〇	三四七	七丁目	八二	二一五	一三一
	二丁目	二七八	一一五	五八六	五二九	八丁目	八八	三五一	一七九
三軒家市場通一丁目	二丁目	七三	二九七	一四六	一五一	九丁目	一九九	七一一	三七二
	二丁目	二五六	一〇五一	五四〇	五一一	十丁目	一二二	五〇八	二四〇
三軒家町一丁目	二丁目	三九	一五三	七三	八〇	泉尾上通一丁目	八六	三四四	一七九
	二丁目	八九	三三九	一七九	一六〇	二丁目	一一七	四五九	二三三
	三丁目	一〇六	四二一	二一〇	二一一	三丁目	七三	二三〇	一二九
北泉尾町一丁目	二丁目	二一四	九七八	五一七	四六一	四丁目	二四二	九二五	四七三
	二丁目	五一	一九七	一〇六	九一	五丁目	二二二	八九一	四六三
									四二八

泉尾中通一丁目	二二三	九四三	四六九	四七四	泉尾梅ノ町一丁目	七八	三一	一八一	一三〇
二丁目	四八	一七〇	八四	八六	三丁目	三五	一一六	六四	五二
三丁目	六六	二八七	一四二	一四五	三丁目	五〇	二〇一	一〇六	九五
四丁目	六二	二三三	一一四	一一九	四丁目	三五	一二九	六六	六三
五丁目	二一〇	七四七	四〇二	三四五	五丁目	三	一四	九	五
泉尾松ノ町一丁目	二〇八	八六九	四六七	四〇二	泉尾濱通一丁目	一〇二	四〇六	二〇六	二〇〇
二丁目	四八	一九八	九四	一〇四	二丁目	九五	三五六	一八八	一六八
三丁目	三八	一五一	七九	七二	三丁目	一〇六	三九七	一二三	一七四
四丁目	四〇	一五〇	七三	七七	四丁目	一五六	六八一	三四五	三三六
五丁目	二八	一一一	七二	三九	泉尾北村町一丁目	九二	三六三	一九九	一六四
泉尾竹ノ町一丁目	一二一	五二六	二八七	二三九	二丁目	一二六	五三九	二五九	二八〇
二丁目	八二	二七七	一三六	一四一	三丁目	一〇三	三六四	一八七	一七七
三丁目	九九	四二一	三一四	二〇七	四丁目	六二	二〇四	一〇八	九六
四丁目	一三八	五四七	二七九	二六八	面	三八八	七二七	一、六〇八	一一九
五丁目	四	一三	八	五	水				

出生數と死亡數との比較

つぎの表中、「百分比」とあるのは、出生に對する死亡の數の割合を示す。

	昭和十六年	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六
出生	四、五三〇	四、〇五六	四、一七〇	三、二六五	一、三四七	一、一九〇	二、七四九	三、九二六	三、一五五	二、五三〇	二、四五三
死亡	二、八八六	一、九一一	一、五七六	一、五五一	一、九八八	一、五四四	一、五九六	一、〇五八	一、〇四九	八九二	八一三
自然増加	三、六四四	二、一四五	二、五九四	一、七二四	(一)六四一	(一)三五四	一、一五三	二、八六八	二、一〇六	一、六三八	一、六四〇
百分比	四一・六	四七・一	三七・八	四七・五	一四七・六	一二九・七	五八・一	三六・二	三三・二	三五・三	三三・一

(註) 右の表中(一)の記號は減少を示す。

婚姻數と離婚數との比較

つぎの表中、「百分比」とあるのは、婚姻に對する離婚の數の割合を示す。

	昭和十六年	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六
婚姻	一、五〇三	一、二四三	一、二六一	一、〇七八	三九〇	四六三	一、〇五七	一、二七五	一、二六三	九六四	一、〇四二
離婚	七三	五九	六一	四九	三五	一〇四	一二〇	一〇八	一一八	一二七	一四二
百分比	四・九	四・七	五・〇	四・五	九・〇	二二・五	一一・四	八・五	九・三	一三・二	一三・六

第三章 交通

交通の變遷 大正初期まで、三軒家難波島以外の當地域の大部分は農村であつたから、交通は全く未發達の状態にあつた。

當時、岩崎運河はまだ開さくされていなかったたので當地の北端は岩崎町・前田屋町と地續きになつていた。それで、ここを通つて舊大阪へ出ることができたが、それ以外には、渡し船を利用するほかはなかつた。橋梁もただ一ヶ所、もとの「櫛ノ渡し」のところに「櫛橋」があつただけである。(尻無川改修の際に撤去さる)。道路も今日みる如き整然たる都市計畫街路は、當時の人々の夢想だもしなかつたところであらう。新田の耕作者が野良への往復は、小舟を操つて新田の「井路」を通路とした。井路は尻無川の堤防の内側に大井路が掘られてあつたほか、新田の各「文字割り」(區畫)の周邊をめぐつて、幾條も掘られてあつたから、小舟は便利な交通機關であつた。このような、水郷を想わせる長閑な田園風景の時代には、交通の發達を語るべきものは何もなかつた。

しかし當地に、大正初期以後急速に近代的工業の發達をみるに至つて、工場や住宅がさかんに建築され、人口が激増し、これと相互に關連して、交通の状態は一變することとなつた。そのさきがけは大正橋の架橋で、大正四年に竣功した。つづいては市電の開通したことで、大正五年、大正橋・永樂橋間に當地始めての市電が通つた。それ以後、岩崎運河の開さくにともなつて、大正九年、岩松橋岩崎橋が架橋された。

道路は、大正十年以後の第一次都市計畫事業や、これにともなう各種街路事業により、全面的に新設、擴張、改良が行わ

れ、幹線街路網はほとんどこの期に完成した。市電の路線は順次延長して昭和二年には現在あるところの全線を開通し、橋梁は、さらに昭和十一年に大船橋、同十二年に大浪橋が竣功し、ますます交通の利便を加えた。しかし、當區内の軍需工業の殷盛をきわめた戦時中は、工場通勤者の激増によつて、市電ラッシュ時の混亂は殺人的と稱された。當區の市電路線は、大正橋をただ一つの出入口とするため、大正橋附近の混雑はとくに甚だしかつた。そのため、大浪橋の筋に市電を開通することや、木津川・尻無川の下流方面に橋梁または河底トンネルを建設することなどが要望されたが、いずれも實現するには至らなかつた。

木津川・尻無川は、從來、船舶航行の必要から橋梁が架せられない。これを補うため、兩川とも市營の渡船が設置されてゐるのである。

交通量 近時、當區商工業の復興にともない交通量はおびただしく増加しており、警視廳が實施した昭和二十七年五月十三日の一日間（午前七時より午後七時まで）の調査によれば、市電交叉點の交通量はつぎのとおりである。

交叉點	電車	自動車	自轉車	その他諸車	歩行者
大正橋	一、〇三七	八、三九六	一〇、六一一	七三〇	一四、八二〇
三軒家	七九六	九、〇五三	一〇、三八一	一、〇七四	一二、一八九
小林町	六一七	四、二三七	五、五二六	五五九	六、八一五
大運橋	六〇三	二、六二九	三、一六四	二八四	一三、九二四

とくに自動車の交通量は毎年著増しており、同じく警視廳の調査によると、(一日間)、

交 叉 點	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年
	通行量	通行量 前年比	通行量 前年比	通行量 前年比
大 正 橋	一、九五〇	三、五〇五 (増) 八〇%	五、六二二 (増) 六〇%	八、三九六 (増) 四九%
三 軒 家	二、三六〇	三、四〇一 四四	六、四六二 九〇	九、〇五三 四〇
小 林 町	一	一	一	一
大 運 橋	六九四	一、二三七 七八	二、三一五 八七	二、六二九 一四

各年の前年に對する増加比率の實に大きいことが示されている。昭和二十七年七月からガソリンの統制が解除されたので、この傾向は一層つよくなるであらう。

これに反して、當區の名物、馬力の運送は目だつて減少してきたことが感じられる。戦前において當區の挽馬數は本市第一で、馬小屋は小林町・南恩加島町等が中心であつた。然るに最近、馬力運送を廢業するものが増えてきており、その荷車數も、昭和二十一年二九六台、二十二年二三五台、二十三年二二六台、昭和二十四年二〇一台、二十六年一六四台と年々減少している。(當區荷車税課税による)。

道 路

道路は公道と私道に區別されるが、本市の道路はほとんど市長管理のものである。當區内の市道はつぎのとおりである。

(道路種別)

(延 長)

(面 積)

コンクリート

三二、三六一(米)

二二〇、四三七(平方米)

甲アスファルト

三、八六二

三八、六二〇

甲 乳 劑

二、五二九

一三、九〇九

砂 利 道

五〇、八六九

三〇五、二一四

計

八九、五二一

五六八、一八〇

當區の市道は戦時、戦後を通じて、修繕の不十分、高潮の浸水、トラックの大型化・積載量の増加および交通量の激増などによつて、相當荒廢しているのを、これを復舊整備することが急務とされている。

なお、都市計畫路線については第十章を参照。

橋 梁 橋梁もまた市管理のものと私橋とがある。當區における市管理の橋梁は、鐵筋コンクリート橋四、鐵橋二二、木

橋一九、木鐵橋二、計四七橋である(このうちには戦災焼失橋六、廢橋三が含まれている)。私橋は十五橋である。

主要なる橋梁として、木津川・岩崎運河・木津川運河に架せられたものには、つぎの五橋がある。

一、大正橋 木津川に架設された名橋で、大正四年八月竣工、橋長九〇・六二米、幅員二二・一五米。大正區發展のもとを開いた橋であるが、これの架橋を實現するにあつては當時の植村市長および當區民の熱烈な運動が行われたことは有名である

(本誌座談會記事参照。)

二、岩松橋 岩崎運河に架設され、大正九年竣工、橋長六六・四四米、幅員一五・八六米。

三、岩崎橋 岩崎運河に架設され、大正九年竣功、橋長七四・三八米、幅員一八・三六米。

四、大船橋 木津川運河を横切つて南恩加島町と船町間に架設されたロール式可動橋で昭和十一年五月竣功。

五、大浪橋 大正橋の交通を緩和するため木津川に架設されたもので昭和十二年三月竣功、橋長八一・五米、幅員二二・三〇米である。

渡 船

無橋地帯の交通の不便をおぎなうため市營渡船が設けられている。その概要はつぎのとおりであるが、表中の運航回数・乗客数・自轉車数・荷車数は、備考欄に示した日の一日間の調査である。なお、船町の渡船場はラッシュ時には船橋を架設する。

川	筋	渡 船 場 名	運 航 時 間	運 航 回 数	乗 客	自 轉 車	荷 車	調 査 年 月 日
尻 無 川	甚 兵 衛	福 崎	午前六時 午後六時	二一八	五、八九三	一、六六三	一	昭和二十七年五月六日
〃	中	難 波	午前六時 午後八時	一〇八	一、六九八	一五九	一	五月八日
〃	〃	〃	昭和二十七年一月十四日より防潮堤工事のため休航					
木 津 川	難 波	島	午前六時 午後七時	一五六	一、八〇八	一八一	一	五月六日
〃	落 合	上	午前六時 午後七時	二六二	七、三二五	一、八八四	一	五月七日
〃	落 合	下	午前八時 午後九時	一七四	二、八一九	一二六	四	五月九日
〃	千 本	松	午前八時 午後九時	二七四	一〇、三五一	二、五五〇	一一八	五月八日
木 津 川 運 河	船	町	午後二時 午後五時	一七二	二、四六八	四五四	一	五月十二日

市電

本市の市電は、明治三十六年（一九〇三）九月十二日、花園橋築港間にはじめて開通し、二階電車を運轉して魚釣電車などとよばれた。その後五十年にして現在では、營業線一一〇軒、大型車四三〇輛を運轉し「市民の足」となつてゐるのである。

當區内における市電の開通はつぎのように行われた。

一、大正五年八月十四日、大正橋——永樂橋間開通。

二、大正七年十月二十六日、永樂橋——木津川運河間開通。

三、大正九年十二月二十八日、大運橋——鶴町四丁目間開通。

四、大正十一年五月十三日、鶴町四丁目——小林町間開通。

五、昭和二年十一月二十八日、三軒家町——新千歳町間開通。

このうち終戦後、三軒家町——新千歳町。小林町——新千歳町——鶴町車庫は休止したが、三軒家町——新千歳町は復活した。

市交通局鶴町運輸事務所は大正十二年四月に開所し、當時は鶴町出張所と稱した。現在、在籍車輛五十六輛、従業員三二〇名を有し、一日の實走行料数は七三〇〇軒に達し、日収四〇萬圓である。運轉系統は二本、臨時の系統五本である。

×

なお、本市の土木關係業務で、當區における（一）道路・河川・橋梁・共同作業場その他特定の土木施設の維持・修繕および管理、（二）道路掘さく工事の調整連絡、（三）受託土木工事の施行等は、市土木局西工營所大正出張所の所管である。

第四章 産業

第一節 農業

當地は二百五十年以前に泉尾新田が開發されてから、新田の開發は江戸時代の末期まで數次にわたつて行われ、大体において、三軒家・難波島以外の舊新田を形成したが、それらの新田地方は江戸時代から明治時代を通じて、農業本位の經濟を營んできた。然るに大正期以後の商工業の發達に伴い、田畑は次第に蠶食されて工場・住宅・貯木場等に姿を變え、農業を營む者は殆どその跡を絶つた。

ただ、今日その名残りとして一部に残存しているのは南恩加島の農地である。ここには二十數戸の耕作世帯があり、その畑地は南恩加島町電停以北の電路東側、市營小林住宅の南一帯で「南恩加島のねぎ畑」の名で知られ、わずかに新田の面影を残しているのである。しかしこの農地も既に港灣計畫による盛土施工區域となり本年(昭和二十七年)市において離作を補償したので、早急に埋立に着手される。時代の變遷とは云え、當區最後の新田も永久にその姿を消すのである。



南恩加島の農地、井路の右に沿うて堤が見える

第二節 商業

當區商業の發達は三軒家に始まり、大正四年には三軒家・泉尾の同志によつて三泉市場の設立を見、第一次大戰による工業の發達にともなつて次第に泉尾の發展をきたし、大正の中頃から昭和へかけて、當區隨一の商店街となつた泉尾中通・宮前通（通稱）の繁榮を招來した。しかし、太平洋戰爭中は配給統制と企業整備により商業は全く火の消えた有様となつたのはいうまでもないが、更に戰災によつて泉尾の繁華街も烏有に歸したのである。

終戰直後における商店街復興のさきがけは當時の世相の例にもれず、簡単なバラック建ての市場の建設であつて、それは大正橋附近の疎開地跡に逸早く出現し、頗る活況を呈した。この市場は後に改造され擴大發展して、現在の臨港線以北の商店街となる。戰災を免れた三泉市場・北恩加島・南恩加島の商店街もやがて復興し、その他各所にマーケット・市場の設立を見泉尾・鶴町の市設小賣市場も復活した。統制が逐次撤廢され物資の豊富となるにしたがい小賣業者の數も増加し、現在では商業は極めて活潑な狀況を示している。

現在、當區の商店街の分布ならびにその規模は、それぞれの地域に結成されている商店會によつて、その大体を推知することができる。

當區の商店會の會名並びに會員數はつぎのとおりである。

大正橋商店會

二〇

千島商店會

二〇

三泉市場商店會

一一〇

永樂市場商店會

三〇

南部三泉市場商店會	二〇	北恩加島商店會	五〇
三軒家中央商店會	四〇	北恩加島市場商店會	三〇
泉尾中通商店會	二〇	小林市場商店會	一五
泉尾中通中央商店會	二〇	大運市場商店會	二五
千島市場商店會	三〇		

なお、これら商店會の相互連絡、商業の發達と商業道德の向上等を圖るため昭和二十一年九月、大正區商店會連盟が結成されて今日に至つてゐる。

業種別店舗數については、少し古い統計であるが、昭和二十五年七月の商業調査によるとつぎのようである。

業 種 別	個 人	法 人	計	小別業種の主なもの
總 數	一、〇九三	一三三二、二二五		
一 般 卸 賣 業	五〇	六〇	一一〇	木材竹材建築材料五〇、機械器具（電機機械器具を除く）二一、屑物一四
特 殊 卸 賣 業	五	一	六	代理商、仲立業
呉服衣服身廻品小賣業	一二七	〇	一二七	洋品雜貨小間物四三、履物三二、呉服及び和服二〇
飲 食 品 小 賣 業	四四六	五〇	四九六	菓子一六五、酒及び調味料五七、乾物四九、野菜四二、鮮魚三二、パン二四、果物二三、米穀二一、食肉一八
飲 食 店	一七八	〇	一七八	

路上運搬機小賣業	一六	〇	一六	自轉車一五
石油小賣業	一	二	三	
その他小賣業	二七〇	一九	二八九	煙草五六、書籍雜貨文具四〇、荒物三〇、醫藥品及化粧品二六、金物二一

なお、昭和二十七年九月には總店舗數は一、六五四店舗となつており、右の統計に較べて餘程増加しているから、業種の内譯數にも相當の推移があるものと思われる。

當區の世帶數は昭和二十七年七月には大体一六、五〇〇世帶であるから、十世帶位に一軒の割合で店舗があることがわかる。

第三節 工業

當區工業の發達過程については、簡單ではあるが第一章に記述し、また本誌「座談會」の記事にも二三述べられてあるから、本節では省略する。ここでは、最近の當區の工業狀態を、量的にみて本市における當區工業の地位を明かにし、つぎに質的に當區工業の構造を略説することとする。

本市における當區工業の地位

(第一表)

區名	人 口	區内工場 從業者數	人口と 從業者 數の比 % 同上	生 產 額 (單位百萬圓)	一從業者 當生產額 (單位萬圓) 同上	工場 數	一工場當 從業者數 同上
北	七三、七〇五	一六、一五五	二二	五一四、四二八	八九一五	七六二	二一・二八
都島	六〇、一二五	一一、〇四六	一八	七二〇、〇四三	一八一二	四八三	二二・四七
福島	八五、一七六	一七、三三四	二〇	六一八、二九三	一〇五八	一、〇七三	一六・八一
此花	五〇、一四〇	一八、四三五	三七	一三九、七二一	二一五一	一七七	一〇四・一一
東	四六、七〇四	五、一三三	一一	四、六二八	九〇一四	四〇五	一二・六一四
西	五二、五二三	四、一〇一	八	三、〇六九	七四一九	四五七	八・九一八
港	五二、七五八	四、六七五	九	六、二七〇	一三四四	一八〇	二五・九六
大正	六七、六九六	一九、八二八	二九	三三〇、八三三	一五五三	六九八	二八・四四
天王寺	五九、八九八	五、〇〇九	八	三、五九〇	五一二二	五九七	八・三一九
南	五九、七一一	二、九九一	五	二、五三八	八四一六	四二八	六・九二二
浪速	五三、五三八	六、三五〇	一一	七、九九七	一二五六	六八五	九・二一七
大淀	四七、七九九	一五、二一五	三二	二二三、九二九	九一一三	七二九	二〇・八九
西淀川	八三、六九九	二二、九七四	二七	四二九、九六九	一三〇五	七一四	三二・一二
東淀川	一七六、三〇二	二七、四五〇	一六	九三〇、一九八	一一〇七	八八三	三一・一三

東成	一二三、七二七	二一、一三一	一七	八	一七、一七〇	八一、一七	一、九二六	一〇・九一五
生野	一八八、一八九	一六、五四三	九一	九	八七六	五九二一	二、一八一	七・五二〇
旭	一〇七、〇八二	六、四七三	六一三	六、七〇六	一〇三一〇	一〇三一〇	三六九	一八・一一〇
城東	一三六、〇八九	二三、八〇一	一八七	二三、三九四	九八一	一、四四五	一六・五二二	七・三二一
阿倍野	一四二、一七七	六、六五二	五一四	四、八五八	七三二〇	九〇八	三・五二	二七・四五
住吉	一五五、〇一九	九、六五三	六一三	一一、〇二八	一〇四九	三・五二	七・七一	九・六一六
東住吉	一六三、〇六五	六、八九三	四一五	五、五四九	八〇一八	七・七一	一三・六一三	一三・六一三
西成	一六四、一七〇	一七、一六二	一一一〇	一六、〇六六	九三一二	一、二五九	一三・六一三	一三・六一三
計	二、一四九、二九四	二八四、九九四	三三〇、一五三		一七、四二八			

(備考) 労働者数・生産額・工場数は、昭和二十六年十二月末現在の本市工業調査による。人口は同月の推計人口である。

(一) 第一表によると、本市の工場数は、一萬七千四百二十八工場、従業者数は、二十八萬四千九百九十四人(内、男二十一萬八千三百一人、女六萬六千六百九十三人)、生産額は昭和二十六年の年額三千二百一億五千三百萬圓となつてゐる。

一、事業別工場数

金屬製品製造業

二、七四六(工場)

(一五・八%)

機械製造業

二、二四七

(一二・九)

衣服及び身廻品製造業

一、五〇〇

(八・六)

食糧品製造業

一、四一二

(八・六)

(その他略)

二、事業別従業者數

機械製造業

三六、七一三(人)

(一二・九%)

金屬製品製造業

三三、三〇九

(一一・七)

第一次金屬製造業

二八、七〇九

(一〇・〇)

(その他略)

三、年間生産額

第一次金屬製造業

五四、九四二(百萬圓)(一七・二%)

化學工業

四〇、八九一

(一二・八)

紡織業

三〇、八〇一

(九・六)

金屬製品製造業

二九、一八〇

(九・一)

機械製造業

二七、三四四

(八・五)

(その他略)

四、從業者數別工場數

五人未満工場

八、二五六(工場) (四七・四%)

五十人以上五十人未満工場

八、二九〇 (四七・六%)

五十人以上五百人未満工場

八四一 (四・八%)

五百人以上工場

四一 (〇・二%)

(二) つぎに、第一表によつて、大正區を他區と比較し、本市における當區の工業的地位をみると、

一、工場數においては、生野(一二・五%)・東成(一一・一%)・城東(八・三%)・西成(七・二%)・福島(六・二%)等の順位にあり、大正區はすつと下つて十二位で全市工場數の四・〇%にすぎない。

二、從業者數からみると、東淀川(九・六%)・城東(八・四%)・西淀川(八・一%)・東成(七・四%)・大正(七・〇%)の順位で、大正區は全市で五位にある。しかし、一工場當り從業者數は、此花・西淀川・東淀川について第四位である。

三、生産額では、全市で工場數の最下位にある此花區が最高額(一二・四%)で第二位は大正區(九・六%)である。次いで東淀川(九・四%)・西淀川(九・四%)・都島(六・二%)と続く。一從業者當りの年間生産額では、當區は此花・都島に次いで第三位にある。

(三) 右に見るとおり、當區が工場數並びに從業者數の各比率よりも生産額の比率の方が遙かに高く、また、一工場當りの從業者數、一從業者當りの生産額がいずれも大きいという事實は、當區における全体の生産中に占める大工場の比重が大きい

ことと、資本構成の高度な重工業の存在を示すものである。

(四) つぎに、従業者数と人口との比率によつて考察すると、第一表にみるとおり、當區の工場の従業者数は當區人口に對して二九%の高率を示している。これは此花の三七%、大淀の三二%に次ぐもので、このことは、當區の土地柄が工場地帯の特色をもち、しかもその色合いの濃密なることを表しているものと考えられる。

當區工業の構造

(第二表) 産業分類別工場數・従業者數・生産額

(昭和二十六年十二月末現在調査)

業 種 別	工 場		従業者數		生 産 額
	總 數	從業者 五人以上	從業者 五人未満		
總數	六九八	四三一	二六七	一九、八二八	三〇、八三三、二三六 (千圓)
食糧品製造業	一九	一二	七	二五五	一九〇、八二五
紡織業	五	五	一	五八	二三、四五〇
衣服及び身廻品製造業	一〇	五	五	一一五	九八、一七一
木材及び木製品製造業	一四二	七九	六三	一、九二一	一、五三五、〇一二
家具及び建具製造業	五三	二一	三二	五七三	三三七、七二三

紙及び類似品製造業	印刷出版及類似業	化學工業	石油及び石炭製品製造業	ゴム製品製造業	皮革及び皮革製品製造業	ガラス及び土石製品製造業	第一次金屬製造業	金屬製品製造業	機械製造業	電氣機械器具製造業	輸送用設備製造業	醫療機械・理化學機械・寫眞機・光學機械・機械器具及び時計製造業	その他の製造業
一	五	一五	六	一	一	九	七五	一二三	一七〇	一三	四二	二	七
一	二	九	五	一	一	四	六六	七三	九九	一一	三六	二	一
一	三	六	一	一	一	五	九	五〇	七一	二	六	一	六
(未詳)	四〇	一、一三四	二一六	一	(未詳)	一、〇九七	六、七八八	二、三二八	一、八〇六	五二二	二、八六二	(未詳)	一三三
(未詳)	二三、〇三四	二、〇三五、二三二	四〇三、〇四七	一	(未詳)	三、七八四、三〇五	一四、八五一、二二二	二、九九四、五五〇	一、〇八六、九四八	五四〇、二八六	二、八四四、四八九	(未詳)	八四、九六二

(一) 第二表によれば、

一、工場總數は六百九十八工場で、その主要事業別は、

機械製造業

一七〇(工場) (二四・四%)

木材及び木製品製造業

一四二 (二〇・三%)

金屬製品製造業

一二三 (一七・六%)

第一次金屬製造業

七五 (一〇・七%)

家具及び裝備品製造業

五三 (七・六%)

(その他略)

二、從業者總數は一万九千八百二十八人で、これを事業別にみると、

第一次金屬製造業

六、七八八(人) (三四・二%)

輸送用機械器具製造業

二、八六二 (一四・四%)

金屬製品製造業

二、三一八 (一一・七%)

木材及び木製品製造業

一、九二一 (九・七%)

機械製造業

一、八〇六 (九・一%)

(その他略)

三、昭和二十六年一ケ年間の生産額は、三百八億三千三百萬圓であるが、事業別にみると、

第一次金屬製造業

一四、八五一(百萬圓) (四八・一%)

ガラス及び土石製品製造業

三、七八四 (一二・二%)

金屬製品製造業

二、九九五

(九・七)

輸送用機械器具製造業

二、八四四

(九・二)

化學工業

二、〇三五

(六・六)

(その他略)

四、從業者別工場數

五人未満工場

二六七(工場)

(三八・二%)

五人以上百人未満工場

四〇二

(五七・六)

百人以上五百人未満工場

二二三

(三・三)

五百人以上工場

六

(〇・九)

(二) 生産額の約半分近いものが第一次金屬製造業であり、次いでセメント(表ではガラス及び土石製品)・金屬製品・造船(表では輸送用機械)・化學工業等が残りの大部分を占め、右の五種の事業が生産總額の八八パーセントを占めている。即ち高度な資本構成をもつ重工業が當區工業の中心であることがわかる。

(三) 木材産業は、當區が全國屈指の木材市場地であつた關係から、當區の産業の特色ある存在であるが、しかし、工場數において當區工場の二〇・三パーセント(第二位)を示しているにかかわらず、従業員數では九・七パーセントにすぎないことは、小規模な經營の多いことを表し、また生産額においても全体の約五パーセントにすぎない。

(四) 當區は大工場とともに、中小工場も多い。しかし、それらの中小企業は、木材産業を除いて他は殆ど重工業に依存す

る下請工場で鐵工關係のものが殆どである。従つて他の地方に見られる如き特殊な地域的・集團的な輕工業とか輸出向きの輕工業品の製造は、當區にはその片鱗さえ見られないといつてよい。

將來の展望

右に見た如く、當區産業の中心は重工業とそれに依存する鐵工關係の中小企業である。しかし、戦後、金子鑄鋼勝山鍛工の如き有力な工場が閉鎖し、また當區産業の一特色をなしてきた中小の造船所も多く解散を見ている。大工場の或るものはその設備の一部を他に移轉した。木材産業は貯木場の平林への移轉によつて立地條件を缺くこととなる。また、當區は土地の面積においても今後大工場を建設する餘地に乏しく、都市の労働條件はむしろ新企業を背後地域へ導くことも考えられる。従つて當區の産業は、經濟界の好轉は別問題として、立地條件の上からは曾てのような發展性は望まれないのであるまいか。むしろ今後は内港の完成によつて、港灣關係、輸送、倉庫等の企業に新しい希望がもたれると考えられるが、これについてはなお詳しく考究を要する問題である。

當區の労働組合 労働組合に關する當區の戦前の資料は、いま直ちにこれを詳かにすることができない。ここでは府勞政課の資料にもとずいて、終戦後の状況の一斑を誌すにとどめる。

(一) 組合數 戦前より總同盟系の組合勢力が強い。戦後一時的に發展した産別は現在弱少となり總評が漸次伸びつつある。その現勢は第一表の通りであるが、これらの組合は殆ど金屬關係である。昭和二十四年を頂點として組合數が減少の傾向にあるのは注目すべきである。

(第一表)

	昭和二十二年八月	二十三年三月	二十四年一月	二十四年八月	二十五年六月	二十六年六月
總同盟	一一	一一	一六	一二	一六	一七
産別	六	六	九	八	四	三
總評						三
獨立全組	五	一一	一〇	五	五	八
獨立組合	三一	三三	三五	三八	二七	一七
計	五三	六一	七〇	六三	五二	四八

(二) 組合員數別による組合數 組合員數を二百人以上持つ組合、百人より二百人未満のもの、百人未満のものに分類すると第二表のとおりで百人未満の組合が多い。これは中小工場の多いためで、第一表の獨立組合は殆どこのような中小工場の組合である。

(第二表)

	二百名以上	百名以上 二百名未満	百名未満	計
昭和二十二年八月	一一	一〇	三二	五三
二十三年三月	一一	一一	三九	六一

二十四年一月	一三	一三	四四	七〇
二十四年八月	一四	一四	三五	六三
二十五年六月	九	一一	三二	五二
二十六年六月	一二	九	二七	四八

(三) 大労働組合の組合員数

(第三表)

組 合 名	所屬上納団体	組 合 員 数
大阪窯業セメント労組	總 同 盟	八七五
恩加島製鋼労組	中 立 盟	一、四四五
木津川沿岸荷役労組		一、一一五
久保田鐵工恩加島労組	總 同 盟	七〇〇
栗本鐵工労組	總 同 盟	五八〇
中山製鋼労組	中 立 盟	七七九
浪速合成化工労組	總 同 盟	一、四四五
日本鑄鋼労組	産 別 盟	一五四

日立造船連合築港勞組	日立勞連	一、一九五
日立造船築港職員組合	日立勞連	二九五
日産化學木津川勞組	總計	二九三

右の如き大勞働組合が當區における勞働運動の中心となつてゐる。二百名前後またはそれ以下の組合で活潑な組合活動を行つてゐるものに次ぎのような組合がある。

岡本伸銅(産別)、木津川製線(總評)、久保田鑄鋼(總同盟)、桑畑電機、駒井鐵工(總同盟)、園池製作、大丸木工、帝國化工(總評)、内外木材、全自動車日産分會(全自動車)、藤永田造船船町支部(總同盟)、松尾橋梁(總評)、丸善石油、等

(四) 勞働組合協議會 勞働組合協議會は總同盟系が港・大正兩區の組合を結合した「港南勞働組合協議會」をもち、總評系は「大正勞働組合協議會」を組織してゐる。その他には、大丸木工・内外木材等を中心とする木工勞働組合協議會がある。

社團法人大正工業會 區内の會社工場約四百を會員として、大正工業會が設立されている。設立當初、泉尾振興會と稱したが、終戦後の再發足にあたり大正振興俱樂部と改稱し、さらに昭和二十三年、大正工業會と改めた。昭和二十六年十二月八日、社團法人となる。統制經濟社會保險職業安定勞働基準關係等、工業界の共通事項に關し、行政廳と會社工場との間の連絡協調に盡力し、産業の發達と、ひいては區勢の伸張に大きな力となつてゐる。會館は、以前大正警察署前にあつたが戦災で焼失、戦後北泉尾町一丁目三泉市場筋に移り、その後、現在の會館(大正通六丁目一四九)を新築し、昭和二十五年十二月落成したものである。なお、浪速港勞働基準協會大正支部は、同工業會と一身同体の組織である。

第五章 區 政

はしがき

ここに區政というのは、區長の職務に屬する行政事務の意である。即ち區役所の所管事務を指し、櫛ね法令による委任事務である。區政の特徴は、いわゆる第一線行政であつて、直接區民と接觸する點にある。このため、區民の組織する各種の団体は區政と密接な關係を持つことになる。これらの団体の多くは區政に協力し、自治の發展に寄與するものであるが、時によつては會ての町會の如く、區長の指導監督を受け、あたかも區役所の下部組織たる觀をもつたものもあつた。いずれにしても、區政と団体の活動とは不離の關係にあり、団体との協調なくして區政の圓滑なる遂行はありえないのである。

當區は昭和七年に創設され、爾來二十年を経過したが、國政の變遷にともなつて、區政の性格もまた時とともに變化をみている。その推移は大体において、日華事變以前と、事變以後太平洋戰爭を通じ終戦に至るまでの時期、および終戦後の三期に分けることができるであらう。これを假に第一期・第二期・第三期というならば、第一期は區創設に伴う區政並びに諸団体の整備期であり、この間に關西風水害という非常災害はあつたが、大体において區政上大きな波亂のなかつた時代である。第二期は準戦時より戦時態勢への移行、新体制の確立、區政が戰爭遂行の國策に一元化した時期である。第三期は大部分、占領軍の間接管理行政の時代で、民主主義行政への轉換、諸制度の改革、他面において、區の戦災復興と再建が主要課題として登場した時期である。

いま、區政二十年の歴史を詳細に記述することは本章の目的でもないし、また、その資料の蒐集は極めて困難である。ここ

では、各時期の區政の性格を決定した重要事項を點描することによつて、區政の沿革を跡づけることにしたい。

第一節 區創設より日華事變勃發までの時期

昭和七年四月一日、舊三軒家・泉尾の兩聯合區域を以て、港區役所出張所が開設された。次いで同年十月一日、本市の十五區制の實施にあたり、同出張所區域は港區より分區し、大正區となつたのである。區名は區民の希望により選ばれたもので、當地の發展にゆかりのある大正橋にちなんだのである。

初代區長は今村千吉氏が就任し、廳舎は出張所がそのまま引繼がれた。

歴代區長とその在職期間

- | | | |
|----|-------|------------------------------|
| 初代 | 今村 千吉 | (昭和七年十月一日就任、昭和十年五月二十四日退職) |
| 二代 | 梅原和三郎 | (昭和十年五月二十四日就任、昭和十二年七月一日轉任) |
| 三代 | 山本 慶治 | (昭和十二年七月一日就任、昭和十三年五月三十一日轉任) |
| 四代 | 津山 直一 | (昭和十三年五月三十一日就任、昭和十五年八月十四日退職) |
| 五代 | 上田 實光 | (昭和十五年八月十四日就任、昭和十八年一月二十三日轉任) |
| 六代 | 三井 正雄 | (昭和十八年一月二十三日就任、昭和二十一年二月八日退職) |
| 七代 | 吉田初一郎 | (昭和二十一年二月八日就任、昭和二十四年九月十二日退職) |
| 八代 | 前田 宗一 | (昭和二十四年九月十五日就任、在職中) |

廳舎の沿革

建設當時の敷地面積四四八坪、建物は塔屋付鐵筋コンクリート、建坪一四三坪六合一勾、延坪二九八坪三合九勾であつたが、昭和十一年十月増築し、敷地面積六三二坪一合五勾、建坪二五九坪七合五勾、延坪五二五坪となる。これが現在の廳舎の規模で、位置は泉尾上通三丁目四七番地である。なお、現廳舎の南側に、昭和十六年、講堂、會議室三室を含む木造二階建別館を建築したが、昭和二十年三月十三日の空襲で焼失した。

區創設當時の職員は、區長以下事務職員六十餘名、係は、庶務・戸籍・稅務・會計の四係であつた。事務の内容は大別すれば、人事・用度・學事・選舉・統計・救護・衛生（種痘）・戸籍・寄留・兵事・稅務・會計であつた。

開所當時の狀況は、諸般の事務組織は整わず、區長は任命されても係長は收入役のみ決定して、他は人選に手間取り空席のままという有様であつた。また、區政に關係ある諸團體を整備することも緊急な日程に上つていた。しかし、このような創始の頃の「ゴツタ返しの状態」も、やがて係長の任命、事務組織の整備によつて、内部の秩序も定まり、また、團體の整備も區内有志の協力によつて、青年團、教育會、校長會・女教員會・公同委員會・保護者會・教化委員會・醫師會・齒科醫會・衛生組合聯合會・少年教護委員會・在郷軍人會聯合分會・將校會その他順次整備されるに至り、區政は軌道に乗ることとなつたのである。

次いで、當時すでに滿洲事變以後の内外の情勢を反映して、防空への關心が高まつていたが、當區にも、防空を目的として區並びに各校下の防護團の編成が行われた。區防護團長は區長で、各校下防護團を指揮統制した。

婦人團體としては、まず、愛國婦人會大正區分會が設けられ、區役所においてその事務を取扱つたが、當初は名のみ分會で、これに活動すべき幹部がなかつたのを、有志の斡旋により各地域に幹事を設けた。一方、國防婦人會は、他區ではすでに

結成され活動していたが、當區にはまだその組織がなかつた。ところが、師團司令部から國婦結成の懇請があつたので、區長は郷軍聯合分會長をはじめ各種團體と協議し、國防婦人會大正區分會を設け、各校下にも、それぞれ分會を結成したのである。國防婦人會は、各校下に地域的な強固な組織をつくつたので、時局の進展とともに、その活動は極めて活潑となつた。こうして、諸團體も次第に整備されたが、團體の結成にも、ようやく、時局の要請が動いてきたことが見られる。

昭和九年九月二十一日、關西地方大風水害が発生した。當區の慘狀はあらためて述べるまでもない。當時は、現在のような災害救助隊も、平素の準備もなく、區民もまた突發的な大慘事に直面したため、秩序は混亂し、區役所の救援業務の困難は言語に絶した。さらに罹災者救助金交付のため全區にわたつて調査を實施したので、區役所の事務は非常に繁忙を極めたのであつた。

この災害に對し、天皇陛下は罹災民の身上をご心配になり、府へ侍從をご差遣になつて御内帑金を賜つた。これの罹災者への傳達は區長が行つた。

この慘禍以來、水防對策は當區の區政にながい懸案となつて、今日につづいてゐるのである。(第十二章參照)
日華事變勃發までは、經常の事務には大きな變化はなかつた。

第二節 日華事變より終戰までの時期

概 況 昭和十二年七月七日、日華事變勃發して非常時局となる。國內態勢は、國民精神總動員運動の展開、さらに新体制の確立・國民再組織へと移行した。昭和十六年十二月八日、米英兩國に對する宣戰布告によつて戰時体制へ突入、大政翼賛

運動が華々しく展開されたが、戦局はますます苛烈となり、昭和二十年には本土決戦体制をととのえ、米軍の上陸作戦に備えたが、都市に對する大空襲の連續は、生産力を急速に低下させ都市の機能を麻痺させた。昭和二十年八月十五日、終戦となる。

この八年にわたる準戦時・戦時の區政は、國策遂行のための行政以外の何物でもない。區役所は上級官廳から天降つてくる命令を區民へ下達し、區民を國策に順應せしめ、必勝の信念によつて戦争完遂のため邁進させる機關にほかならなかつたのである。一方、事務の範圍と事務量は飛躍的に膨脹し、數度の職制改正があり機構が擴張された。人員は著しく増加した。(たとえば昭和十五年末には二二五名となつてゐるが、日華事變以來既に急増しつゝあつたのである)。しかし職員中にも續々應召者が出て、その缺員補充は困難を極めた。昭和十三、四年頃には最早男子職員を得ることは容易でなかつた。人事擔當係員は職業紹介所に日參し、男子求職者を獲得するのに一苦勞したものである。しかも、折角採用できた者も、長くて數ヶ月、甚だしきは數日を以て殷賑産業へ轉ずるという有様で、一年に數十名の採解をみたこともある。當時、役所の風潮として女子の採用はあまり好まれなかつたのであるが、男子が戦場に出て、銃後の活動は女子が擔當することが普通の觀念となるに至つて、區役所も大量の女子職員を用うることになつたのである。

この時代に登場した主要業務はつぎのようであつた。

軍事援護

兵事關係事務が事變の勃發とともに、いまだ曾てない繁忙を極めたことはいうまでもない。動員召集・充員召集・馬匹自動車荷車の徵發は絶えず下令され、戦争の後半においては、志願兵制度や兵籍の擴充、防衛召集の制度などがあり、文字通り晝夜の別なくその事務に忙殺されたのである。他方、おびたらしい應召者の増加によつて軍事援護が重要事務となつ

た。軍事援護は戦時中、厚生事業とよばれた戦時社会事業の重要部門であるが、遺家族を精神的物質的に援護し、出征軍人をして後顧の憂いならしめることは、國家の總力をかけた戦争の遂行上ゆるがせにできないことであつた。

一、區役所の軍事援護機構

昭和十二年八月、區役所に臨時軍事援護部を設け、出征軍人遺家族相談所を置いた。翌十三年の職制改正で団体係が新設され、軍事援護事務をこれに屬せしめ、同年十二月、遺家族相談所を擴充して軍事援護相談所とした。十四年十月の職制改正によつて三課七係制となつた際、總動員課に兵事係を置き、兵事並びに軍事援護事務をこれに移した。十七年十月、兵事戸籍課が新設され同課に戸籍・兵事・援護の三係が置かれた。この數次にわたる職制の變更は戦況の推移を反映して、兵事と軍事援護の重要性を裏書きするものであつた。

援護事務のうち、遺族の身上相談には幹旋調停の困難なものが少なくあつたが、特に未亡人と亡夫の親との間に起つた下賜金受給の争いには深刻なものがあつた。また、戦死者の公葬儀は、はじめ在郷軍人會によつて行われていたが、昭和十三年十月より區長を祭主とする區葬となり、區内各種団体参列のもとに、毎月泉尾高等女學校講堂を式場として舉行された。祭祀の英靈は毎月少くとも十柱前後、多いときは二十柱をこえた。

二、區内軍事援護団体

昭和十二年八月、各校下に出征軍人遺家族援護組合が設立され、翌十四年四月、銃後奉公會となつた。銃後奉公會は、昭和十六年十二月、町會に吸収され、町會聯合會銃後奉公部となつた。

防 空

一、警防團の結成

區および校下の防護團の結成は、さきに記したとおりであるが、防護團は民間消防として區長の指揮下にあつたので、消防行政を行う消防署と二本立てになつてゐた。これを統一したのは、昭和十四年四月に公布された勅令「警防團令」で、これによつて警防團が結成され、地域防護團は解散した。警防團は消防署長の指揮監督のもとに、

消防署・警察署の補助機關として、防空・水火災等の防護活動に、戦時下多大の功績を残した。これは終戦後、昭和二十二年五月に解散された。

二、建物疎開 昭和十九年より、公共施設重要工場などを防護し、または避難空地を設けるため、建物疎開が實施され、區はこれの補償費支拂事務を行つた。また、必要な衣類を罹災させないための荷物疎開も實施された。

三、罹災者避難の實施 昭和十九年末、大空襲に備えて罹災者避難に關する計畫が樹立されたが、それによれば、罹災者は一定の土地へ一たん誘導された後、その後立退先のないものは指定の收容施設へ收容されることになつてゐた。當區の收容施設は泉南地方に指定されていたが、空襲の危険が地方都市にもおよぶようになって、これは變更され、二十年三月の戦災後、立退先のない罹災者を奈良縣上市下市方面に送つたのである。

物資配給事務 昭和十五年六月、マツチ砂糖の切符制が實施され、主食は昭和十六年四月より割當配給制度となつた。衣料切符制度は昭和十七年一月より實施された。その他日用家庭物資はすべて配給制度となり、區役所は物資配給關係事務を取扱うこととなつたが、終戦後、漸次統制の解除された昭和二十五年まで繼續した。

厚生事務 厚生事務のうち特記すべきものは、當區が厚生省の健民運動の一環として、大阪府において千早村とともに健民特別指導地區として指定されたことであつた。その事業計畫の中心となつたのは地域的な國民健康保險組合を設立することであつた。この事業は昭和十八年より始められたが、既に戦局の逼迫していた折柄、組合の設立は成功を見ずに終つた。（座談會記事中の三井區長談）

町會・隣組

一、町會の結成

昭和十三年のはじめ、當區には約二百六十の「町内會」があつた。これらの町内會は町

内の親睦をはかるため結成された自然發生的のものである。然るに非常時局となり、國民精神總動員運動が實施されるにはその母胎となるべき規律と統制のある地域組織が必要であるとともに、他方、自治行政の補助機關として町内會の再組織が重要となつてきた。そこで、本市は昭和十三年四月の自治制發布五十周年を期し、全市一齊に新しい町會の結成を行つたのである。當區においても、各校下諸團體・關係官公署の協議斡旋の結果同年二月中旬までに、既成町内會を改組、または新結成したのである。

二、町會の整備強化 昭和十五年九月、近衛新体制の構想によつて、中央に大政翼賛會が結成され、國民組織を再編成して萬民翼賛の運動を推進することとなつたが、廣範な全住民を組織する町會は、この運動の基盤となるべき地域團體となつた。ここにおいて、町會の機構を統一し、これが公的性格を明確にするため、同年十一月二十一日、大阪市町會規程が制定公布された。右の規程第二條に「町會ハ隣保團結シ地方公共ノ任務ヲ遂行スルト共ニ國策ノ貫徹ヲ期シ萬民翼賛ノ實ヲ舉グルヲ以テ目的トス」と、明示した。これによつて町會は國策遂行のための團體たる性格を強く打ち出すこととなつたのである。當時、當區の町會數は一三四町會、町會聯合會は一二であつた。

三、常會 町會はその區域を隣組に分け、また、小學校通學區域ごとに町會聯合會を組織した。隣組・町會・町聯は、いずれも毎月常會を開催した。常會はもちろん話しあいによつて各人の納得のもとに決定する機構ではあつたが、時局の要請するところは國策順應であつたから、それは結局、上意下達を徹底するために利用されたにすぎなかつた。

四、區常會 區にも區常會が置かれた。區常會員は、町聯會長・各種團體代表者・市會議員・關係官公吏その他學識經驗者を以て構成され、區長はその座長となる。區常會は區政の運營を圖るため各種團體との連絡協議を行うものであつた。これ

は後に、翼賛會機構における區協力會議に充てられることとなつた。區協力會議において決議された事項は、區で實施しうるものは下部組織へ流し市・府・中央の施策にまつべきものは、市協力會議を通じてそれぞれ當該の上級協力會議に上通することとなつていた。

五、町會の活動　町會は全く區役所の下部組織となり、區政の多くは町會の補助によつて遂行された。とくに、國民貯蓄・防空・配給・各種調査・勤勞奉仕などは、町會の日常業務と化し、廢品・金屬の回收その他戰時中の活動は枚舉にいとまがない。

六、衛生組合・銃後奉公會の統合　昭和十六年十二月、銃後の團體活動を統一するため、衛生組合および銃後奉公會を町會聯合會に統合して、町聯銃後奉公部・衛生事業部とした。

翼賛運動　一、大政翼賛會大正區支部

昭和十六年初頭、區支部が設置され、規定によつて支部長は區長が委嘱された。支部の常務委員會は、區内の有力なる團體の長、學識經驗者等によつて構成され、また、運動推進のためには推進員が委嘱された。しかし、少數の推進員では、この大きな運動を徹底することは困難であつたから、推進員は翼賛壯年團結成の母胎となり、翼壯において活動することとなつた。それ自体の中に行動隊をもたぬ翼賛會區支部組織には實踐力なく、その實質においては區常會と大差なかつた。翼賛運動の主流は、むしろ翼賛壯年團の實踐においてみられた。

二、大正區翼賛壯年團　團は昭和十七年に結成され、翼賛會區支部と表裏一体をなし、その行動隊ともいふべきものであつた。各校下には分團を組織し、團員は同志的結合によつてむすばれるものとした。團員の任務はその屬する地域職域におい

て、翼壯精神を体して活動し、翼賛運動を推進する中核体となることにあつた。翼壯精神に徹するため常に錬成が行われた。翼壯は當初革新の意慾に燃え、實踐の面にみるべきものがあつたが、戦争末期には著しく觀念化し、「みそぎ」による錬成のみに必勝の悲願をこめる状態となつたのは、最早一億玉碎以外に手段をもたなかつたその頃の情勢の反映であつたのであろう。

婦人組織 昭和十六年、舊愛國婦人會・國防婦人會の二大婦人團體を統合して大日本婦人會が結成され、當區にも區支部および各校下支部が組織された。區内全婦人層を會員にもつこの組織は、實に強力なものであつた。しかし、町聯および町會には婦人部があり、その幹部は日婦の幹部を兼ねるのが實狀であつたから、日婦の活動と町會婦人部の活動は混交して、その主体性は明確でなかつた。

國民義勇隊 昭和十九年末より決戦体制に入り、昭和二十年、義勇兵役法が公布された。當區においても、町會を通じて國民義勇隊の幹部の編成を行い、町會を小隊、町聯を中隊、區を大隊とした。一旦必要ある場合は、義勇隊はそのまま「國民戦闘隊」となつて、軍の指揮下に入ることとなつていた。かくて、すべての組織が國民義勇隊一本にまとめられることとなるため、同年六月、翼賛會および翼壯は解散された。

第三節 終戦以後

概況 一、昭和二十年八月十五日、永い戦争の時代が終つた。區政は終戦直後の一時的な虚脱の時期を迎えた。占領軍の日本管理方式がまだ不明であつたし、また、戦争中最も力を注いだ兵事・防衛・戦争指導などの業務が一切抛棄されたからである。今後の區政が如何に行われるかは、占領行政の開始をまたねば判らなかつた。しかし、時日の経過とともに、區政の

上に新しい方向が徐々に示されてきた。即ち民主主義行政への轉回である。占領軍は直接管理を行わなかつたから、區政の上に、直接に全面的な指導を與えることはなかつたが、法令の改正や機構の改革を通じて、民主主義行政の方式が滲透してきたのである。

二、區政上に現れた戦後のおもな改革は、大体つぎのようであつた。

(一) 選舉管理委員會の設置

(二) 教育委員會事務局の設置

(三) 公衆衛生業務の擴充

(四) 社會福祉事業の擴充

(五) 公聽・廣報の徹底

(六) 町會・隣組及び類似團體の禁止

(七) 税制の改革

三、戦争によつて荒廢した區を復興すること、防潮施策を促進することも、再建途上の區政に現れた重要課題の一つであつた。

四、その他新しい事務のうち、特記すべきものとして外國人登録と住民登録とがある。

五、特市運動が再び日程に上つてきた。

右の各項についてつぎにその概要を誌そう。

選挙 一、大正區選舉管理委員會

昭和二十二年五月、地方自治法の施行によつて、都道府縣市町村に選舉管理委員

會が設置された。從來は、内務大臣の統轄のもとに、知事、市町村長が管理して執行してきたのであるが、これを官僚の支配から國民自身の管理に移したのである。當區の選舉管理委員會は四名の委員をもつて構成されている。委員は市會の選舉によつて、選舉權を有する市民の中から選ばれるのである。事務局は區役所に置かれ、事務は概ね區職員がこれを兼務している。

二、有權者數 當區における昭和二十七年九月十五日現在調製の基本選舉人名簿登載者數は、三八、八〇四人（内、男二〇、七二五人、女一八、〇七九人）である。

三、昭和二十一年以降の各種選舉の投票率

(一) 衆議院議員選舉

(選舉執行年月日)

(男)

(女)

(計)

昭和二一・四・一〇

〇・六五〇

〇・六一五

〇・六三五

二二・四・二五

〇・六五二

〇・五八二

〇・六二一

二四・一・二三

〇・九〇二

〇・七二二

〇・八七五

二七・一〇・一

〇・五四六

〇・四七八

〇・五一五

(二) 參議院議員選舉

二二・四・二〇

〇・五七二

〇・五〇三

〇・五四二

二五・六・四

〇・七一七

〇・七〇四

〇・七一一

二六・五・一六

〇・三〇五

〇・二四一

〇・二七五

(三) 知事・市長選舉

一二・四・五

〇・五四二

〇・四六八

〇・五〇九

(四) 府會・市會議員選舉

一二・四・三〇

〇・六九七

〇・六八一

〇・六九〇

(五) 市長・市會議員選舉

二六・四・二三

〇・六七四

〇・六七二

〇・六七三

(六) 知事・府會議員選舉

二六・四・三〇

〇・六一一

〇・六一〇

〇・六一〇

(七) 府・市教育委員會選舉

二三・一〇・一

〇・四七五

〇・五六一

〇・五一五

二五・一一・一〇

〇・三四五

〇・四〇七

〇・三七四

二七・一〇・五

〇・二〇二

〇・一九〇

〇・一九六

四、衆議院議員選舉黨派別得票數（自由黨・改進黨には黨名の變更があつたが現在の黨名でこれを示す）

黨派名	昭和二十一年四月十日執行		昭和二十二年四月二十五日執行		昭和二十四年一月十三日執行		昭和二十七年十月一日執行	
	得票數	百分比	得票數	百分比	得票數	百分比	得票數	百分比
自由黨	一、四五三	〇・〇七四	一、三五九	〇・一〇〇	五、四九二	〇・三一二	六、三九七	〇・三〇四
改進黨	五、二〇三	〇・二六七	三、二九六	〇・二四三	三、五七一	〇・二〇三	二、一七〇	〇・一〇三
日本社會黨	四、二九八	〇・二二〇	四、一五一	〇・三〇五	二、四八六	〇・一四一	一〇、一四三	〇・四八三
日本共產黨	一、五一八	〇・〇七八	二、〇〇四	〇・一四七	五、七〇一	〇・三三四	一、一一八	〇・〇五三
諸派	一、九四三	〇・〇九九	二、二五四	〇・一六六	一二四	〇・〇〇七		
中立	一、九六三	〇・二〇一	一				一	
無所屬	三、一三七	〇・一六一	五三〇	〇・〇三九	二三七	〇・〇一三	一、一九四	〇・〇五七

五、當區選出府會議員

自昭和六年十月、至十年九月

於勢升・淺野藤太郎・深見源吉

自昭和十年十月、至十四年九月

淺野藤太郎・深見源吉・押谷平七

自昭和十四年十月、至二十二年四月

淺野藤太郎・淺野豊行（昭和十六年十二月まで）・押谷平七・大西菊次郎（昭和二十

一年二月まで）

自昭和二十二年五月、至二十六年四月

淺野豊行

自昭和二十六年五月、在任中

淺野豊行

六、當區選出市會議員

自昭和四年六月、至八年五月

田中藤太郎・北橋秀松

自昭和八年六月、至十二年五月

田中藤太郎・木村榮藏・浅野藤太郎・中谷彌(昭和九年十一月まで)・浅野豊行(昭和十年二月より)

自昭和十二年六月、至十七年五月

浅野藤太郎・大西菊次郎・中野光義・浅野豊行(昭和十六年十二月まで)

自昭和十七年五月、至二十二年四月

浅野藤太郎・相原吉之助・木村榮・大西菊次郎(昭和二十一年二月まで)・金田喜代一(自昭和十七年五月、至十八年六月及び自二十一年六月至二十一年十一月)

自昭和二十二年五月、至二十六年四月

浅野藤太郎・西風金之助

自昭和二十六年五月、在任中

浅野藤太郎・西風金之助

教育

教育に關する最近の概況については第六章に述べる。

公衆衛生

戦後の荒廢した公衆衛生狀態に對して、連合軍は基本的人權保障の見地より、その改善に對しては特に力を入
れ、昭和二十一年春の發疹チフス流行のさいには、軍政部みずから區役所を指揮して大掛りなDDTの撒布を實施した。ま
た、區内燒跡の除草、塵芥堆積場所の清掃等も、軍政部は區に對して直接指示したので、區においては町會の協力によつて、
これを實施したのである。

昭和二十一年五月、區役所市民係に昆虫驅除班を置き、蠅・蚊・ねずみ等の驅除に従事したが、翌二十二年七月、職制改正
に際し、市民課に衛生係が新設され、防疫指導員を置いて公衆衛生業務に當つた。さらに翌二十三年九月、衛生係は廢止さ
れ、その業務は保健所に引繼がれた。

社會福祉

社會福祉事業に對しても連合軍は大きな關心をもち、細部にわたつて指導するところがあつた。これによつて、區役所の民生事務は大いに整備されたが、昭和二十五年五月、民生安定所が設置され、これに移管された。なお、社會福祉事業については、第七章参照。

公聴と廣報

戰爭中の自治行政は國の行政に一元化し、自治は殆ど名のみにすぎなかつた。しかし、戦後民主主義の政治は、權力の中央集中を排して、地方自治の伸張を圖ることを本旨とした。市政は市民により、市民のために行われるものであるから、市民の世論は十分に市政に反映させなければならない。また、市政の現況は市民に常に知られる必要がある。本市の公聴制度と廣報活動は、かかる目的をもつものである。

一、公聴 昭和二十二年四月、はじめての公選市長によつて發足した近藤市政は、市民の聲を聞いて市政の民主化を圖ることを一つの重要な施策とし、同年七月、市役所に公聴課を新設し、同じく九月、各區役所に公聴室を設けた。公聴課又は公聴室に、投書・電話・來訪等によつて申出られる苦情・相談・依頼等は、これを直ちに關係の部課に廻して調査させ、具体的に解決するなり、または事情説明を附して、一々これを申出人に回答するのである。

當區役所における昭和二十六年四月より二十七年十月までの公聴室の受付件數・處理件數を種類別にみると、つぎのとおりである。

受付件數	土木	水道	税務	住宅	環境衛生	保健	その他	計
處理件數	一三	二	四	二	六	一	八	三六
種類別の百分比	三一・〇%	四・二%	九・五%	四・八%	一九・〇%	四・八%	二六・一%	一〇〇・〇%

右の内容としては、防潮堤工事の促進、土地・道路に關するもの、ゴミ・尿尿の清掃等が一番問題とされている。

二、廣報 本市においては掲示板を設置して、市・區の周知事項を一般に知らせる方法をとっている。當區内にも掲示板は九十五ヶ所ある。しかし、市民の日常生活に直接關係ある事柄は、比較的よく徹底しているが、「市政だより」のような一般的な市政に關するものは、これをよく讀んでくれるかどうか、從來大きな疑問があつた。廣報活動の苦心もそのような點にある。今回、市では「市政だより」を掲示板に出すことをやめ、全世帯に洩れなく配付することにした。そのほか市政ニュース・區民ニュース等は、新聞・ラヂオ・映畫の利用によつても宣傳されている。

町會・隣組および類似團體の禁止

町會・隣組は終戦後も強固な統制力を保ち、區政の補助を行つていた。この組織を存続せしめるか否かは相當研究されたようであるが、ついに、昭和二十二年一月、内務省訓令によつて町内會・部落會・隣組およびこれらの類似團體は禁止されることになり、町會・隣組は同年三月末を以て解散された。また、これに類似する團體は、新たに結成することも禁じられた。

税制の改革

一、地方自治の強化と確立のためには、その裏づけとなる地方財政の充實が絶対の要件であるが、日本の税制改革のため來朝したシャウ博士の勸告（昭和二十四年八月）に従つて、昭和二十五年より新「地方税法」が施行され、地方税制に畫期的な變革が行われた。これによれば、從來市税は、獨立税以外の主要な税目はすべて府税の附加税となつていたが、府税と市税とをそれぞれ獨立せしめたのである。かくして、府縣市町村各個の税制の自主性を強化し、かつ、地方税收入を擴充する反面、地方税負擔の合理化・均衡化を圖ることを期したのである。とくに、新しい市税の税目は市民税と固定資産税を中心とし、これらは直接税であるため、市民はその負擔を直接に感ずるわけであるが、それだけに、税收入が市政のた

め如何に使用されるかということに深い關心をもたざるをえない。従つて、その點から市政に對する監視と批判が生じ、市民の自治に對する參畫が期待されることになる。

二、本市の市税は地方税法にもとずき「大阪州市税條例」を以て制定されている。現在の市税の税目は、市民税（個人は均等割、所得割・法人は均等割法人税割）・固定資産税（土地・家屋・償却資産）・自轉車税・荷車税・電氣ガス税・商品切手發行税・宣傳廣告税である。

三、當區の昭和二十七年（昭和二十八年三月末現在による）調定額（調査のうえ課税決定した額）はつぎのようである。

（單位千圓）

（一） 市民税 一六一、六八〇

（内譯） 個人（特別徴收を含む）一一五、七〇七

法人均等割 二、一四七

法人税割 四三、八二六

（二） 固定資産税 二四九、八二三

（内譯） 土地・家屋 一六四、五四二

償却資産 八五、二八一

四、昭和二十年度以降の當區における市税の調定額および收入歩合（調定額に對する收入額の割合）はつぎのようである。

（單位千圓）。

(年度)

(調定額)

(收入歩合)

昭和二〇

一、九二九

九九・九%

二一

三、〇〇一

九〇・八%

二二

一七、九六八

八九・五%

二三

五六、一四七

九〇・五%

二四

一二七、〇八三

七七・六%

二五

二四八、五四三

七二・七%

二六

三七六、一一一

八〇・五%

なお、昭和二十七年度は、昭和二十八年三月末において、調定額四三二、九五九千圓、收入歩合七二・四%であるが、五月末の出納閉鎖期まではなお収入の増加があるから収入歩合は決定しない。

區の復興

戦争によつて荒廢した區を復興し再建することは、戦後の重要課題であるが、これは、防潮対策・復興區畫整理・港灣計畫等と關連している、これらの問題は當區の復興と今後の發展に重大な關係があるので、區民として最大の關心をもたざるをえない。そこで、これらに對して區民としての意見を決定し、復興事業の促進や協力を圖るため、區民の自治的な組織がつくられた。即ち、大正區復興委員會がそれである。同委員會は昭和二十一年五月に結成され、委員には、區内の各種團体長・議員・官公署關係者・會社工場關係者・學識經驗者等各界の有志が網羅されている。結成以來、すでに數十回にわたつて會議が開かれており、調査・視察・陳情等、活潑な活動が行われてきた。つぎに擧げるものはその主な成果である。

(一) 大正橋附近の菜園撤去問題の紛争を解決した。

(二) 市電北泉尾線の再開を陳情して、これを實現した。

(三) 區の復興計畫を聞く會を開催し市當局者と意見の交換を行つた。

(四) 當區の水害にかんがみ、非戰災家屋税・非戰災特別税の減免問題につき區民大會を開催し、當局へ陳情した。

(五) 破損防潮水門の修理を陳情し、突貫工事を實現した。

(六) 恒久防潮堤の建設促進に精力的な活動を行い、また建設の障害となる關係住民の利害問題を斡旋調停した。

(七) 南恩加島・平尾の農地埋立てに關し、その補償問題を斡旋し解決した。

外國人登録

外國人登録は、外國人の居住關係及び身分關係を明確にして、その保護と監督に公平妥當な管理をはかることを目的とするもので、この制度は昭和二十二年五月二日「外國人登録令」に始まり、出入國管理令（昭和二六・一一・一）を経て、平和條約發効後施行された外國人登録法にもとづくものである。當區における登録數は、昭和二十七年九月現在で、韓國人一、二八四人、中國人三八人、アメリカその他七人、計一、三二九人（内、男七七九人、女五五〇人である）。

住民登録

住民登録制度は、日本國民をその住所地の市町村において世帯毎に把握し、これによつて、國民一人一人の居住關係を公證し、當時人口の狀態を明かにして住民個人の利便を圖るとともに、他方、市町村事務の適正・簡易化を目的とするものである。住民登録法は昭和二十六年六月八日公布、昭和二十七年七月一日より施行された。

特別市制問題

特別市制問題は本市を特別市に指定することを要望するものであることは、既に市民には周知のことであ

る。人口二百萬をこえる世界的大都市として、かつ民主主義政治の本旨にもとずき、行政・財政の自治の擴充を圖るべき問題として、今や市民がその目的貫徹のため猛運動を續けている重大懸案である。本市においては、昭和二十二年七月、大阪特別市制實施對策本部を設けたが、當區にもその支部が置かれ、區民の世論の喚起に努めたのである。その後、昭和二十六年八月、機構を整備擴充して新發足することとなり、當區においては、區民大會や各校下における座談會・説明會の開催、街頭演說會・署名運動の展開、特市移動展覽會などを行つて區民に呼びかけ、また、國會議員に對する陳情のため代表者を上京させるなど、本市の運動の一翼を擔つてゐる。

第四節 大正區役所の職制

沿革 當區役所の職制は、庶務・戶籍・稅務・會計の四係を以て發足したことは既述のとおりであるが、日華事變の勃發により兵事並びに援護事務が重要となつたので、昭和十二年九月、從來兵事事務を所管していた戶籍係を戶籍兵事係とした。次いで昭和十三年四月、國民精神總動員運動並びに新しい町會の結成等にかんがみて、團體係を新設した。

こうして次第に區役所が國策遂行の第一線に立つに至り、事務の繁忙化と人員の膨脹をきたしたので、昭和十四年十月職制の大改正が行われ、三課七係となつた。即ち、庶務課（庶務係・戶籍係）・總動員課（總動員係・兵事係）・稅務課（徵稅係・督稅係）・會計係である。

大平洋戰爭開始されるや、昭和十七年六月、さらに機構を擴充し、總動員課を廢して兵事戶籍課（戶籍・兵事・援護の三係）と市民課（町會・經濟・厚生之三係）を新設し、庶務課には學事・防衛・統計等の係が相次いで置かれた。その後、戦局

いよいよ苛烈となり、國內の防衛態勢強化が緊急となるに至り、昭和十九年十月、庶務課を防衛課と改稱し、同課に救護係を新設した。

終戦となるや、昭和二十年九月、兵事戸籍課を廢止し、防衛・救護・厚生・統計等の諸係も廢止され、さらに翌二十一年二月には、戦災甚大の區として市民・稅務・會計の三課を係とし、庶務課のみを課として殘し、これに庶務・戸籍・市民の三係を置いた。しかし翌二十二年七月には再び四課制に復活、庶務課（庶務・調査・戸籍の三係）・市民課（民生・經濟・衛生）稅務課（審査・賦課・徵收）及び會計課となる。このうち、衛生係は二十三年九月に、民生係は二十五年五月に廢止されたことは既述のとおりである。

昭和二十五年八月の職制改正は、地方稅法改正に伴う稅務機構の擴充強化に重點が置かれ、稅務課を廢して主稅（三係）・徵收（二係）の二課を設け、稅務長（主稅課長を兼務）を置いた。なお、戸籍係を市民課に所屬せしめた。昭和二十七年三月、稅務の二課制と稅務長を廢して稅務課とし、現在に至つてゐる。

現在の職制と主管事務の概要

庶務課		市民課	
調査係	人事・文書・豫算等	市民係	公聽・廣報・災害救助・行旅死病人取扱・轉出入・物資配給・戰傷病者、遺族に關する事務・尿尿處理券の取扱等
庶務係		戸籍係	戸籍・寄留・印鑑證明・埋火葬許可等

稅務課	市民稅係	市民稅の賦課
	固定資產稅係	固定資產稅の賦課
	雜種稅係	市民稅・固定資產稅以外の市稅の賦課・納稅獎勵・納稅相談・納稅貯蓄組合に關する事務
徵收係	整理係	徵收金の收入整理
	徵收係	市稅徵收・滯納處分等
會計課	收入支出・物品の出納保管等	

區長所管以外的事務で、當區役所職員の兼務しているものに、選舉管理委員會と教育委員會の事務がある。

大正區選舉管理委員會事務局

選舉の管理執行・選舉人名簿の調製等

教育委員會大正區事務局(學事係)

學校教育・社會教育・教育事業團體との連絡等

職員數

昭和二十七年十月一日現在における職員數は、區長以下一八名で、職名別にみれば、區長一、主事一五、書記

三三(内、女子五)事務員四三(内、女子一四)、自動車運轉手一、電話交換手二(女子)、補助員二(女子)、使丁一〇(内、女子一)、囑託二(内、女子二)、常備的臨時傭一、臨時的臨時傭九(内、女子二)となつてゐる。このほか、選舉管理委員會の専任職員一名、教育委員會の専任職員二名が配屬されている。

第六章 教 育

第一節 校 園 の 沿 革

小學校

明治五年の學制發布により當地の泉尾新田にはじめて小學校が設置された。明治八年四月である。のちの泉尾第一即ち現在の泉尾東小學校の起源であつて、當時の名稱は「第三大學區大阪府管内第三中學區西成郡第二區第四番小學校」という長いものであつた。泉尾につづいて同年七月、三軒家町に小學校が設置され、これはのちに三軒家第一（さらにその後三軒家東）小學校となる。これらの學校の名稱が「大阪府西成郡泉尾（或いは三軒家）小學校」というふうに改稱されたのは、明治十一年のことである。

修業年限の制度は、當初には上等八級下等八級で毎級の期間は六ヶ月であつたが、明治十五年には初等三年中等三年高等二年と改められた。つぎに同十九年の學校令によつて尋常四年高等四年と定められ、六歳から十四歳までの八ヶ年を學齡とし、子弟の教育を義務とした。その後明治四十年に尋常六年高等二年に改められたのである。

明治大正期を通じて當地の人口は著しく増加したので、學校も次第に増設された。當地が港區の一部として西區より分區した大正十四年には、既に三軒家第一・同第二・同第三・泉尾第一・同第二・同第三・鶴町・北恩加島・南恩加島の九校が設置されていた。さらに下つて大正區創設の昭和七年當時には港南校が増えており、翌八年に大正校、同十三年に新千歳校が設けられて十二校となつた。これが當區の小學校數の最高に達したときである。

昭和十六年四月、小學校は國民學校と改められたが、このとき三軒家第一を三軒家東、三軒家第二を三軒家南、三軒家第三

を三軒家西、泉尾第一を泉尾東、泉尾第二を泉尾北、泉尾第三を中泉尾と、名稱を改めた。

昭和二十年、三月と六月の空襲に三軒家東・港南・鶴町の三校が焼失し、また人口も激減したので、三軒家南・泉尾北・大正・新千歳の四校も戦災校とともに閉鎖された。

なお、右の戦災焼失校および閉鎖校のその後の経過はつぎのとおりである。

(一) 三軒家東小學校 六・三制實施にともない設立された大正東中學校の運動場として使用中、ただし校名は存続している。

(二) 港南小學校 閉鎖中、校名存続。

(三) 鶴町小學校 再建して昭和二十四年四月より再び開校した。

(四) 三軒家南小學校 六・三制實施にともない昭和二十二年四月より現大正東中學校校舎に轉用、昭和二十六年八月二十九日廢校となる。

(五) 泉尾北小學校 沖繩縣人の一時的住居に使用されていたが、昭和二十三年四月からその一部を中泉尾校分校校舎として使用、校名存続。

(六) 大正小學校 六・三制實施にともない、昭和二十二年四月より現大正中學校校舎に轉用、昭和二十六年八月二十九日廢校となる。

(七) 新千歳小學校 内港計畫にともない海没されるため、昭和二十六年八月二十九日廢校となる。

現在、學童數の増加によつて、當區の各校は收容力の飽和状態に達し、校舎はすこぶる狹隘をつけている有様である。

戦争中の小学校教育に忘れがたい思い出として學童疎開のことがある。空襲が身近にせまつてきた昭和十九年の秋頃から、學童疎開が開始された。當時の學童は疎開先の、大抵は寺院に收容され、そこを教場として困苦缺乏に堪えながら學業をつづけたのであつた。いま、詳かにしうる範圍においてその疎開先を記録にとどめ、當時を偲ぶ参考としよう。

(校 名)

(疎 開 地)

三軒家西校

徳島縣阿波郡林町・市場町・八幡町

石川縣羽咋郡羽咋町

泉尾東校

徳島縣那賀郡立江町・平島村・今津村

同 三好郡佐馬地村

石川縣石川郡野々市町

中泉尾校

徳島市二軒家・八幡

徳島縣名東郡北井上村・國府町

同 名西郡高川原村

北恩加島校

同 那賀郡富岡町・寶田村

同 阿波郡池田町

南恩加島校

同 美馬郡貞光町・郡里町・半田町

鶴町校

同 名西郡石井町・浦庄村・藍畑村・高原村・高志村

他の閉鎖された六校の児童も徳島縣下へ疎開していた。

青年學校

昭和十年四月、實業補習學校の實用的な面と青年訓練所の精神教育面をとりいれて、青年學校令による青年學校が各小學校に併設された。

舊制中等學校

府立泉尾高等女學校は大正十年四月に、市立泉尾工業學校は同十一年四月に創立された。大正十五年四月に創立された市立泉尾工業專修學校は、昭和十年九月、泉尾第二工業學校となつた。

新制中學校・高等學校

民主化の根本をなすものは教育であるから、軍國主義と超國家主義的な從來の教育を改めて、新制度の教育を行うこととなり、昭和二十二年公布の教育基本法及び學校教育法によつて教育制度が改革され、いわゆる六・三制の實施となつた。この制度は大体アメリカの制度にならつたもので、昭和二十一年春來朝したアメリカ教育使節團の助言にしたがい、教育刷新委員會で研究の結果出來たものである。新制の中學校は、國家の手によつて中等教育を國民一般に普及することを目的とし、民主教育の眼目をなすものである。この結果、國民學校高等科・青年學校は解消し、徹底した男女共學が行われることとなつた。

當區においては、昭和二十二年四月、大正東・大正中央の兩中學校が設置され翌二十三年、泉尾高等女學校が泉尾高等學校、泉尾工業學校が泉尾工業高等學校、泉尾第二工業學校が泉尾第二工業高等學校と名稱を改め、それぞれ新制の高等學校となつた。

幼稚園

戦前には、私立神恩幼稚園（泉尾中通三丁目、大正四年創立）、私立三光幼稚園（大正通五丁目、大正十年創立）、市立泉尾幼稚園（昭和四年創立）、私立昭和幼稚園（昭和六年創立）等があつたが、現在ではそのうち泉尾幼稚園と昭和幼稚園が存続し、また、昭和二十三年市立泉尾幼稚園分園が獨立して、三軒家西幼稚園となつた。

(第一表) 學校幼稚園一覽表

(昭和二十七年十一月三十日現在)

校 園 名	公私立別	所 在 地	通 學 區 域
泉尾高等學校	府立	泉尾松之町三丁目	大正區、港區、西區、福島區、此花區、北區のうち御堂筋より西側、西淀川區の一部
泉尾工業高等學校	市立	泉尾松之町五丁目	な し
泉尾第二工業高等學校	市立	同 右	な し
大正東中學校	市立	大正通五丁目	三軒家西小學校、中泉尾小學校の區域
大正中央中學校	市立	小 林 町	泉尾東小學校、北恩加島小學校、南恩加島小學校、鶴町小學校の區域
三軒家西小學校	市立	大正通三丁目	三軒家濱通一・二・三・四丁目、三軒家東一・二・三丁目、大正通一・二・三・四・五丁目、大正通六丁目、市電木津川線以東、三軒家西二・三丁目、三軒家壱町一・二丁目、三軒家市場通一・二丁目
泉尾東小學校	市立	南泉尾町三丁目	今木町一・二丁目、難波島一・二丁目、中口町、大正通十丁目、南泉尾町一・二・三丁目、新炭屋町、泉尾北村町一丁目、三軒家町一・二・三丁目、大正通七・八・九丁目(市電木津川線以東)、小林町(大正運河以南)
中泉尾小學校	市立	泉尾竹之町三丁目	北泉尾町一・二・三丁目、泉尾上通一・二・三・四・五丁目、泉尾中通一・二・三・四・五丁目、泉尾松之町一・二・三・四・五丁目、泉尾竹之町一・二・三・四・五丁目、泉尾濱通一・二・三丁目、大正通六・七・八・九丁目(市電木津川以西)
北恩加島小學校	市立	北恩加島町	泉尾濱通四丁目、北恩加島町、泉尾北村町二・三・四丁目、新千歲町、小林町(大正運河以北)
南恩加島小學校	市立	南恩加島町	南恩加島町、平尾町、船町
鶴町小學校	市立	鶴町二丁目	鶴町一二三四丁目、福町一・二丁目、鶴通一・二・三丁目
三軒家西幼稚園	市立	大正通三丁目	な し
泉尾幼稚園	市立	南泉尾町三丁目	な し
昭和幼稚園	私立	泉尾松之町一丁目	な し

(第二表) 生徒児童並びに教職員數五ヶ年對照表

(各年四月現在)

九〇

校 園 名	昭和二十三年		昭和二十四年		昭和二十五年		昭和二十六年		昭和二十七年	
	生徒児童數	教職員數	生徒児童數	教職員數	生徒児童數	教職員數	生徒児童數	教職員數	生徒児童數	教職員數
泉尾高等	五八一	四二	五五六	四〇	八二七	四七	八九〇	五一	八八二	五〇
泉尾工業	四三一	五一	三三一	五八	四七二	六〇	五七三	六一	五五九	七三
泉尾第二工業	二二三	一五	二六一	二四	三一四	三三	四一五	四一	四一四	四五
小計(高等)	一、二三五	一〇八一	一四八	一二二	一、六一三	一四〇	一、八七八	一五三一	一、八五五	一六八
大正東	六三五	三二一	一、〇三一	四一一	一、一九四	四七一	二、〇六	四五一	二九〇	四五
大正中央	七八七	三九一	二〇七	四七一	三八三	四七一	五一六	四九一	六二六	四九
小計(中學)	一、四二二	七一二	二三八	八八二	五七七	九四二	七二二	九四三	九一六	九四
三軒家西	一、〇八五	三一	一、四八	三一	一、二二四	二九	二九五	三二一	二八七	三三
泉尾東	六二五	二二	八七二	二七	一、〇八二	二八	二五四	三四一	三二五	三九
中泉尾	一、〇〇〇	二九	一、二〇〇	三四	一、四〇八	三九	一、五二一	四〇一	六三三	三九
北恩加島	一、〇一一	三〇	九九八	三〇	一、〇九三	三三	一、一六〇	三三一	二三四	三三
南恩加島	九二五	二五	二七六	三五	一、三三一	三七	一、四一六	三八一	四七五	三八
鶴町	(休校)	二四九	一四	二九四	一六	三九八	一六	四四八	二〇	二〇
小計(小學校)	四、六四六	一三八五	七四三	一七一六	四三二	一八一七	〇四四	一九三七	四〇二	二〇二
泉尾	一二三	六	一七五	八	一六六	八	一七四	九	一八九	九
三軒家	一四二	六	一四〇	六	一四四	五	一四八	六	一五九	六
昭和和	(休園)				六一	三	六九	三	一一九	四
小計(幼稚園)	二六五	一二	三一五	一四	三七二	一六	三九一	一八	四六七	一九
合 計	七、五六八	三三九	四四四	三九五	一、〇、九九三	四三二	一、〇、〇三五	四五八	一、三、六四〇	四八三

第二節 區の教育事務執行機關

教育の民主化を達成するため、教育行政が政治によつてゆがめられることなく運用されることを目的として、教育委員會の制度が定められた。教育委員會は、從來知事・市町村長の權限にあつた高校以下の教育行政、文化、科學に關する事務、教員の任命、豫算など一切の權限をもつ獨立の機關である。その委員の第一回の選舉は昭和二十三年十月に行われた。

區の教育關係事務は、從來區長の所管であつたが、市に教育委員會が設けられたのにもない、區には教育委員會の區事務局が置かれ、區長の權限は區事務局に移つたのである。ただし、區長は同時に區事務局長を委囑され、事務局職員も概ね區役所職員が兼務している關係から、事務執行上においては從來と異なるところがない。

區事務局で扱う事務は大體つぎのとおりである。

- 一、學校教育に關して、(イ)小學校・中學校の兒童生徒の就學、(ロ)通學區域の設定と變更、(ハ)高等學校・幼稚園の授業料保育料の徴收ならびに減免、(ニ)教職員の給與ならびに學校物件費の支拂等。
- 二、社會教育に關して、成人講座・成人學校の開催に關すること等。
- 三、その他、P.T.A.、婦人會、体育厚生協會、區内教育事業團體との連絡等。

第三節 成人教育

「廣範圍の成人教育計畫は、その人的資源の最高度の發展を求める社會に必要缺くべからざるものである」。〔アメリカ教育使節團報告〕

昭和二十四年に公布された社會教育法は、教育基本法の精神にもとずき地方公共團體が社會教育を實施すべきことを規定し、また、國はこれがため財政的援助、物資の提供、あつせんを行うべきことを規定している。成人教育講座及び成人學校は、かかる計畫の具体化である。

成人教育講座は、民主主義原理の理解と、その日常生活への浸透、市政の普及、文化的教養の向上を目的とする。昭和二十四年度から實施され、年間二十單元を目標とし、各小・中學校ごとにP・T・Aを中心に開催された。二十六年にはさらにその運営に工夫を加え、有識者・教官を講師として、法律一、政治經濟四、教育一二、その他一五、計三二回にわたつて開催し、受講者延人員は四千六百人を越えた。

この講座の運営をはかるため、各校に教官やP・T・A役員による成人教育委員會が設けられており、區には社會教育團體の有識者をもつて組織された大正區成人教育講座運営委員會が置かれている。

次に、成人學校は市民の文化教養の向上をはかることを目的として、昭和二十六年度から始められた。最初市内中央の數校を會場校としたが極めて好評で、回を重ねるにしたがい受講申込者が増加している。

第四期成人學校は一區三科目とし十區においてこれを實施したが、當區も大正東中學校を會場校とし、昭和二十七年七月十六日より週一回、十週間の講座を持つた。科目は珠算・習字・簿記の三科目で、講師は中學・高校の専門教師に委嘱した。各科目とも定員を超過し受講者は一三六名に達した。

P・T・Aは「両親と教師の會」である。從來、父兄會後援會母の會などがあつたが、それらは主として學校に對する財政援助が目的であつた。P・T・Aは財政援助もするが、それよりも、教師と父兄が協同して、よい教育環境をつくり、兒童生徒の福祉を増進し、學校の教育計畫を支援し、教師父兄相互間の親睦をはかることに主眼がおかれる。アメリカでは約百年前からこの運動が行われているといわれ、その成績は素晴らしいものがあるので、わが國も大体これにならつて昭和二十二年以來全國的に組織が進められたのである。

當區においては、昭和二十三年六月に各校園にP・T・Aの設立を見た。（ただ泉尾第二工業のみその後P・T・Aを廢止して後援會に代えた。）これらP・T・A相互間の連絡をはかり、その健全な發達を期するため、昭和二十四年十月大正區P・T・A協議會が結成され、毎月會合して種々の問題を討議しているのである。

各P・T・Aが行つてゐる事業には、おもにつきのようなものがある。圖書室の設置・充實、運動器具の整備、両親のための講習會・講演會の開催、運動場の整備・擴張校舎の増改築・改裝、校内放送設備の設置、植樹等。

第五節 体育厚生協會

市民の体育運動のための団体として、戦後はじめて結成されたのは大阪体育同好會で、町會の体操指導者を母体として昭和二十一年六月に發足した。その後二十三年二月、同好會を解消して大阪市体育厚生協會が生れ、同年五月、當區にもその支部が置かれた。さらに二十五年四月、支部組織を廢止し、大正區体育厚生協會となり、市の体育事業に協力するとともに、區の自主的な体育・運動の事業を行うこととなつたのである。

その事業の主なものとしては、毎年行われる市長杯各區對抗市民競技大會で、水泳・卓球・庭球・相撲・陸上・軟式野球等の種目があり、區において豫選を行い代表チームをそれぞれの種目の大會に出場させるのである。當區は相撲と水泳に優秀な成績をあげており、昭和二十七年には相撲では団体優勝、水泳では第四位を獲得している。

また右の軟式野球の當區豫選大會は、これを「區長杯」の大會とし、既に四年間つづけているが、參加チームも年々増加してよい成績をおさめている。

第六節 大正區學校教育振興會

いわゆる六・三制もようやく軌道にのつたのであるが、區全般にわたる教育問題、たとえば、教育内容の充實、新教育理想の普及徹底、校舎の整備充實、學童および教職員の福祉増進などを目的に教育の振興をはかるため、昭和二十七年五月、學校ならびにP・T・A・教育委員會區事務局等によつて、大正區學校教育振興會が結成された。

第七節 婦人會

戦前の婦人團體としては愛國婦人會・國防婦人會の二大團體があつた。當區では昭和九年十月、愛國婦人會大正區分會が結成され、昭和十一年二月、大日本國防婦人會大正區支部が結成された。國婦の當區支部は區内を十一の分會に分け、他に二つの職域分會があつた。この二大婦人團體は、昭和十六年八月、戦時國策にそい發展的解消をとげ、大日本婦人會を結成したので、當區にもその支部がつくられた。然し終戦とともに日婦も解散された。

戦後の混乱期を過ぎて、ようやく婦人団体結成の機運が熟してきた。それは婦人の新生活運動の胎動である。戦時中のように天下りの結成はゆるされず、婦人の自主的な運動としてより上つてきた。當區の各地區に徐々にではあるが婦人會がつくられていった。それはつぎのとおりである。

一、大正區新生活三軒家婦人會（昭和二十四年八月結成）

一、北恩加島婦人生活研究會（昭和二十五年二月結成）

一、南恩加島婦人文化研究會（昭和二十五年八月結成）

一、泉尾東婦人會（昭和二十六年四月結成）

一、鶴町婦人會（昭和二十六年六月結成）

一、中泉尾婦人會（昭和二十六年十一月結成）

現在、會員の總數は三千人をかぞえるに至つてゐる。

昭和二十六年十二月、これらの婦人會が相互の連絡と親睦をはかる目的で、大正區婦人団体協議會を結成した。

婦人會の行事としては、講演會や講習會（洋裁・編物・料理等）の開催、見學（造幣廳・盲聾啞學校・映畫撮影所等）、敬老會を他の団体と共催、などが行われた。

なお、區内の婦人有志が親睦をはかる目的で結成したものに、昭和二十四年四月に發足した「櫻楓會」がある。

第七章 社會福祉

第一節 概 説

明治七年に制定された太政官布告恤救規則は、昭和七年救護法の制定されるまで約半世紀の間、貧民救済の中心法規となつていた。然し當時行われてきた貧民の救済は、慈善的・隣保的・消極的であつて、救済を要する境遇にありながら人に知られないために悲境に泣く事例も少なくなかつたようである。これに省みて、街に一人の漏救なきを期するため、大正七年十月大阪府が創設したのが方面委員制度であつた。恰度第一次世界大戰後の社會經濟狀態の變動によつて、社會制度の缺陷がようやく社會問題となろうとし、下層細民の救済が急務となつていたので、方面委員制度は次第に他府縣にも採用されるようになり、昭和三年頃には、この制度の設けられない所はないまでに普及した。そして昭和十一年には方面委員令が公布されて全國的・統一的な制度となり、現在の民生委員制度の前身となつたのである。

昭和七年、從來の恤救規則に替つて救護法が公布された。當時、不況はいよいよ深刻で生活困窮者は激増していたが、救護法の實施によつて市町村長はその事務を委任され、方面委員を協力機關とし、各種社會事業施設を利用して、いわゆる「カード階級」の救護を行うこととなつた。慈善隣保的であつた救貧事業は、ここに面目を改めて組織的・積極的となり、近代的社会事業の發達をみることとなつたのである。昭和十三年には社會事業法が公布された。

日華事變以後第二次大戰中は、出征軍人遺家族の援護が緊急の要務となる。軍人援護は救護法による生活困窮者の救護とは

立前を異にするため、その法令も別個に制定され、軍事扶助法の公布を見、市民一致統後の接護事業に努力したのである。その他、母子保護法・警察保護法・戦時災害保護法等もこの間に公布され、社会事業の体系は一段と整備されるに至つた。

終戦後においては、社会秩序の混乱と経済的危機の激化のため国民生活は極度の窮乏に陥つた。特に戦災者・失業者・傷痍軍人・引揚者・戦争未亡人・戦災孤兒などにいたつては、或いは生活の途を失ひ、或いは路傍に餓死するなど悲惨な状態を現出した。これを救済し、民生の安定を圖することは、重要な戦後政策の一となつた。そこで昭和二十一年、救護法・軍事扶助法その他戦前・戦時中の保護法令を廢止し畫期的な社会立法である生活保護法の制定が行われ、方面委員令を廢止して民生委員令が定められた(二十三年に民生委員法となる)。續いて新憲法は、社会福祉の増進を圖ることを國家の責任として明示した。その後、災害救助法(昭和二二)・児童福祉法(昭和二二)・身体障害者福祉法(昭和二四)・生活保護法の全面的改正(昭和二五)・社会福祉事業法(昭和二六、社会事業法を廢止)・戦傷病者戦歿者遺族援護法(昭和二七)等、社会福祉に關する立法措置が講じられた。他方では、社会福祉行政の機構ならびに事務取扱方法にも檢討が加えられ改善されるとともに、協力機關・關係團體の整備擴充も行われた。こうして戦後の社会事業は新しい体系を形づくり、社会福祉事業と稱されているのである。

第二節 社会福祉事業の概況

一、保護状況

當區は、保護を受ける世帯比率だけからみれば、大阪市の平均より必ずしも高いものではないが、労働者階級の密集する地域であり、殊に日雇労働者数の比率では全市第一位にあるといわれるから、一般に生活程度の低いことは想像に難くない。福

社關係者は絶えず社會調査を行つて、要保護家庭の發見・相談および指導にあたり、漏救や濫救のないよう努めているのである。

保護世帯數・人員・保護費

當區の保護世帯數・保護人員・保護費金額を昭和二十五年以降の各年四月と九月の現在においてこれをみると、次ぎのようになっている。

(年 月)	(保護世帯數)	(保護人員)	(保護金額)
昭和二五・四	一八三	四五七	三四九、六〇八円
// 九	二六九	七一四	七二七、六五五
二六・四	二六二	七四七	五六六、三三〇
// 九	二六一	七二四	一、一一八、一二二
二七・四	四七一	七六七	六二九、七七三
// 九	二六九	七五四	一、一九七、一一〇

即ち昭和二十五年九月に著しく増加して以來その後は大きな増減をみない。

地域別・扶助種類別扶助狀況

生活保護法による保護には居宅扶助として、生活・教育・住宅・醫療・出産・生業・葬祭の七種類の扶助があるが、これを地域別にみれば次表の通りである(昭和二十七年九月末現在)。

なお、最近三ヶ年の保護費は下記の通りで逐年増加している。

地 區 名	民生委員	保 護 世 帯 及 び 人 員						
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	醫療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
三 軒 家	一二	一四〇人 五〇世	九〇人 三一世	五〇人 二二世	三二七人 二七世	一一人 一世	一一人 一世	一一人 一世
泉 尾 東	一二	九三二 九六二	一三八	三一〇 三五	一八五	一一	一一	一一
中 泉 尾	一五	一九五 一二	一〇二 二四	五三 三一	四三四	一一	一一	一一
北 恩 加 島	一〇	一六三 七九	四一 四二	五二 九八	三三七	一一	一一	一一
南 恩 加 島	一三	六二六 六三	四四 四三	一一 九〇	二二六	一一	一一	一一
鶴 町	五	三一八 三	一二四	八五	一〇八	一一	一一	一一
計	六七	六二〇 九八	三〇九 五二	二二一 九〇	一六三八	一一	一一	三三 一、 三五 九二
								六三 九
								一五 六八
								三〇 八二
								三一 四〇
								一五 七一
								三一 一九 人
								計

昭和二十四年度

五、五六二、九七九

四六三、五八二

(一ヶ月平均)

二十五年 度

八、五〇四、九九七

七〇八、七五〇

二十六年 度

一二、九三五、六三二

一、〇七七、九六九

二十七年 度(自四月―至九月)

七、〇八八、八三二

一、一八一、四七二

各扶助種類別に一ヶ月にどれだけ扶助額が支拂われるか。二十七年九月末における最近三ヶ月間の平均をとると次ぎの通りで、生活扶助と醫療扶助がその殆どを占めている。

生 活 扶 助 費	六〇三、二七二 円	
住 宅 扶 助 費	二九、八八六	
教 育 扶 助 費	七三、四六七	
醫 療 扶 助 費	六九六、九九四	
葬 祭 扶 助 費	七、一六六	
計	一、四一〇、七八五	

(出産扶助と生業扶助は支出なし)

醫療扶助狀況

昭和二十七年九月末現在において過去三ヶ月間に醫療扶助を受けたものの年齢別・結核と結核以外の病氣別をみると、次ぎの通りである。

區 別	調 査 人 數	結 核 患 者		以 外 の 患 者	
		人 數	割 合	人 數	割 合
就學までの年齢 (六歳まで)	五八	四〇	〇、六九	一八	〇、三一
學 童 (六歳—一四歳)	八九	六六	〇、七四	二三	〇、二六
稼働年齢 (一五歳—五九歳)	二七五	一七六	〇、六四	九九	〇、三六
老 齡 (六〇歳以上)	三一	五	〇、一六	二六	〇、八四
計	四五三	三八七	〇、六三	一六六	〇、三七

結核患者は全年齡層において六割三分を占め、稼働年齢層において六割四分の高率を示している。結核患者の殆どは入院治療であつて、醫療費中これに要する費用は多額に上つてゐる。

優生保護法によつて妊娠中絶を受け、その費用の負擔のできないものは、その費用の扶助を受けることができるが、その取扱件數は昭和二十五年一一件、二十六年一二件、二十七年一四月より九月まで三件であつた。

二、行旅病人行旅死亡人取扱・精神病患者保護

行旅中疾病に罹りまたは飢餓のため歩行に堪えず、これを救護する者がなく療養の途のないものは行旅病人であつて、區長

はこれを所定の病院に送致して救護しなければならない。また、行旅中死亡して引取人のないもの、行旅中でなくても住所居所が知れず引取人のない死亡人は行旅死亡人であつて、區長は死体を引取つて火葬に付することとなつてゐる。當區におけるこれらの取扱件數は、行旅病人は昭和二十六年度一件、二十七年四件、行旅死亡人は二十六年度六件、二十七年四件。死亡人はいずれも水死人である。

精神病者が自分を傷けたり他人に危害を加えるおそれのある場合は、精神病院に入院させなければならない。その費用のないときは公費で保護する。公費の入院は保健所で取扱われる。當區における取扱件數は、二十六年度一三件、二十七年七件である。

三、兒童福祉

國及び地方公共団体は兒童の保護者とともに、兒童の幸福増進を圖る責任を持つ。「兒童は人として尊ばれ」「社會の一人として重んぜられ」「よい環境の中で育てられる」(兒童憲章)。兒童は心身ともに健やかに生れ、愛情を以て育てられ、生活を保障され、就學の途が確保され、職業指導を受け、遊び場その他よい環境を與えられ、虐待・酷使から保護される。また、家庭にめぐまれないものには、これに代る環境が與えられなければならない。兒童福祉法(昭和二二)は、兒童福祉機關・福祉の措置及び保障・福祉施設・費用等に關し、これを立法化している。また、兒童憲章(昭和二六)はその原理を宣言した。ただし、終戦後の社會秩序の混亂と環境の惡化及び生活の困難は、兒童の育成上憂うべき多くの問題を惹起したからである。

兒童福祉機關

兒童福祉機關として、兒童相談所・兒童福祉司及び兒童委員がある。兒童相談所は業務機關として府縣に設置される。當區は府立中央兒童相談所(天王寺區生玉前町三八、母子の街)の管轄に屬している。兒童福祉司は、兒童相談所

長の指揮監督を受け、児童問題の相談に應じ、専門技術的指導を與える。各民生安定所に駐在し要保護児童のケースワークを行うとともに、児童委員・社會福祉・主事の相談・指導にあたる。児童委員は民生委員がこれを兼ね、児童妊産婦の保護、保健はもとより、問題児の家庭の相談・指導にあたる第一線機關で、福祉司・福祉主事の職務に協力する。

なお、民生安定所では輕易な児童問題の相談・調査・指導や、福祉施設（助産施設・母子寮・保育所）への入所措置を行つてゐる。

児童福祉施設

當區内の児童福祉施設として、市立泉尾保育所と救世軍希望館がある。

泉尾保育所

（泉尾濱通四丁目三六）

昭和十二年十一月創立。幼児の保護者が就勞し、または疾病その他の理由で、家

庭で保護養育できない場合に、幼児を預つて育成する施設である。總坪數一五〇坪、保育室・遊戲室・午睡室・調理室・屋外遊戲場等があり、職員は三名である。定員は五五名で現在員も同數である。保育の内容は、健康検査・遊び（音楽・圖書・話・遊戲、自然と社會の觀察等）などである。

救世軍希望館

（北泉尾町一丁目一六五）

大正四年、御大典記念事業として創立。最初は港區市岡町にあつたが大正六

年五月現在の場所へ移轉した。その事業は、始めは釋放者の保護事業であつたが、大正十五年少年保護團體の認可を受け、昭和二十四年三月、児童福祉法による養護施設となつた。児童相談所から送致される環境不遇児を收容して保護養育する。現在三歳より十七歳までの児童三八名（男子三四、女子四）を養育しているが、その内譯は、兩親あるもの一三名、片親のもの一七名、孤兒八名である。毎朝館長の聖書講義があり、夕には夕禮が行われる。また、日曜日には全員出席して日曜學校が開かれる。收容児童中一七名は中學校に、一八名は小學校に通學している。

兒童厚生施設

兒童の環境をよくするため健全な遊び場が必要であるが、當區内には地元關係者の理解と協力によつて、次ぎの施設が設けられている。

名	稱	所	在	地	開	所	年	月	日	坪	數	地	主	運	營	者
小林	子供運動場	小林町	一八八	昭和二二、五、一〇	三四〇	岩田五郎左衛門	太田	三	郎							
千島	町子供遊び場	千島町	五三	二四、五、五	五〇	加島正治	三浦源太郎									
小林	住宅兒童遊園	平尾町市設小林住宅内		二四、一二、一〇	六〇〇	大阪市	城下	正	行							
三軒	家兒童遊園地	三軒家東三丁目一九		二六、六、一五	二七〇	大松田甚太郎市	吉原喜代藏									

四、保護觀察

犯罪者を保護善導してこれを更生させ、社會生活に適應させることは、ひとり犯罪者自身の保護のみに止まらず、社會を犯罪から護るゆえんである。そこで出獄者を一定人に委付してその行狀を觀察せしめ、これを善導して再犯のないようにするのが保護觀察の制度である。少年に關しては犯罪少年だけでなく犯罪性少年も保護觀察の對象となる。保護觀察の機關として、全國八ヶ所に地方更生保護委員會が置かれ、各都道府縣に保護觀察所が設けられてある。そして各地區において直接その職務を掌るために置かれているのは、成人保護司及び少年保護司である。

當區においては三十二名の保護司が法務大臣より委嘱されている。保護司は、保護觀察のほか、拘留所や少年院に收容されている者の家庭環境調査や本人の社會復帰の準備を行う。當區の保護觀察現在數（昭和二七・九）は、少年五八人、成人一六人である。

五、身体障害者福祉

身体障害者福祉法（昭和二四）によつて保護を受ける身体障害者とは、視力・聴力・言語機能に障害があるもの、肢体不自由なもの、中樞神經機能に障害のあるもので、府知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。當區の同手帳交付者數は一二九名（三軒家三〇、泉尾東三九、中泉尾一四、北恩加島一七、南恩加島一九、鶴町一〇）である。

これらの身体障害者に對しては、民生安定所において、更生相談・更生援護施設への紹介を行っている。また盲人安全杖・補聴器・義肢・車椅子など補装具を必要とするものは、民生安定所に申請してその交付・修理を受けることができ、もしその費用の負擔ができないときは減免されることになっている（當區における盲人安全杖交付者一二、義肢一〇名）。なお、戦傷者に對しては國家補償による傷害年金が支給されることとなつた。その他、優遇方法として特定の場所に賣店の設置や專賣品販賣の許可、製作品の購買などがある。

然し、これらの法的保護も、規定による該當者だけであるから、保護を受けるものは身体に障害あるものの一部にすぎない。當區には、法の保護を受けられない同情すべき人々が身体障害者手帳交付數の三倍近くもあるものとみられている。身体障害者及びその家族の福祉を圖ることを目的として昭和二十六年三月に結成された大正區身体障害者福祉會では、法律を改正して保護の擴張と徹底を圖ること、身体障害者の就職上の不利益に對して割當雇用制の立法措置を講ずることなどを強く主張

してゐる。

六、戦歿者遺族・未歸還者・未亡人福祉

戦歿者遺族福祉

當區には約八六〇世帯にのぼる戦歿者遺族がある。戦歿者遺族は戦争によつて一家の支柱となるべき人

を失ひ、その精神的な苦痛はいうまでもないが、中には生活困窮の境涯に陥つた人々も少なくない。もちろん生活困難であれば生活保護法によつて保護はされる（現在二五世帯が保護を受けている）。然し、遺族たる身分にもとずいて特別の援護を受けるということは、占領中にはなかつた。同じ戦争の辛酸をなめた國民の中でも、戦歿者遺族は一段と苦しい敗戦の重荷を負う氣の毒な人々であつた。全國の遺族は團結して世論に訴え、政府に要求して、遺族援護施策の實現に努力してきた。この宿願は、昭和二十七年四月、戦傷病者戦歿者遺族援護法の公布を見て、一應實を結んだのである。

本法によつて遺族に遺族年金及び弔慰金が交付されることとなつた。

(一)遺族年金

配偶者には年額一萬圓、十八歳未満の子又は孫・六十歳以上の父母又は祖父母には年額五千圓を支給する。

ただし、配偶者が再婚している場合は支給されない。また、孫祖父母はこれを扶養することのできる直系血族のない場合に限り、父母が不具廢疾であれば六十歳未満でも支給される。

(二)弔慰金

戦歿者一柱につき、遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順）に對し、十年以内に償還すべき五

萬圓の記名國債を交付する。

これらの交付手續は區役所で取扱われる。戦時中の徵用工・挺身隊員・勤勞報國隊員等の遺族に對しても、弔慰金として三萬圓の國債が交付されることとなつてゐるが、この手續はまだ開始されていない。

一方府市においても、戦没者追悼式を舉行したほか遺族の靖國神社参拜を實施して戦没者の靈を慰め、また遺族には歳末見舞品の贈呈、遺児の奨學資金貸付を行うなど、占領政策解除とともに遺族の援護もようやく強化されるに至つた。

遺族福祉のために結成された自主的な団体として**大阪市遺族厚生連盟**があり、當區にも支部が置かれている。連盟は遺族の相互扶助・身上相談・自力厚生に力をつくしている。

未歸還者福祉

未歸還者の問題もまた終戦後における重大懸案の一つである。未歸還者の留守家族は、引揚促進大會の開催や陳情、留守家族實態調査の實施、國際連合に陳情代表者派遣など、内外に向つて引揚げ促進の運動をつづけてきたが、未だ納得しうる解決を見ず困難な國際問題となつている。當區には留守家族三〇世帯をもつて**未歸還者留守家族會大正區支部**が結成されており、この運動の一翼を擔つている。

未亡人福祉

昭和二十六年七月一日現在における當區の未亡人實態調査によると、未亡人世帯数は七五〇世帯である。そのうち十八歳未満の子女のみを有するものは三五〇世帯（この子女の数は六六〇人）となつている。就職する希望はあるが職のないもの一三〇世帯、就職したいが子女が足手まといで就勞できないもの二九〇世帯である。これらの數字と、現在生活保護法による保護世帯のうち母子世帯が六〇世帯（二二％）で、なお保護を希望しているものが七〇世帯あることを考え合せると、未亡人、殊に母子世帯の問題が大きく浮かび上つてくる。そして、これは兒童福祉の問題とも關連してゐるのである。

當區では昭和二十六年三月**大正區未亡人會**が結成された。同會は、未亡人・母子世帯の生活指導・職業斡旋・結婚相談・育児指導を行つて未亡人の福祉増進を圖り、講習會・座談會・娛樂會等の開催を通じてお互に激勵、慰安につとめる。各校下には部會を設けて社會福祉機關との連絡を密にし、その援助と指導を受けている。

七、日赤募金・共同募金

日赤募金 毎年五月に行われる日赤募金は、日本赤十字社の経費を一般國民より募集するものである。從來この経費は特定の日赤社員の齎出するところであつたが、終戦後これを改め、昭和二十二年頃から共同募金に併せて一般より募集することとなつた。然し、昭和二十五年頃から共同募金と分離し、日赤募金は五月に、共同募金は十月に行われることとなつた。日赤募金は日赤奉仕團を以て**日赤募金委員會**を構成し、その協力によつて實施される。

最近三ヶ年間の當區の募金成績は、二十五年庚五〇一、三五六圓、二十六年庚七一、三二〇圓、二十七年庚七〇九、九〇二圓であつた。

共同募金

共同募金は社會事業團體の運営費の補助金・その施設の奨励金または直接要援護者に對する援護金として配分されるものである。その趣旨は、新憲法によつて國及び地方公共團體がその公金を以て私設の慈善事業に補助を與えてはいけないことになつたため、アメリカなどで行われているコミュニティ・チエストにならい、全國的な「たすけあい運動」によつて得た齎金を以て社會事業團體を補助することとなつたものである。共同募金は、民生委員・日赤奉仕團その他區内有識者を以て構成する**共同募金委員會**によつて實施される。

當區の共同募金成績は、昭和二十二年庚六七七、二〇九圓、二十三年庚一、六八五、〇八四圓、二十四年庚一、四〇五、三二一圓、二十五年庚一、五二三、六七〇圓、二十六年庚一、七三四、七二一圓、二十七年庚一、八二二、一六三圓であつた。

日赤募金・共同募金ともに、當區は毎年極めて優秀な成績をおさめている。

八、ララ衣料ステーション

ララ (LARA) アジア救済機関は、一九四六年米國の宗教團體・社會事業團體など十三團體により組織せられたもので、アジア地域、それも主として日本及び朝鮮における戦災その他で困窮する人々、児童、病人などを對象として、食糧・衣料・醫藥品などを寄贈する救済活動に當つてゐるが、その寄贈物品をララ物資といつてゐる。當區も昭和二十二年以來數回にわたりララ物資を寄贈されたが、特にジェーン台風の際には多量の配給を受けた。

當區内の救世軍希望館は、昭和二十四年一月府知事より「ララ衣料ステーション」の指定を受けた。同ステーションは民生安定所及び民生委員の協力のもとに、港・大正兩區の衣料を必要とする貧困家庭に、ララ衣料物資の配給を行うものである。同ステーションが昭和二十四年より同二十七年九月までに行つた配給は一四回で、大正區の世帯に對し一六八二點、港區の世帯に對し一五〇二點。その配給を受けた世帯は八四二世帯、配給人員は二七〇八人に上つた。

九、中小企業金融・市設置舗

中小企業金融 中小企業の資金難を緩和するため、本市は昭和二十五年、中小企業融資準備資金條例を制定した。これによる融通の方法は、市内で引續き一ケ年以上小規模の商工業を營み、その事業が堅實で事業主がまじめであり、且つ確實な擔保又は保證人があれば、普通三十萬圓、特別五十萬圓を限度として貸出しを行うもので、返済期限は六ケ月または一年である。貸付申込は區役所を経由するが、當區經由の申込件數は、取扱開始以來、五〇〇件を越え、内二七〇件は融資済みで、その貸付金額は四千萬圓に達してゐる。

市設置舗

本市の質舗事業は、小額所得者の金融難救済のため、大正十三年十二月政府の低利資金三十萬圓を貸付資金として、市周邊部四ヶ所に公益質舗を設置したのに始まる。昭和二年公益質屋法が公布されて事業の内容も整備充實し、現在で

は質舗十一を有している。社會福祉事業の一として、現在貸付資金は五千百九萬圓に達しており、將來一區一舗を目指して増設が計畫されている。

市設質舗の特徴としては、(一)利息が安く重利を取らぬこと、(二)利息計算方法が利用者に有利なこと、(三)相當の元利金を支拂えば質物の一部を重利なしでうけ出すことができる、(四)流質物賣却代金から元金・利息・法定手数料を差引いた殘餘金は利用者に戻還すること、(五)本市の責任による質物の滅失毀損に對しては損害を賠償すること、(六)生活困難者には利子を減免する特典があること、などが挙げられる。

當區内に設けられている市設泉尾質舗(泉尾北村町二丁目一二)は、昭和十五年十月、財團法人大阪自彊館の經營していた泉尾質舗を買收して開設したもので、勤勞者層の利用が主となつてゐる。

同質舗の事業成績を略記すると、昭和二十六年八月から二十七年七月までの一ケ年間の貸付口數は二、八七二口、金額は二、三三五、一五〇圓で、回收した口數二、一一六口、その金額は一、七八四、八〇〇圓である。

質物ではどういふ品物が多いか。これを貸付の口數で百分比を示すと、衣類九一・二%、裝身具五・五%、器具類一・六%その他の物一・七%となつており、衣類が大部分を占める。入質者を職業別に人員の百分比を示すと、勞働者が五二・五%、俸給生活者二三%、小商業者一四・二%、小工業者三・八%、その他六・五%となつてゐる。

第三節 社會福祉機關・協力團體

本節においては、前節の各項のなかで紹介した機關及び團體の再説は省略する。

一、民生安定所

民生安定所は昭和二十五年五月、民生事務を區長より移管して新設されたものである。即ち、終戦後の占領政策下にあつて、社會福祉關係事務はいよいよ重要さを増すとともに、複雑多岐且つ科學的となり、これを擔當する職員も専門的な知識と技術を必要とし、行政機構もまた新しい事態に即して改革されたのである。

本市の民生安定所は九ヶ所あり、民生局長の直轄である。當區は中央部民生安定所（西區役所内）の管轄に屬している。

民生安定所は主として生活保護・兒童福祉・身體障害者福祉の事務を取扱い、その他ララ物資の配分、民生委員協議會の運営等もその所管である。もとより社會福祉部門の業務は多種多様であつて、民生安定所の所管事項以外に、なお區役所・警察署・保健所等で取扱うものも少なくない。それらが相互に關連して社會福祉行政を形づくつてゐるのである。

二、民生委員

民生委員は民生委員法（昭和二三）の定めるところであつて、社會福祉の増進のため、常に擔當區域の生活狀態を調査し、要保護者を保護指導し、社會事業施設と連絡をたもつことを職務とする。その任期は三年である。この制度の濫觴は方面委員制にあるが、今日の公的保護事業は民生委員の協力と奉仕によつて完璧が期せられる。また、兒童福祉事業においては民生委員は兒童委員に充てられる。

當區の民生委員は、三軒家地區一二名、泉尾東地區一二名（内、婦人二名）、中泉尾地區一五名（内、婦人二名）、北恩加島地區一〇名（内、婦人一名）、南恩加島地區一三名、鶴町地區五名、計六七名（内、婦人五名）である。

民生委員小推薦會

民生委員は府に設置した民生委員審査會の意見をきき府知事がこれを厚生大臣に推薦し、それによつ

て厚生大臣がこれを委嘱するのであるが、その前提として、區には各階層の代表者を以て民生委員小推薦會が構成され、その審議を経て、さらに市の推薦委員會の審議をへて、これを知事に推薦するのである。また、小推薦會の下部機構として、各地區には準備會が設けられる。

民生委員協議會

各地區に地區民生委員協議會が組織され、各地區の委員長を以て區民生委員協議會が組織される。さらに各區の民生常務委員を以て市民生常務委員協議會が構成される。地區委員長區常務委員はそれぞれの協議會で互選によつて定められる。

地區及び區の民生委員協議會は毎月一回以上協議會を開催し、取扱事項の報告や研究をすることとなつてゐる。

三、社會福祉協議會

社會福祉協議會は社會福祉事業法の規定によつて組織される。當區の協議會は、區内各種團體の代表者を中心とし、公私の社會事業關係者その他これに関心をもつ人々を以て構成されている。

本協議會は、社會福祉事業の調査・研究・施設や団体との連絡調整・合同計畫・共同募金委員會との提携・広報宣傳等を目的とし、部門を四部にわけている。即ち、兒童福祉・家庭福祉・老人福祉・広報の四部會とし、會員をそれぞれ希望する部會に配し、その活動によつて総合的に區の社會福祉の増進を図るものである。

四、日赤奉仕團

日赤奉仕團は、日本赤十字社の博愛精神を基調として結成された自主的な民間の奉仕団体である。その主たる目的は、災害發生時に組織的な救援活動を行うことにあつたが、現在の事業活動は、廣く社會奉仕・衛生奉仕の部面にもおよんでいる。

當區の日赤奉仕團は、昭和二十四年四月に結成された。大体において舊町會の區域を以て分團とし、各校下に連合分團を組織する。さらに連合分團委員長を以て區奉仕團委員會を結成している。

本團は大正區災害救助隊においては、その一部門たる「協力部」の任務を擔當し、災害時には物資配給その他の救援業務に従事するのである。また毎年行われる日赤募金は本團の奉仕によつて當區は優秀な成績をおさめている。その他、當區においては尿尿汲取處理券の配付販賣を本團に委託している。

なお終りに、日赤奉仕團は決して町會隣組の復活でないことを強調しておくことは、蛇足ではあるまい。

第八章 保健衛生

第一節 大正保健所の業務

大正保健所の沿革

大正保健所は昭和十七年三月二十日、泉尾上通四丁目に開設を認可され、元泉尾衛生組合事務所を統合して、同十八年二月一日業務を開始した。同年三月一日、一時閉鎖して三軒家町一丁目に移轉したが、翌十九年十月十日、もとに復歸した。昭和二十年三月十三日の震災により焼失したため閉鎖。翌二十一年一月十五日、福島保健所大正支所として復活し、大正區役所内に事務所を設けた。次いで、昭和二十四年九月八日大正保健所の開設認可を得、翌二十五年四月一日、大正保健所として再出發、同年五月十日、泉尾上通三丁目の現在の廳舎に移轉した。昭和二十六年四月一日、大正性病診療所を併設した。

現在、保健所長のもとに、庶務・衛生・保健豫防の三係が置かれている。

業務の概要

保健所は、公衆衛生の向上および増進をはかるため、保健所法により設置されたもので、醫師・保健婦・食品衛生監視員・環境衛生監視員および衛生班員が配置され、それぞれ専門事項を擔當處理しているのである。その業務の主要なものを列記すればつぎの如くである。

一、結核豫防 昭和二十七年中の本市の結核患者發生數は、二五、七八五人で、人口千人につき一一・五人の割合いである。各區を比較すると、最高は北區で、千人につき一五・六人、最低は都島の八・八人である。當區においては、發生數、八四五人。人口千人につき一一・八人の割合いで、二十二區中、九番目である。

結核の豫防對策として、保健所は、ツベルクリン検査およびその陰性者に對するBCG接種、聽打診とレントゲン撮影による早期發見につとめるが、さらにその治療にもあたり、人工氣胸術を行うほか、マイシン・パス・ヒドラジッド・チビオン等による治療も認められている。これに要する治療費は、半額公費負擔である。昭和二十七年中、當保健所が行つた結核の健康相談は、六、二八七件、檢診一二、五一九件、保健婦の家庭訪問八六一回、BCGの豫防接種四、四三六人、人工氣胸の治療件數は二、二四七件であつた。

二、性病の相談と治療 性病も結核と同じく届出を要するが、昭和二十七年中、當保健所に届出のあつた花柳病患者を、年齢別・男女別にみるとつぎに掲げる表のとおりである。

保健所に併設された性病診療所は、性病についての相談および診療を行う。昭和二十七年における相談件數は六四〇件、治療件數は七五一件である。

年齢別	性別		男	女
	オ	メ	人	人
0 ～ 15			2	5
16 ～ 20			24	4
21 ～ 25			68	7
26 ～ 30			32	3
31 ～ 35			10	5
36 ～ 40			1	5
41 ～ 50			13	5
51 ～ 60			12	1
61 以上			2	
計			164	31

四、食品衛生監視

行政の一部であつたが、昭和二十三年、食品衛生法の施行以來保健所の業務となり、食品衛生監視員がこれを擔當することになつたのである。

五、環境衛生監視

公衆浴場・興業場・公共施設・學校・旅館・寄宿舎・理容所など多數の人の集合する施設の衛生状態を監視し、立入検査を行つて必要な注意を與え、またはこれを改善するのも、保健所の業務であつて、環境衛生監視員の任務である。

以上のほか、保健所の業務としては、優生保護相談・避妊や受胎調節の指導・ねずみや昆虫の驅除・防疫作業・犬の登録・狂犬病豫防など、衛生行政第一線としての仕事は、なかなか間口が廣い。

三、傳染病豫防

傳染病豫防のため、保健所は定期の種痘、腸チフス・バラチフス・ジフテリア・發疹チフスおよび百日咳の豫防注射を行つてゐるが、昭和二十七年中に行つた豫防注射人員は、腸チフス一三、八八五人、ジフテリア一、一三四人、天然痘三六、五一五人、發疹チフス八、四五六人。なお、同年に發生した法定傳染病患者數は、赤痢一七八、疫痢二一、腸チフス四、猩紅熱一、ジフテリア一四、流行性腦脊髄膜炎一、であつた。

保健所協力団体

(一) 大正保健所運営協議會は昭和二十五年四月設置、公衆衛生施策の民主化、衛生思想の普及、區内の實情に即した保健所事業の運営等を目的とする。(二)大正母子會は乳幼児と一般婦人の健康・衛生をはかるため保健所の業務に協力し、または種々の行事を行うものである。

第二節 西清掃區事務所の業務

沿革

西・港・大正三區の清掃業務は、本市清掃局西清掃區事務所の所管である。同事務所の歴史は古く幾多の變遷を経てゐる。明治三十三年、汚物掃除法が制定され、市が汚物掃除事業を直營とするや、全市を行政區と一致する掃除區に分けたが、昭和七年三月、掃除區の改編を行つて六清掃區とした。このとき、現在の西・港・大正の三區に相當する地域が岩崎橋清掃區となり、現在の西清掃區の濫觴をなすのである。昭和十二年、八清掃區となり岩崎橋清掃區は岩崎清掃區と改稱、同時に西區は新設の船場清掃區に編入されたから、岩崎清掃區は港・大正二區をその區域とすることとなつた。昭和十八年、一區一清掃區となつたので大正清掃區となる。しかし、戦争末期となると、人員器材不足のため作業は漸次困難となり、遂に十九年八月、作業を全面的に停止し、日々の塵芥はこれを市民の自家處理にゆだねるの餘儀なきに至つたので、清掃區も改められて四清掃區となつた。終戦後、二十一年十月、復活して八清掃區となり、岩崎清掃區は再び西・港・大正三區の區域を所管とし、西清掃區と改稱したのである。事務所は岩崎橋清掃區以來、現在の所在地(大正通一丁目)に置かれ、現在員は所長以下吏員十二名、従業員九十一名である。

業務の概要

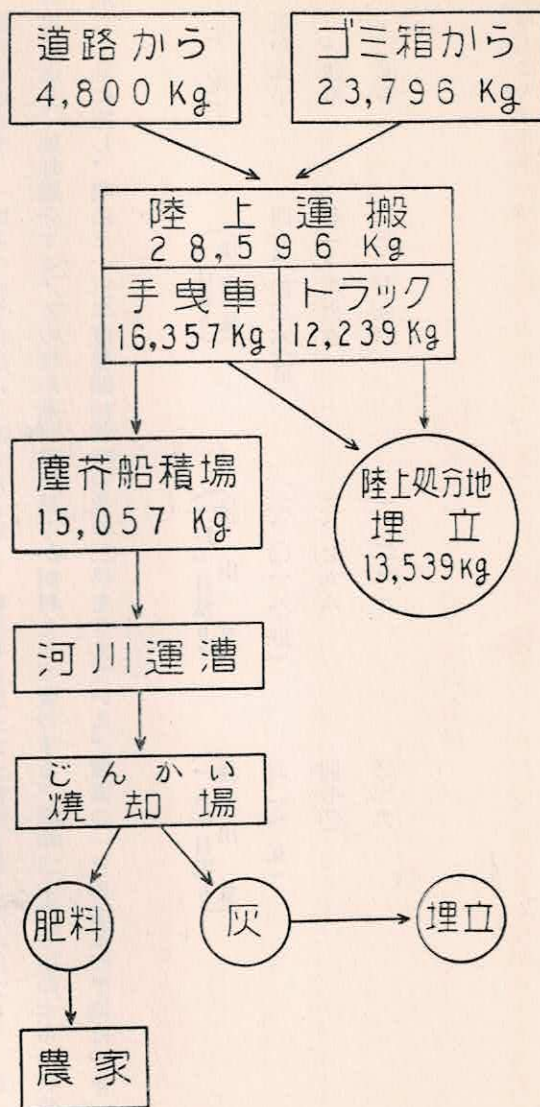
清掃區事務所の業務は、汚物掃除法にもとづく塵芥・灰ごみ・汚泥・瓦礫等の處理、傳染病豫防法による清

潔方法の施行、尿尿汲取處理事業ならびに公共便所の管理などで、これにとまなう監督や苦情處理などを含む。なお以前取扱つていた下水道および溝渠の汚濁は、現在、土木局の所管となつてゐる。

つぎに塵芥處理事業と尿尿處理事業の概要を述べる。

(一) 塵芥處理事業 塵芥の収集は週に二回各戸を廻り、収集した塵芥は大部分を埋立陸上處分にし、残りは河川を利用して焼却場へ送り、焼却處分する。そのほか若干は肥料とか飼料として賣却する。昭和二十六年中の本市の収集實績は、一日八十一萬六千匁に達し、明治三十三年直營開始當時の量の三倍をこえている。當區の一日排出量の平均はつぎのとおりである。

(年 度)	(一日當り) 排出量	(一戸一日當り) 排出量	(一人一日當り) 排出量
昭和九年	四七、四二六(匁)	二、〇一八(匁)	四二八(瓦)
一四年	七一、六六五	二、七九八	四七〇
二七年	二三、七九六	一、二九一	三三九



(二) 屎尿処理事業

屎尿処理事業は塵芥の処理と事情が異つていたため市の直営とせず、長年、衛生組合の事業として行われてきたが、昭和十八年以降、これを市の直営に移したものである。

最初、市は屎尿の処理に手数料を徴したのであるが、戦後の肥料不足と農村の好況によつて屎尿の價格が騰貴し、したがつて市の処理費も少額の支出にとどまつたので、昭和二十二年六月からは無料扱いに改めた。ところが、昭和二十五年頃から農

村が不況となる一方、化學肥料の出廻りがよくなつてきたため、尿尿の需要が減退し、尿尿處理費の増加をきたすこととなつた。そして、昭和二十六年にはその額が四億という巨額を要する状態となつた。このため市は再び有料制に戻すこととしたのである。手数料の徴收方法は處理券を各世帯に賣りさばくわけであるが、當區では、これを日赤奉仕團に依頼しているのである。

當區における汲取業務は、大正清掃業協同組合がこれを請負うており、市から運搬トラック五台の配車を受け、五ヶ班の汲取班が、一ヶ月二回、各受持區域を廻ることになつてゐる。

當區の尿尿一日分の量は、推計でつぎのようになる。昭和二十七年八月の區内常住人口約七萬人で、一人一日の排泄量は平均一リットル(五合五勺)である。また、區外からの通勤者・旅客など、いわゆる晝間人口は約二萬四千人、この一人一日の排泄量は〇・四リットル(二合二勺)。これを合計すると、約七萬九千七百リットル約四百三十八石となる。

衛生的見地よりみた當區の尿尿問題の根本的解決は、目下計畫中の千島下水處理場の建設と下水道が完成し、便所がすべて水洗式に改造された曉において達成されるのである。

第三節 木津川塵芥焼却場の業務

當焼却場は大正五年に建設され、本市の塵芥を一手に引受けて焼却してきたが、塵芥量の増加にともない、大正七年に第二焼却場を、昭和四年に第三、第四焼却場を、昭和九年に第五、第六焼却場を築造し、一日の焼却能力最高七二〇屯に達したが、昭和十九年八月、戦争のため一時業務休止となつた。戦後、二十三年に第三焼却場を、二十四年に第四焼却場を、二十六

年に第六焼却場を復活し、一日約一五〇屯の有効焼却能力をもつてゐる。

なお、第二焼却場は昭和九年の室戸台風に、また第一焼却場は昭和二十五年のジェーン台風に、それぞれ大破したので撤去され、第五焼却場は戦時中炭化爐に改造された。

現在人員は場長のもとに吏員三名、従業員五〇名である。

第四節 木津川消毒加工場の業務

當消毒加工場は、明治四十三年九月、胞衣や産汚物の處理場として、西區福岡町に建設された。大正五年、南恩加島町に新築して移轉し、大正十年に増築して現在に至つた。吏員二名、従業員一七名である。

全市から集められる胞衣汚物は、清掃局阿波堀出張所から當加工場へ搬入され、胞衣および死獸は焼却される。その他の汚物は、ボロ・古綿・脱脂綿等によりわけ、薬品と熱で消毒したうえ、洗濯、漂白などの工程をへて普通ボロ・晒・メリヤス・毛布・衣類・モスリン・毛糸・ガーゼ・古綿・脱脂綿等、各種の再生産品とし、おもに廳内需要に向けるが一部は賣却されるのである。昭和二十六年中の再生産量は、ボロ四千三百七十八貫、綿類二千二百九十三貫で、賣却金額は三百八十四萬圓餘であつた。

最近の汚物處理件數と再生産品數量

年 度	汚 物 處 理 件 數		再 生 産 品 數 量	
	胞 衣	汚 物	ボ ロ	綿
昭和 一七	一〇四、〇五七 件	五六、二六三 件	九、六一三 貫	七、四三一 貫
二〇	二二、〇一五	三、九六一	五九二	二七七
二六	四三、七〇七	八、九〇六	四、三七八	二、二九三

第五節 小林齋場の業務

現在、市立の齋場には南・北・小林・住吉・平野・寝屋川・佃等があるが、當區の小林齋場は大正二年六月二十一日に業務を開始した。建設當時は廣い畑の中であつたが、その後土地の發展によつて、いまでは工場や住宅に圍繞されている。齋場の敷地は一、八一九坪、建物一八棟、四九一坪、火葬爐二九基を有する。

火葬爐には重油またはガスの使用装置があるが、資材や經費の關係で、現在は薪が使われている。

當齋場で扱われる火葬の件數は、過去最高の年には七千五百件（一日平均二十件）を算えたこともあるが、戦後は人口の激減によつて取扱件數も大きく減少した。

昭和二十二年

一、六〇〇件

昭和二十五年

一、七七二件

二十三年

一、四四〇

二十六年

一、七六二

二十四年

一、九一五

(一日平均四乃至五件)

齋場使用者を地域別にみると、港・大正兩區の葬儀は、ほとんど當齋場を使用する。その他では福島・西・東・浪速等からも使用者があるが、その件数は僅かである。

齋場の使用料は、火葬・死体預り・式場使用・飾付・鯨幕使用等にわけてそれぞれ料金の定めがある。しかし、當齋場の使用者は、自宅で告別式を執行するのが大部分であつて、齋場はただ火葬にのみ使用するのが普通となつてゐる。

最近の使用料収入はつぎのとおりである。

昭和二十二年

二八八、五六五圓

昭和二十四年

一、一二五、九二〇圓

二十三年

八〇四、〇六〇

二十五年

一、〇二六、〇四〇

二十六年

一、一五六、四〇〇

第九章 上下水道

第一節 上水道

沿革

大阪市の上水道は淀川を水源としている。由來大阪の繁榮は淀川の賜であるが、その恩恵は交通・産業等に止まらず、住民の生活に缺くべからざる飲料水にも及んでいるのである。昔、淀川の水の清澄であつたときは、この河水が直接大阪町民の飲用に供せられたが、徳川時代以後、町の發展と人口の増加に伴い漸く河川汚濁するに至つて、良質の飲料水を得んがためには更に上流にこれを求めなければならなくなつた。かくして生れたのが、「水屋」という商いであり、水舟に上流の水を汲み入れ、これを市中の河岸に繋いで、毎日擔い桶で得意先へ賣り歩いたのである。この商賣は明治の中頃まで續いたが、もとより水屋の水といつても今日より見れば衛生上極めて寒心に堪えないものであつたことは想像に難くない。殊に傳染病發生の場合の危険は思い半ばに過ぎるものがある。偶々、明治十九年洪水があつて、その後にコレラやチフスが流行し、罹患者一萬人を超え、その八割が斃れるという悲惨事が生じた。こゝにおいて市民の間に漸く上水道敷設の要望が高まつてきた折柄、「新町焼け」といわれた大火が起り二千戸を全焼した。このことは、更に防火施設としての水道の必要を痛感せしめた。これらの苦い経験による市民の強い要望は、大阪に市制が施行せられた早々の市會に採り上げられ、遂に上水道建設の決議がなされるに至つたのである。工事は明治二十五年に始められ二十八年に完成したが、その工費は二百四十萬圓、實に當時の市の豫算額の

三倍に匹敵し、如何にそれが大工事であつたかがうかがわれる。

この時の水源池は櫻之宮に設けられた。此所で淨化された水は、市内最高地の大阪城内配水池に送られ、そこから市中へ自然の流れに任せて配水された。當時の給水人口は六十一萬人を目標とし、一日の配水量は五萬立方メートルであつた。然るにこの櫻之宮水源池もその後の市勢の發展に伴い次第に増加する需要を滿たしえないこととなり、更に大きな水源池を必要とするに至つたので、明治四十年、柴島淨水所が建設されたのである。爾來幾度びか擴張工事や改良工事が加えられ、戰災前には給水人口三百三十萬、送水能力一日最高八十六萬二千立方メートルに達し、給水區域も市内は勿論、豊中・吹田・守口・布施・八尾・堺を始め、隣接町村にも及んだのであつた。戰災によつて一時非常に能力が低下したが鋭意復舊に努めた結果、給水に大きな支障を來たすことなく今日に至つた。

大正區の配水管

大正區の既設配水管のうち内徑二〇〇耗以上の配水管は次ぎの通りである。

(イ) 西區方面から岩崎橋を通り尻無川に沿うて南下し、北泉尾町三丁目の市電カーヴ附近より市電路線に沿うて新千歲電停附近に至る六〇〇耗配水管

(ロ) 浪速區方面から大浪橋を通り、北泉尾町三丁目市電カーヴ附近で(イ)に接続する六〇〇耗配水管

(ハ) 三軒家町電停附近で(ロ)から分岐し市電鶴町線に沿うて大運橋電停附近に至る四五〇耗配水管

(ニ) 西區方面から岩松橋を通り、木津川寄りに三軒家東・南泉尾・千島・平尾・南恩加島に向い、大運橋電停附近で(ハ)に接続する二五〇耗乃至二〇〇耗配水管

(ホ) 木津川寄り千島町(ニ)から分岐して西へ向い、小林電停を通り新千歳町電停附近で(イ)に接続し、鶴町・福町を通り大運橋電停附近で(ハ)に接続する二五〇耗乃至三〇〇耗配水管

(ヘ) 大運橋電停附近から大船橋を通り船町に至る二〇〇耗乃至三〇〇耗配水管

水 圧

柴島水源池から送られる水は非常に長い道程を経て當區内の配水管に到達するのであるから、途中、大いに水壓を減じているのはいうまでもない。そこで、大浪橋の大正加壓ポンプ場でもう一度水壓が高められるのであるが、それでもなお區の南部へ下るに従つて、水壓は著しく低下してくる。即ち、水壓の單位(一平方呎に對し一呎)で區内各方面の壓力を示せば次表の如く北高南低の差が著しく現れているのである。

大浪橋附近	二・六——二・八	(呎)	北恩加島	〇・四——一・四
難波島	二・四——二・六		小林	〇・五——一・二
三軒家町	二・二——二・三		平尾・南恩加島	〇・三——〇・八
大正通	二・〇——二・二		鶴町	〇・七——〇・八
泉尾方面	一・二——一・六		船町	〇・四

特に南部の工場地帯では水量の不足が訴えられているが、これは鶴町方面の内港計畫による配水管の一部變更と工場の復興に伴う使用量の増加などがその原因と考えられるのである。市では向う六ヶ年の繼續事業として水道擴張計畫を實施することとなつてゐるが、當區へも水源池から内徑八〇〇耗の配水管を新たに敷設して西成區内の城東幹線に直結せしめ、これから六

〇〇耗配水管を分岐して南恩加島・鶴町・船町方面の配水管と結び合せ、工場地帯その他の水壓不良の箇所への送水を補充する計畫である。

水道局境川營業所の業務

従來、西・港・大正三區の水道業務を取扱つていた當區内の小林營業所は、昭和二十六年十月西區九條南通一丁目の新築廳舎に移轉し、境川營業所と改稱された。元の小林營業所のあとは、境川營業所小林出張所として、業務相談と修繕受付のみを取扱つてゐる。

境川營業所では、上水道使用の許可・承認・監視、給水工事の設計、給水裝置の施行・修繕、量水器の取付け・取外し、使用量の計量、使用料や給水工事費の計算・徴收等の業務が行われる。

第二節 下 水 道

當區の下水道は延長五萬五千餘米、マンホール千百餘個を有する。而して下水道並びに排水設備は一部の地域においてはよく完備しているが、今後十分整備を必要とする地域も少くない。

先ず、三軒家と泉尾（泉尾濱通と泉尾北村町を除く）方面は、下水道も大体完備し、また、この方面の下水の集められる小林ポンプ場の能力が十分であるのと相俟つて、その排水狀況は良好である。（小林ポンプ場は、口径三六吋、一一〇馬力ポンプ三台、三二吋七二馬力三台、三二吋、五五馬力一台の設備をもつ。下水は大正運河へ排出される。）

右の地域を除いて、他は下水管の不完全やポンプの能力不足のため排水狀況は十分とはいひ難い。次ぎに、その現況を略記

す。

(イ) 泉尾濱通三丁目 口徑一〇吋、一五馬力ポンプ一台、五吋、一〇馬力一台。

(ロ) 北恩加島、泉尾北村町、小林町北部 口徑一〇吋、二〇馬力ポンプ一台、八吋、一〇馬力一台。この地域は排水設備のポンプが小さく、能力不足のため、しばしば浸水を見ているので、今回、工費一千五百萬圓を以て小林抽水所まで接續管を通すこととなつた。十月着工の豫定であるが、これが完成すれば排水は良好となる見込みである。

(ハ) 北恩加島萬歳橋通、同濱通、新千歳濱通の地區 口徑八吋、一〇馬力ポンプ一台で局地的に排水しているが、下水管が不完全である。

(ニ) 大正運河以南地域の大部分 この地域は下水道未了である。南恩加島電停の南の水路以南の地域は、現在假排水所を設けてあるが、新しいポンプ場を建設中で口徑二二吋、五五馬力ポンプ一台、二二吋、三〇馬力一台が設備されることとなつている。これが完成すれば排水は良くなる見込みである。

(ホ) 鶴町地域 目下小型ポンプで假排水を行っているが、全面地上げが完了した後には下水管も整備される豫定である。なお、將來においては千島町に下水處理場が設置され、大正區の下水は全部ここに集められる。また、便所も水洗式に改められ、直接下水道へ放流することとなる計畫である。

第十章 區劃整理

第一節 都市計畫

計畫の概要

大正區は戰災によつて區面積の約半ばを焼失したが、當區は他の市周圍部の區の例に洩れず、從來、極めて無秩序無統制に發展したため、保安衛生上はもとより、文化・經濟的にも遺憾な點が見受けられた。よつて、市では戰後（昭和二〇・二一・三〇）政府の發表した戰災復興計畫基本方針に則り、當區に對しても既定の都市計畫に再檢討を加えると共に、罹災地域は大阪市の戰災復興土地區畫整理區域に編入して、健全明朗な街の再建に着手することとなつた。これがため、關係の都市計畫並びに同事業は次ぎの通り決定を見たのである。

都市計畫街路決定	昭和 二一・五・二二
都市計畫公園綠地決定	// 二一・一・一四
土地區畫整理區域決定	// 二一・九・四
土地區畫整理事業決定	// 二二・二・二〇
都市計畫地域・地區決定	// 二二・一・八

以下順を追うて大正區におけるこれら計畫の概要について解説する。

都市計畫街路

當區は四面水域に圍繞せられ、わずかに北部において大正橋・岩崎橋・岩松橋・大浪橋によつて他區に繋がつてゐるのみで、しかも各河川は船舶の出入り繁く、無橋地帯に指定されてゐるので、都市計畫街路としては、中央を南北に貫く本田大運橋線と、東西に貫通する尼崎平野線及び泉尾今里線の三路線のみに止まる。その他は土地區畫整理事業によつて、區畫街路を整備し、交通の便を圖ることとなつてゐる。

(イ) 泉尾今里線 (都市計畫街路廣路二號線)

大正區北泉尾町三丁目を起點とし東成區大今里本町一丁目に至る。

道路幅員、五〇米——二七米。大正區内は幅員二七米である。

(ロ) 尼崎平野線 (都市計畫街路一等二類二號線)

西淀川區佃町七丁目(府縣界)を起點とし東住吉區平野本町一丁目(市郡界)に至る。

道路幅員、五〇米——二二米。大正區内は幅員、四〇米である。

(ハ) 本田大運橋線 (都市計畫街路一等二類三號線)

西區梅本町を起點とし、大正通を南下して南恩加島町に至る。

道路幅員、四〇米——二七米。大正區内は幅員四〇米である。

都市計畫公園

都市における保健衛生の見地から、公園綠地の必要なるはいうまでもない。工場の集中と人口の稠密は、益々多くの公園綠

地を必要とし、外國の都市においてもこの點が重視され、公園綠地の面積は少くとも市域面積の一割以上を確保しているようである。當區においては、特に南部には重工業が發達して、日々煤煙の噴出甚しく、ために、區民の健康上、一日も早く公園綠地の完成が必要とされているのである。

都市計畫公園としては、恩加島公園・大正橋公園・泉尾公園の三大公園（面積約三萬坪）を配し、これに土地區畫整理公園として十一ヶ所、約一八、三〇〇坪の小公園が計畫され、區民に憩いの場所を提供しようとしているのである。

（イ） 恩加島公園（都市計畫公園七二號）

位置、南恩加島町地内。面積、約九、七〇〇坪。

（ロ） 大正橋公園（都市計畫公園七五號）

位置、大正通一、二丁目、三軒家濱通一丁目各地内。面積、約六、〇〇〇坪。

（ハ） 泉尾公園

位置、泉尾梅之町三、四丁目、泉尾竹之町三、四丁目、泉尾松之町三、四丁目各地内。面積、約一四、〇〇〇坪。

都市計畫用途地域

用途地域制は、都市の高度の發展策として、建築物の利用を地域的に統制し、土地の狀況に應じて目的を同じうする建築物を同一地域に集中せしめ、市民の生活を快適便利ならしむると共に、當該地域に適應する施設を集めて、その利用能率を増進せしむることを目的とする。

大正區の地域制については、昭和二十六年十二月二十七日、建設大臣の指定變更によつて、住居地域・商業地域・準工業地域・工業地域が次ぎの通り定められた。

(一) 住居地域

三軒家・泉尾・南恩加島・鶴町等の一部で面積約三六四、九〇〇坪を占める。これに包含される町名の大体は次ぎの通りである。

三軒家市場通各丁目、三軒家櫛町各丁目、大正通各丁目(臨港線以南)、三軒家東三丁目、三軒家町各丁目、南泉尾町各丁目、泉尾上通一、二、三、四丁目、泉尾中通一、二、三、四丁目、泉尾松之町二、三、四丁目、泉尾竹之町二、三、四丁目、泉尾梅之町三、四丁目、南恩加島町の一部(市電大正學校前より大運橋電停に至る間の電路東側の一部)、鶴町二、三丁目。

(二) 商業地域

土地平坦で街區整然とし、交通の便よく、商業活動に最も適當な場所として、當區では三ヶ所、約二四五、〇〇〇坪が指定されている。即ち次ぎの通りである。

(1) 臨港線以北の三角地帯及び大浪橋と三軒家電停を結ぶ線以北の地域(大正通一、二、三、四丁目、三軒家東一、二丁目、三軒家濱通一、二丁目)。

(2) 大運橋電停附近

(3) 鶴町二丁目附近

(三) 準工業地域

當區は水陸通運の便に恵まれているので、その大部分が工場地帯であるが、そのうち衛生上有害、保安防火上特に危険性の多い製品工場を除いては、一應規模の大小に拘らず建築の許される地域として、區の中央部より小林町方面に至る一帯の地、約五四三、三〇〇坪が指定されている。包含される町名は、大体、下記の通りである。

北泉尾町各丁目、泉尾松之町一丁目、泉尾竹之町一丁目、泉尾梅之町一、二丁目、泉尾松・竹・梅各五丁目、泉尾中通五丁目、泉尾濱通三、四丁目、北恩加島町、新千歳町、泉尾北村町各丁目、小林町、千島町一部、南恩加島町一部（電路西側の一部）、鶴町各丁目一部。

(四) 工業地域

木津川・尻無川・大阪港沿岸一帯の水陸の便よく、大工場の設置に便利な場所として約一、〇五三、九〇〇坪が指定されている。これに包含される町名は、大体、下記の通りである。

泉尾濱通一、二丁目、三軒家濱通三、四丁目、三軒家町二、三丁目的一部、今木町各丁目、難波島町各丁目、中口町、千島町一部（木津川寄り）、平尾町、南恩加島町一部（木津川及び木津川運河寄り）、鶴町各丁目一部（河川・運河沿い）、鶴濱通各丁目、船町。

なお、これら各地域の面積比率は、住宅地域一六・五%、商業地域一一・五%、準工業地域二四・五%、工業地域四七・五%である。

都市計画防火地域

都市計画防火地域は建築基準法にもとずき、防火地域と準防火地域の二つに分けて指定されるのであるが、當區においては

防火地域の指定なく、ただ準防火地域として、千島町電停以北がこれに相當する地域となつてゐるのみである。従つて、その他の區域は、これらの制限に關係がない。なお、準防火地域の面積は、約三九一、一〇〇坪となつてゐる。

第二節 都市計畫事業

事業の概要

一、以上述べた既定の都市計畫の内、事業認可を得て施行中のものは土地區畫整理事業である。街路・公園はいずれも計畫の決定のみに止まり、事業は着手されていない。

當區における土地區畫整理事業には二種類ある。一つは、戰災復興事業による土地區畫整理事業であり、他は、大阪港修築計畫によつて行われる港灣地帶整備事業によるものである。事業の内容は、土地の區畫整理を主体とし、これに伴う土木・水道等の工事を併せ行うもので、即ち、宅地の配置轉換を行う換地設計、これに伴う建物・電柱・墓地等の移轉、公園の整備、廢道敷の地下埋設物（上下水道管・瓦斯管・電纜）の移設工事などである。これらのほかに、港灣地帶整備事業には低地區の盛土工事が含まれてゐる。

これらの事業を遂行するために、整地施行者たる市長の諮問機關として、土地區畫整理委員會があり、協力機關として補償審査會がある。

二、土地區畫整理と換地

戰災前の本市の道路は、市の中心部における一部を除いては樹ね狹隘で、幹線道路以外に自動車がスムーズに交通できる程

のものは極めて少なかった。その上、道路と道路の間隔が大きかったため、その中間に無秩序に私道を作り、これに面して亂雑に建築物を建てるという風であつた。しかも、公園の如きに至つては、殆ど見るべきものがなかつたのである。このような状態のもとにおいては、火災その他非常災害時における被害は豫想以上のものがあるばかりでなく、保健衛生の見地からも極めて憂慮さるべきものがある。

土地區畫整理事業は、かかる状態を改良せんとするものであつて、即ち、全面的に道路の幅員を擴張していずれの道路でも自動車が自由に往來できるようにし、公道に面しない建物の建たぬよう道路の間隔を適正に配置し、また、公園の利用距離にも考慮を拂い、事情の許す限り、なるべく多くこれを配置しようとするのである。これがため、從來個人の私有であつた土地が、相當多く、これらの道路公園に充てられることとなつたのであるが、これらの新しい道路・公園となるべき土地を買収することには、次ぎの二つの不合理があつたのである。その一は、新しい道路沿いに残る土地が、場合によつては不整形のままに残り、これがためその土地の利用價值が減少することがある。第二に、道路・公園として買収される土地の所有者だけが迷惑を蒙る反面、その利益を受けるのは、買収を免れた残存者であるということ。この二つの不合理を生ぜしめないために、換地處分の方法が採られることとなつたのである。

換地處分の方法によるときは、新しく道路・公園となる土地の面積を、整地區域全部の土地から各々の面積に比例して差引き、残りの土地を利用度の高い形に割り直して、各人の持分を定めるのである。従つて、土地關係者は従前の土地よりも面積は幾分減少するが、土地の利用價值の上昇によつて、利益を均等に受けることとなるのである。

三、土地區畫整理委員會

戰災復興土地區畫整理は、從來の組合組織でなく市長執行の事業であるから、組合總會のような機關がない。しかも既成市街地であるために、地價地上權等に相當複雑な變動が起らざるをえない。そこで、特別都市計畫法では整地施行者の獨斷制を排して、諮問機關たる土地區畫整理委員會の設置を命じているのである。そして、換地に關する事項、過小宅地の整理に關する事項、減歩補償金の配當割合に關する事項など、重要な問題については、すべて委員會の諮問を経なければ執行できないことになつてゐる。

委員は、施行地區内の土地所有權者及び借地權者の中から選舉によつて選ばれる。當區における委員は十九名である。

戰災地復興事業

これは各區で行われている一般的の戰災地土地區畫整理事業である。當區でこれの施行されているのは、難波島附近と三軒家町附近の二ヶ所である。

一、難波島附近

本工區は、難波島全島四五、九〇〇坪の區域で、大阪特別都市計畫事業復興土地區畫整理西施工地區大正區工區難波島附近として、昭和二十二年十二月二十七日、府知事の設計認可を得、翌二十三年五月十四日、土地區畫整理委員會大正區部會に諮問し、その決定を経て同年九月三日、各土地所有者及びその他の權利者に對し換地豫定地の指定が行われた。爾來、道路工事・建物移轉も一部を残して殆ど完了し、二十九年までに終了する豫定である。都市計畫街路尼崎平野線の一部として、難波島を横斷する道路の敷地は、この事業によつて確保されているのである。

難波島の整理前後の比較は次ぎの通りである。

(整理前地積)

宅地 四二、二七六(坪)

道路 三、五九九

公園 ○

總面積 四五、八七五

(整理後地積)

宅地 三五、四五九(坪)

道路 一〇、四一六

公園 ○

總面積 四五、八七五

二、三軒家町附近

本工區は、三軒家濱通二、三、四丁目、三軒家東二、三丁目、三軒家町各丁目、南泉尾町各丁目、大正通四丁目より十丁目まで、泉尾上通一丁目より四丁目まで、泉尾中通一丁目より四丁目まで、泉尾松之町二、三、四丁目、新炭屋町にわたる一八、八〇〇坪の地域で、大正區工區三軒家町附近として、二十六年六月十八日、府知事の設計認可を得、同年十二月十五日、大正區部會の諮問を経て、同月二十五日、各土地所有者及びその他の權利者に換地豫定地の指定が行われた。これによつて都計街路尼崎平野線及び本田大運橋線のうち、本工區内は完成の見込みである。また、道路工事も着々進捗し、家屋移轉も二十七年庚より開始し、二十九年庚までに完了する豫定となつてゐる。

本工區の整理前後の比較は次ぎの通りである。

(整理前地積)

宅地 一五一、二五三(坪)

道路 三〇、五四七

(整理後地積)

宅地 一一八、七七五(坪)

道路 五六、七九六

公 園

○

○

總 面 積

一八一、八〇〇

一八一、八〇〇

港灣地帯整備事業

大阪港修築十ヶ年計畫による港灣地帯整備事業については、第十一章でこれを記述するから、ここでは説明を省略するが、内港の掘さくと地盛工事に伴つて區畫整理が行われることとなる。そこで、これらの地區に對しては、昭和二十六年一月五日、大阪特別都市計畫事業土地區畫整理西施工地區大正區工區南部（鶴町小林町附近）として、府知事の設計認可を得、港灣修築事業の進捗に伴い順次施行されているが、この地區は、戰災復興事業による一般の區畫整理と異なつて、あらかじめ建築物を全部移轉若しくは除去する必要がある、また陸地を削つて内港にする部分が大きいために宅地の減歩率が非常に高くなるなど、特殊な事情があるので、この事業は一般の區畫整理から切り離して、港灣事業と合併して施行されているのである。

第十一章 港 灣

灣

大阪港は大阪市の市營港として古く明治三十年以來市民の力強い努力經營により、わが國三大貿易港の一つとして榮えてきた。この間において、當區の鶴町・福町・船町・南恩加島の一部等、沿海地域が港灣工事によつて埋立造成されたほか、大正區が大阪港の重要な一部となり、港灣と密接なつながりを以て發展した事實は周知の通りである。更に戰後起死回生の大阪港復興修築工事が始められたが、完成の暁は、大阪港は名實共に理想的な大港灣となり、大正區はその中心地となつて面目を一

新するに至るのである。臨港地區たる大正區と大阪港との關係は、實に遠く且つ深いものがある。

この復興修築事業は昭和二十二年より着手されたが、その本格化するに及び、昭和二十四年九月、港灣局建設事務所を分割し、尻無川以南の港灣工事實施のために第二建設事務所が新設された。従つて、大正區における港灣工事は本事務所で直接施行されているのである。

第一節 大正區と港灣工事

大阪港は明治元年開港され、貿易港として出發したが、川口波止場を中心とする一河川港にすぎず、設備不完全のため港としての機能を果たしえなかつたので衰微の一途を辿つた。然し港灣が大阪市の盛衰と密接な關係のあることは論を俟たず、市民の間に熱烈な大阪港修築の議が起り、幾多の曲折を経て、明治三十年始めて本格的な築港工事に着手するに至つたのである。爾來三十三年を経て昭和三年に初期の第一次工事の竣功を見、近代的商港の基礎ができたのであるが、この間、大正區においても、前記の通り、二百十四萬平方米に及ぶ埋立地の造成や、木津川運河・千歳運河の開さくが行われて、今日の沿海地區の形狀が形成された。そして、外廓防波堤は木津川右岸船町に接續し、鶴濱の波除堤の新設による船溜りの設置などで、大正區は大阪港の内懷ろとなつた。加えて、木津川・尻無川及び數多の運河の舟運の便によつて、今日みる如き股賑なる臨海工業地帯を成すに至つたのである。大正區の發展は、殆どこの時代における努力の賜といつてよい。

第一次修築工事の進捗に伴い港灣設備の充實したのと、他方市勢の目覺ましい發展に促されて、本港の利用は累年増加し、遂に第一次修築工事もこの發展の趨勢に順應するを得なくなつたので、昭和四年、第二次工事が着手されるに至つた。この時

木津川口右岸に接續していた從來の防波堤は撤去されて沖に移され、木津川を内港に包む形となつた。また、大船橋が架橋されて船町との陸上連絡ができるようになったのである。

昭和九年の室戸台風は港灣施設に多大の損害を與えたが、本港の國家的重要性に鑑みて直ちに大阪港復興修築計畫が樹てられ、第二次工事と併行して施行された。風水害對策として防波堤の増強が中心であり、昭和九年に着工された。木津川尻左岸沖合の貯木場波除堤はこの工事において新設されたのである。

さきの第二次修築第一期工事は昭和十二年度末を以て完成したが、續いて、南港修築を中心として昭和十四年以降二十四年末までの十一ヶ年の豫定で第二期工事が着手された。この工事では、鶴濱前面の護岸の新設、同地先の波除堤四百米の新設などが計畫されていたが、昭和二十一年、未完成のまま打ち切られた。日華事變と第二次大戰中は、これらの工事も中絶の形となつていたが、やがて終戦を迎えたときは、空襲の被害、補修の困難、地盤の沈下などによつて、港灣施設も臨港地區も共に全く荒廢の極に達していた。然し、かかる状態にあつた港灣も、應急復舊工事に努めた結果、漸次復興すると共に、背後地産業の甦生に伴つて、港勢もまた漸く立直りを見せるに至つた。しかも、大阪港がわが國の重要港灣として、獨り大阪市の發展のみに留まらず、わが國經濟再建の役割を擔うためには、これをより一層整備擴充するの要あることが朝野一致した見解であつたので、ここに將來の發展を見透して、大阪港修築十ヶ年計畫が樹立され、昭和二十二年より實施されることとなつたのである。

かくして漸く戦後の復舊改良工事が行われつつあつたとき、二十五年九月のジェーン台風は再びこれらの施設に甚大な損害を與えた。然し安治川内港水域及び盛土區域においては、高潮の被害が全くなかつたことによつて、この修築計畫の妥當性が

實證された。そのため、この工事を促進すべしとの聲が強く盛り上つてきたのである。ここにおいて、港灣局は被害施設の復舊のみでなく、恒急防潮堤の工事と併行して修築計畫による盛土工事を促進することとなり、二十五年より着工して、今やその完成が急がれつつあるのである。

なお、ここに特記すべきは、昭和二十六年大阪市が大阪港の港灣管理者として決定されたことであつて、これによつて大阪港は名實共に大阪市の港灣として管理運営されることとなつた。また、尻無川の岩崎橋より下流、木津川の大浪橋より下流の河川水面及びこれに接続する運河並びに水面は、すべて大阪港の港域に包含され、従つて大正區における港灣施設の管理運営は大阪市によつて行われることとなつたのである。

第二節 港灣修築十ヶ年計畫

大阪港は第一次修築工事以來、外海へ擴張してきたため、都市の中心から遠くなり、陸上小運送の利用上不利不便が多いこと、冬季西寄りの強風によつて港内の波浪高く、荷役の能率が低下すること、特に西大阪・臨港地帯の地盤沈下によつて、所によつては春秋の大潮にも浸水する状態であつて、港灣の機能が著しく阻害されることなど、種々の缺陷があり、これをこのままに放置すれば大阪港の死命を制せられるに至ることが豫想されるようになった。このため、港灣修築十ヶ年計畫が樹立され、昭和二十二年より實施に移されたことは前述の通りであるが、この計畫は大阪市の綜合復興計畫に併せて大阪港を根本的に改良する畫期的な構想によるものであつて、その方針は前記の諸缺陷を除くと共に、大阪港の利點たる河川運河の利用を考慮に入れたものである。即ち、大阪港に流入する安治川尻無川を擴幅浚渫して、港を陸地に囲まれた、いわゆる内港とし、こ

れによつて風浪の影響を絶ち、都心との距離を短縮し、更にその浚渫した土砂を以て臨港地帯の低地を地上げて高潮による脅威を除き、そして港湾施設の畫期的充實完備を圖り、大阪港將來の發展を企圖したものである。

この計畫による大正區關係の港湾工事は、概要次ぎの通りである。

(一) 尻無川下流約一、三〇〇米にわたり、大正區側を掘さくして川幅を三〇〇米に擴張すると共に、區内に散在する貯木池・水路等を整理し、千歳堀東岸・大正運河西半を中心に陸地を掘さくして船渠を設け、水深八米乃至六米とし、二本の突堤を作り、水際線には五百屯乃至三千屯級船舶の繫船岸、その他荷役施設を整備し、内國貿易地區とする。この浚渫面積は百二十五萬平方米で大正區面積の約一四パーセントに當る。その約半分は現在の陸地である。

(二) 廢止される貯木場は大和川尻平林町に移す。

(三) 各河川・各區及び尼ヶ崎・堺港との連絡のため船町に幅一〇〇米の新運河を開さくする。

(四) 以上の工事より生ずる浚渫土砂七百六十四萬立方メートルを以て臨港地帯及びこれに接する低地、鶴町・福町・南恩加島町・小林町・新千歳町等三百三十七萬平方米（大正區全面積の約三七パーセントに當る）を $O, (+) 3 \cdot 50$ 米に地上げする。これによつて大正區の約半分は完全に相貌を變えることとなる。

(五) 尻無川・木津川の下流に自動車用渡船設備を設け、港區・住吉區との陸上連絡を便利にする。

(六) 浚渫・地上げなどの完了に伴い、逐次、繫船岸・物揚場・上屋・道路・臨港鐵道等の所要施設の整備を圖る。

以上の工事に伴う家屋・施設の移轉、上下水道管・電纜・瓦斯管等の地上げ、地下施設の撤去・移轉も行われ、また盛土の完了と共に整地・道路の整備も行われる。浚渫土砂で盛土することが困難な建物敷地・埠頭道路等は石炭殘滓などの土砂で地

上げされる。臨港地帯に接する低地帯の地上げは都市計畫事業として行われるが、これは港灣局が委託を受けて港灣事業と合併して實施されることになつてゐる。

この工事の進捗のためには貯木場の移轉が先決問題であるので、その移轉豫定地たる平林貯木場の建設に主力が注がれた。その結果既に、貯木池三池三十八萬平方米が開さくされ、その内二池（水面積二十八萬平方米）には閘門が設けられている。この掘さく土砂を以て周囲の土地四十萬平方米を嵩上げ整地し、道路を通し、貯木場として完全に使用しうるに至つてゐるのである。なお、これに要した經費は約二億五千萬圓であつた。

大正區におけるこれらの計畫の實施は、やゝ遲延してゐるかに見られるのであるが、然し、昭和二十六年末までには、工費約一億六千萬圓を以て、海成地八十八萬立方メートルが浚渫され、鶴町・福町・千歳沖通の一部において四十一萬平方米が盛土されたほか、道路二萬八千方メートルが整備されたのである。現在、工事は漸く軌道に乗り、今後急速に進展するものと期待されている。第二建設事務所の所管にかかる大阪港修築工事の進捗状況は左表の通りである。

工	程	單 位	計 畫 數 量	昭和二十六年 末竣工數量	進 捗 率	摘 要
				二、一一八		
大 正 區	浚 渫	千立方メートル	九、八四〇	二、一一八	二一%	
			七、六四〇	八八三	一二	
住 吉 區			二、二〇〇	一、二三四	五六	平林貯木場

盛	土	千平方米	四、六一九	一、三五一	二九	
大	正	區	三、三七四	四一五	一二	
住	吉	區	一、二四五	九三七	七五	
繫	船	岸	一、四〇〇	〇	〇	大正區
護	岸	改	七、三九〇	九〇	一	
護	岸	新	一七、八四〇	四、二五四	二四	
開	門	個	五	二	〇	
防	漸	堤	九、九三六	五、八五七	五九	船町

(備考) 昭和二十六年までの工事費概算六億圓。

前述の如くこの工事の完成した曉は、大正區は全く面目を一新することとなる。即ち、高潮の危惧は消滅し、中小汽船は内港に出入して接岸荷役を行い、港區内で臨港線から分岐した鐵道は大正内港の各突堤に接続し、各國道に直接連絡する臨港道

路は整備されるなど。こうして、大正區は内港の惠澤によつて臨海工業地帯として、また港町として、商工業の飛躍的發展が將來に望まれているのである。

第三節 災害復舊工事

ジェーン台風一過後の大阪港の状況は實に慘澹たるもので、防潮堤を破壊して侵入した水は海面よりも低い土地に滞留したため、ポンプを以て排水する始末であつた。各種の港灣施設や施工中の工事の蒙つた損害も甚大なものがあつた。應急復舊工事は直ちに實施され、鶴町その他の道路の修復もなされた。また、運輸省の災害査定によつて鶴濱護岸八八五米の復舊が認められた。この工費は約二千七百萬圓である。鶴濱通は、鶴町や福町と同じく防潮堤を設けずに全面盛土が行われるのであるが、最前面の海岸であり利用度の高い土地であるから、この工事は早急に着手される豫定である。

第四節 港灣防災事業

ジェーン台風の高潮による西大阪一帯の被害が甚大であつたのに鑑み、大阪府市では根本的な防潮對策を検討して成案を得、昭和二十五年から三ヶ年の計畫で、その主要部分を急速に實施することとなつた。この計畫によれば、從來建設省關係で施行された緊急防潮堤を強化し、これを恒久的なものとするのである。然し、港灣計畫においては、防災の點を考慮して既に盛土工事を行つており、しかもジェーン台風に際してその効果が明らかに實證されたのであるから、港灣計畫地域に對しては防潮堤の強化と盛土工事とを併せ行ふこととし、港灣計畫に齟齬をきたさしめないように立案されたのである。

この工事は、大正區關係では、尻無川左岸の紅葉橋及び木津川右岸の大正運河のそれぞれ以南の區域について、運輸省豫算と建設省の災害復舊費を以て合併施行の形を取つたのである。防潮堤工事は、港灣修築計畫の法線に沿うて施行されたが、盛土計畫地域の防潮堤は、將來盛土工事施行の際に土留堤として利用できるように考えられたのであつた。

これらの防潮堤の工事は、一部は市土木局に委託され、他の一部即ち港灣工事に密接な關係のある尻無川の紅葉橋下流及び木津川の千本松渡し下流の各部分並びに船町は、港灣局第二建設事務所によつて直接施行されることになつたのである。工事は昭和二十五年頃から始められ、現在までに約一億九千萬圓の巨費が注ぎ込まれて五、八五七米にわたつて施行され、船町を除いて殆ど全部の完成を見たのである。これは實に、大正區をして將來絶対に水禍を蒙らしめざるよう、工事の進捗に多大の苦心を拂われた賜であつた。その効果は昭和二十六年のルース台風の際に遺憾なく示されたのである。なお、工事未着手の船町も二十七年から着工の豫定であつて完成の日も遠くないものと思われる。

防潮堤のうち、尻無川・千歳堰の部分三、五四五米は盛土完了までの暫定手段であるから將來撤去して移動させられるように、特殊の構造となつてゐる。

これを要するに港灣修築計畫による盛土工事の完遂は恒久防潮対策の實現を意味する。唯だ、當區における盛土工事の進捗が遅延しているのは施設移轉という大問題の關係にほかならない。然し、既に内港の奥、第二突堤の盛土も完了し、南恩加島の農地の買収も終り近く着工の運びとなつたので、これらの大事業も徐々に進展しゆくものと見られる。

第十二章 防潮對策

第一節 概 說

防潮對策の問題は、昭和九年の關西風水害以來當區最大の懸案であつて、ながい歴史をもつてゐる。

當地は四面に水をめぐらし、區内には多くの運河・入堀・貯水池が設けられ、その水利によつて、工業・木材業等の發達をみたのであるが、他面、これらの水路は高潮の侵入路となり、區民を水害の脅威にさらすものとなつたのである。

いうまでもなく、津波や高潮は、古來、いくたびか當地に災害をもたらした。新田の開發者は、當初このことを考慮し、強固な沖堤や中堤を築いて、波浪の襲來に備えたのであつたが、大正時代以降、當地が農村から工業地へ發展する過程において、河川改修や土地・沿岸利用などのため、新田以來のこれらの堤防はある程度まで切り下げられたのである。然しさいわい、大きな災害もなく経過したのであるが、關西風水害の發生するや、當地もまた慘憺たる水禍を蒙り、忘れられていた災害にあらためて大きな關心がもたれることとなつた。これに加えて、その頃ようやく急激となりつつあつた地盤沈下が問題とされ、ここに區民の間に水害防止の聲が高まるとともに、それは區民運動に發展するに至つた。

この運動は、昭和十年九月「三泉水防期成同盟會」の結成によつて發足したが、この同盟は十二年十二月に改組され、新しく、大正區を一丸とする「大正區水防期成同盟會」が組織されて、より強力な運動が展開された。十三年六月、市は區民の要望にこたえ、高潮防禦施設計畫を樹立し、區内九ヶ所に防潮水門を設けるほか、防潮壁の設置・河川護岸の嵩上げを行うこと

とし、同年着工、十六年五月に竣工をみた。

同盟會はこれを以て所期の目的を達成したものととして解散したのであるが、前記の防潮水門は現在もなお當區を浸水から護る役目をつとめており、その建設が同盟會の猛運動のたまものであつたことを銘記しなければならない。

然し、かかる間にも、地盤は年々沈下を續け、土地はいよいよ低くなつたため昭和十九・二十兩年の高潮には、連續して區内ほとんど床上浸水を蒙るという悲惨な状態となつた。そこで、この地盤沈下に對處するため、二十一年から「緊急防潮堤」の築造が着工された。然し、當時、資材および資金ともに十分でなく、工事も應急措置にとどまつたので、築造したあとから諸所に破損箇所を生じ、その修理に追われるというありさまであつたから、大きな高潮に對する防禦力を危まれた。よつて、これをさらに高い強固な「恒久防潮堤」とするため、昭和二十四年から工事に着手したが、その工事なかばにして、二十五年九月ジェーン台風によつて大水害がもたらされた。この災害によつて防潮施策に根本的な再檢討が必要とされるに至り、直ちに府市協議のうえ、防災事業と港灣修築事業との綜合的計畫を樹立し、防潮堤工事と盛土工事とを併せて施工することとし、二十六年から着手されたのである。

その後、工事は着々進められ、現在、その大部分を完成し、今後一二年にして全部の竣工をみるものと豫想されるに至つてゐるが、いまの段階においても、十分、高潮を防禦できるものといわれている。

以上の如く、防潮施設において、いろいろ對策が實施されてきたが、一方、人的な水防組織として、昭和二十一年、當區は淀川左岸水害豫防組合に編入され「大正區防潮本部」が設けられた。二十六年八月の水防法公布によつて、法令にもとづく水防團ができた。水防團の使命は、水害發生のおそれある場合に出動し、直接、水防作業に従事するものである。

「また、一旦災害の發生した場合に、罹災者救援の業務を行う組織として、災害救助法にもとずき「大正區災害救助隊」が編成されている。水防團ならびに救助隊は、最近の災害時に、いずれも活潑な活動を行い、その團員・隊員は自身一家の被害をかえりみるいとまもなく、献身的にその業務に従事して區民の感謝の的となつたのであつた。

なお、昭和二十一年五月に結成された「大正區復興委員會」は、防潮対策の検討・陳情・防潮堤工事進捗状況の調査・工事の促進運動等になみなみならぬ努力をされ、それによつて著しく工事が促進されたことば、ここに特記されなければならぬ。

第二節 水害の歴史

地震や颱風による津波・高潮は古來しばしば、當地方を襲うているが、特に嘉永六年およびその翌安政元年の大地震は、わが國史上、最大のものの一つであつた。大阪地方の被害は大きく、木津川・道頓堀川沿岸は最も甚大で、痛ましい記録が残されている。大正橋東詰の「津波記」の記念碑は、それを物語るものである。

また、毎年颱風の季節には、時化（しけ）といつて大荒れがあつたので、新田の「會所」の土藏には、つねに丸太・縄・俵等を用意しておき、一朝天災が起れば百姓總出で徹夜して、堤防や樋の番をし、新田の崩壊防止に全力をつくしたのである。新田開發以後のおもな津波・高潮は次ぎのとおりである。

一、寶永四年（一七〇七）の地震津波

十月四日、大和・攝津その他十七ヶ國に大地震があり、家屋倒壊、人畜の死傷無數。續いて大津波襲來、泉尾新田流失。

一、寶曆十三年（一七六三）の津波大風雨

九月三日大風雨、大阪港津波に襲わる。船舶多く損い、泉尾新田流失。

一、安永三年（一七七三）の津波大風雨

六月二十三日、八ツ時から日没まで大風雨が瓦石を飛ばし、樹木を倒す。川口に泊する船舶多く覆没し、溺死するもの千二百餘人。

一、安政元年（一八五四）の大地震津波

六月十四日夜、大地震。夜明けまで二十四五度におよび、十五日、卯の刻最も激しく、亥の刻まで続く。十一月四日、再び大地震。地震に加えて大津波襲来。その被害甚大。

一、明治四年（一八七一）の津波

五月十八日夜、暴風雨と激浪のため川沿いの堤防多く決潰し、人家流失、千島、千歳の新田流失。

一、昭和九年（一九三四）の室戸颱風による高潮

九月二十一日午前七時頃より、平均風速三十米、瞬間風速六十米の猛台風襲来、續いて高潮襲来し、全區ほとんど床上浸水。當區の被害、床上浸水のほか、死亡一〇九人、行方不明二人、流失家屋六七戸。

一、昭和十九年（一九四四）の高潮

九月十七日高潮襲来、全區ほとんど浸水。

一、昭和二十年（一九四五）の高潮

九月十八日、枕崎台風による高潮襲来、全區ほとんど床上浸水。

一、昭和二十五年（一九五〇）の高潮

九月三日、ジェーン台風襲來し、午後一時頃最も激しく、瞬間風速四十米を越え、續いて高潮襲來。當區の被害、全區ほとんど床上二尺ないし六尺浸水、死亡一三人、重輕傷者一二六三人、家屋全壞四一六戸、家屋流失一一五戸。

第三節 地盤の沈下

近年、當區がしばしば高潮による災害を蒙るようになったのは、地盤の沈下によつて、土地が非常に低くなつてゐることが、その原因である。本市は地盤沈下の状況を調査するため昭和九年以降、市内約二百ヶ所において毎年土地の標高を測定しているが、當區の最近の標高は次ぎのとおりである。

（昭和二十六年十二月測定大阪市水準基標標高）

場 所	標 高	場 所	標 高
北恩加島小學校庭内	一・一八五〇	平尾町、市立木津川宿泊所内	二・七六八二
泉尾竹之町一丁目、万福寺境内	一・二九九四	南恩加島小學校内	二・〇三八六
三軒家西小學校庭内	一・四〇八六	船町、中山製鋼所前道路敷地内	二・三八三七
難波島町一丁目一七、道路敷地内	二・〇一二二	船町、農林省船町倉庫内	二・二八八六
泉尾東小學校庭内	一・一七二一	鶴濱通一丁目、港灣局鶴町工場内	二・六三六一

小林町交叉點西北角步道

一・六二〇九

新千歲町道路上

一・六二六〇

南恩加島町、關西電力鶴町變電所内

一・七三〇六

(註) 標高はOP(+)を示す。OPは明治七年中の天保山における最低水位であつて、これを基準として、OP(+)何米という。
 (+)は上を表わす。即ちOP(+)一米は、右の基準より一米上位なることを示す。

次ぎに、昭和二十七年各月における最高の満潮位をみると、

一月	一・九〇	五月	一・九三	九月	二・二六
二月	一・八三	六月	二・〇〇	十月	二・一四
三月	一・八八	七月	二・〇六	十一月	一・九二
四月	一・八四	八月	二・二六	十二月	一・八七

(大阪市土木局作製昭和二十七年潮位表による)

右の「水準基標標高」と「潮位表」を比較對照すると、當地は満潮時において、海面以下となる土地の多いことを知ることができる。したがつて、OP(+)三米にも四米にも達する高潮を防禦するには、それ以上の高さをもつ防潮堤と水門を必要とするわけである。

地盤の沈下は、決して近年に始まつた現象でなく、明治十八年頃よりのことといわれる。然しその速度はごく微弱であつて、明治十九年以來の記録によると、西大阪では年間一繩に満たない程度であつた。それがやや急速になつたのは昭和三年頃

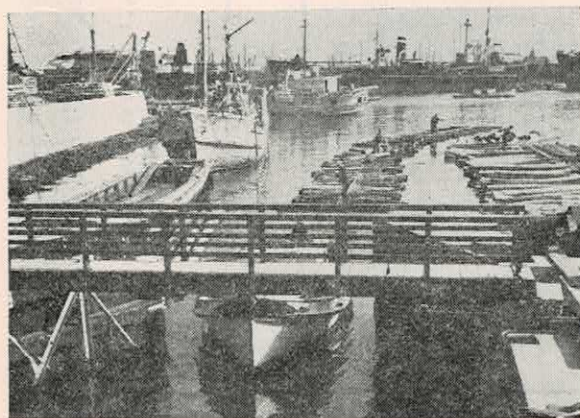
からで、とくに同十年頃から十七年頃までは急激となつた。然し、その後は停滞状態となり、或る場所或る年には、反對に隆起する現象さえみられた。北恩加島に例をとると、昭和九年から十八年までに約七十二糎の沈下を示したが、その後ほとんど停滞し、二十一年と二十三年には逆に若干隆起し、二十四年に再び急激な沈下を示しているのである。

この地盤沈下の原因については、學界でいろいろ論議され、あるいは地塊運動であるとし、あるいは斷層線の活動であると説かれたが、調査研究の結果、そのおもな原因は、大体において、地下水壓の低下によつて地表に近い軟弱沖積層の壓密作用が加速されるためであるとされるに至つた。そして、地下水壓の低下の原因、即ち、なぜ地下水が減少するかという理由については、住宅の増加・排水設備の整備・舗装道路の整備などがあげられるほか、その最大の原因は、工場・ビルディング等における地下水の使用によるものであることが明かにされた。

地下水汲み上げ抑制對策として、大阪府土木工事取締條例が告示され、また、代替水の問題については、一部、工業用水道計畫が樹立されている。

第四節 防潮水門

當區の防潮水門は第一節に示したように、昭和十三年に計畫され、同十四年七月着工し、十六年五月全部の竣工をみたものである。元來、區内縦横に掘



屏風中の防潮水門、前方は木津川、左方白く見えるのは防潮堤。

られた運河・入堀・貯水池等は、當區産業の生命線ともいふべきもので、たとえこれが高潮の侵入路となろうとも、これを閉鎖したり埋め立てたりすることは産業の死活問題となる。よつて、一は高潮の流入を防ぎ、一は水利を失わしめないために、運河・入堀等に水門を設け、高潮や満潮のさいに、これを閉鎖することができることとしたのである。

防潮水門は次ぎの九ヶ所に設置された。

名	稱	位	置	構	造	徑 間
泉尾橋防潮水門	(第一號)	泉尾濱通一丁目、尻無川左岸	單葉旋回扉	一連	五・〇	米
紅葉橋	(第二號)	泉尾濱通三丁目、尻無川左岸	〃	〃	五・五	
恩加島橋	(第三號)	北恩加島町、尻無川左岸	〃	〃	五・〇	
千歳大橋	(第四號)	新千歳町、大正運河口	複葉旋回扉	二連	七・五	
千歳中橋	(第五號)	新千歳町、千歳入堀	單葉旋回扉	一連	五・〇	
千歳入堀	(第六號)	南恩加島町、千歳入堀	複葉旋回扉	一連	七・五	
昌運橋	(第七號)	南恩加島町、窪業セメント會社堀割	引揚扉	二連	二・〇	
落合	(第八號)	千島町、木津川右岸	單葉旋回扉	一連	五・〇	
千島大橋	(第九號)	千島町、大正運河口	複葉旋回扉	二連	七・五	

右のうち、第一號・第五號・第七號・第八號の各水門は、堀割の埋立・内港工事・防潮堤工事等の實施により、その必要が

なくなつたため廢止された。

水門の天端高（扉の高さ）は、最初、OP（十三米であつたが、現在、第二號水門は五米に、他は四米に嵩上げされているが、四米のものは、至急嵩上げしなければならない。

なお、水門は築造當時木製であつたが、昭和二十三年から鐵骨に改造され、操作器械も改良された。また、第四號・第九號の大水門は電化されており、目下、鐵扉に改良すべく設計中である。

第五節 防 潮 堤

昭和二十一年に築造された「緊急防潮堤」は、高さOP（十三米で、緊急工事として施工したため遺憾な點が多く、高潮に對して安全を期しえない状態にあつたので、これを強化するため昭和二十四年から施工された「恒久防潮堤」は、その高さをOP（十三・五米ないし四米とし、練石積またはコンクリート壁盛土堤とすることとなつた。

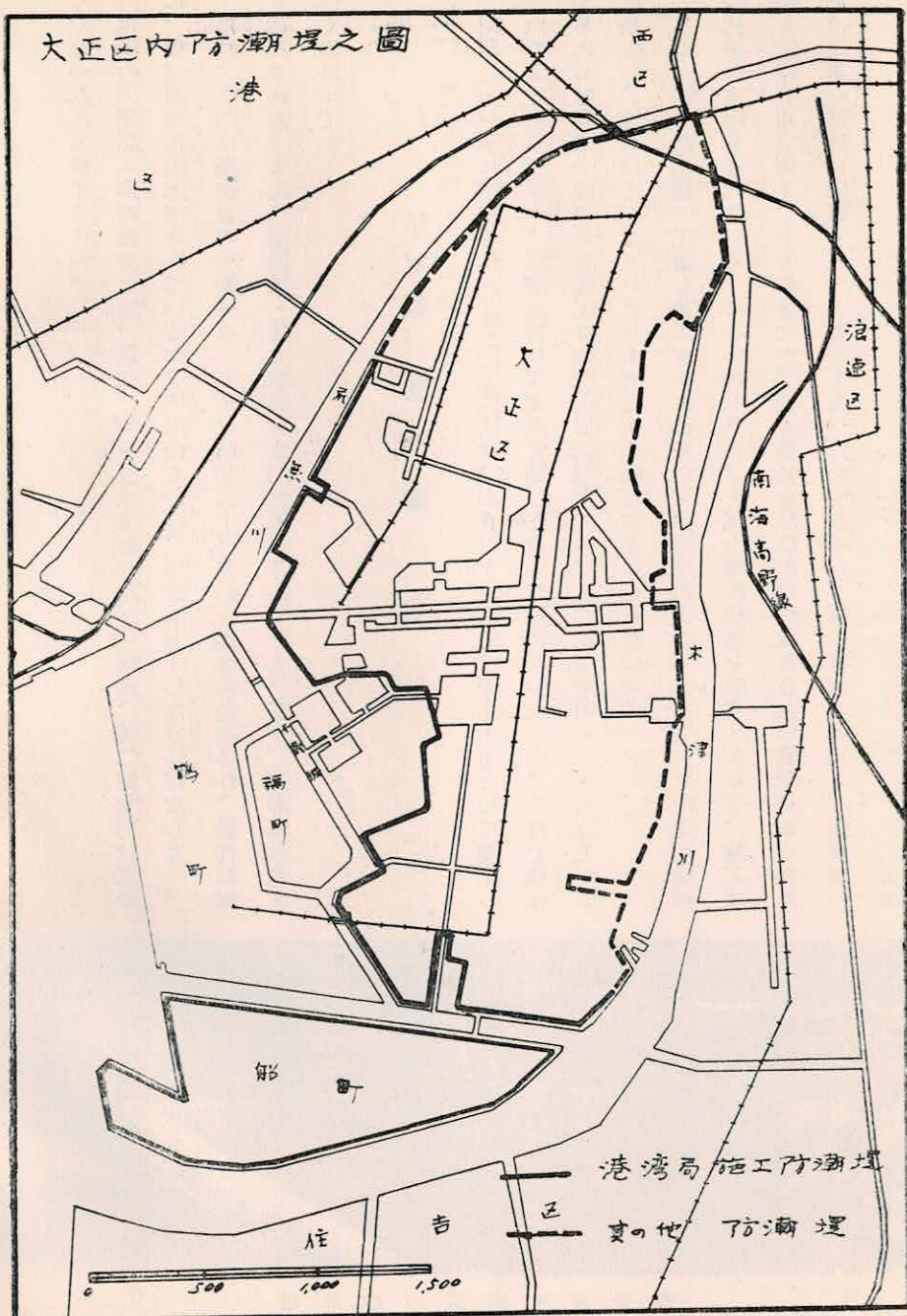
この「恒久防潮堤」工事を施工するにあつて、場所によつて、あるいは河岸荷揚場の仕事に支障をきたさしめ、あるいはトラツク・馬力等の往來を阻害するなど、施工者側も沿岸利用者側も、ともに多大の不便と犠牲を忍ばなければならない實狀にあつたため、工事の進捗に困難をみたところもあつたのであるが、區内有志の斡旋と、關係者の



新千歳町附近の防潮堤

大正区内防潮堤之圖

港



協力によつて、この難問も克服されたのであつた。

昭和二十五年のジェーン台風の災害に鑑み、府市の総合的見地より根本的防災対策が樹立されたが、所管が建設省と運輸省にわかれていた関係もあつて、防潮堤工事は、府土木部・市土木局・市港湾局の三者のおのづから区域を分擔して工事をすすめることとなつた。

(一) 府の施工區域

一、岩崎運河南岸

一、岩崎橋より紅葉橋に至る尻無川左岸

一、大正橋より百濟橋に至る木津川右岸

一、船町のうち木津川右岸一部

(二) 市土木局の施工區域

一、百濟橋より千本松渡し場に至る木津川右岸

(三) 市港湾局の施工區域

一、紅葉橋以南の尻無川下流區域

一、千本松渡し場以南の木津川下流區域

一、船町

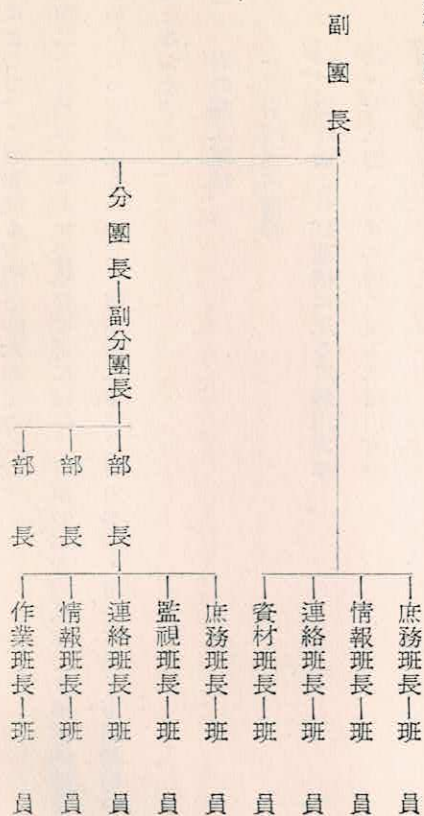
現在、木津川下流の一部と船町を除いて工事は完成し、その高さも變更されてOP(十四米ないし五米とされた。なお、船町地

區は地盛りをなすものであつて、防潮堤は設けられない。

第六節 大正區防潮本部

昭和二十一年六月、大阪市長は西大阪の高潮防禦を「淀川左岸水害豫防組合」に管理せしめ、同年七月「大正區防潮本部」を設置し、水防員を任命、資器材を整備して災害の發生に備えた。同二十六年八月、水防法の公布により、水防法令による水防團が組織された。ジェーン台風およびルース台風のさい、その活動はめざましいものがあつたが、とくに、ルース台風のときは、未完成の防潮堤を崩壊の寸前に防ぎ、當區を水禍から護つた。

(編成)



分團長（以下右に同じ）

分團長（ " ）

分團長（ " ）

（註）團長は淀川左岸水害豫防組合水防團長で、當區の最高指揮者は同組合水防團副團長の一人がこれに任ずる。當區を四分團に分け、各分團は分團長がこれを指揮する。なお、右の組合および水防團は大阪市長が管理する。

各分團の警備區域及び配置人員は次ぎのとおりである。

第一分團——大浪橋——大正橋——紅葉橋（二三九名）

第二分團——大浪橋——落合下ノ渡（一六四名）

第三分團——紅葉橋——六號水門（一七一一名）

第四分團——六號水門——落合下ノ渡（一九八名）

資 器 材 庫

大正第一資器材庫 泉尾竹ノ町三丁目（泉尾公園内）

同 第二資器材庫 南恩加島町（千本松渡し場附近）

同 第三資器材庫 泉尾濱通三丁目（紅葉橋北詰）

第七節 大正區災害救助隊

災害救助隊の活動は水害だけには限らない。地震でも火災でも、およそ大規模な災害のため災害救助法が發動された場合

は、災害救助隊の活動が開始される。然し本章で救助隊を紹介するわけは、今まで當區で最も頻繁に起つた災害が高潮であつたことと、本誌の他の章にこれを記述すべき適當な頁が見あたらないためにほかならない。

災害救助隊は災害救助法にもとずいて編成される。その活動も災害救助法の發動された場合である。それでは、どの程度の災害が発生した場合に災害救助法が適用されるか。それは市町村によつて同一でないが、本市においては、同一の地域に集團的に、火災は九〇戸、震災は一八〇戸、床上浸水は二七〇戸、人的被害は一〇〇人、これを基準とし、それ以上の被害が発生して應急救助が必要と認められる場合に、府知事の決定によつて災害救助が行われるのである。そして、狀況に應じて、收容所開設（十日間以内）、炊出し（六日間以内）、食品給與（三日間以内）、その他被服・寢具・生活必需品の給與又は貸與が實施される。もとよりこれは應急救護であるから、できるだけ短期間に打切られるのである。

災害救助隊は、府・市・區、ともに常時編成されている。當區の災害救助隊は、昭和二十三年二月に編成された。

（編 成）

（業 務）



總務部・救援部には區役所職員、公安部には警察署員、消防部には消防署員、衛生部には保健所及び清掃區事務所員、協力部には日赤奉仕團の全組織が、それぞれ配置され、動員されるのである。

ジェーン台風の高潮による災害のさい、當區災害救助隊は旬日餘にわたり、收容に、配給に、醫療に、清掃に、文字通り不眠不休、献身的な活動をつづけた。このことは水害の慘禍の記憶とともに、未だ生々しく區民の胸によみがえることである。

第十三章 警察

大正警察署の沿革 大正八年五月一日、九條警察署から獨立して現大正區の區域を管轄する泉尾警察署が開署した。廳舎は當時、西區泉尾町一五九番地に假廳舎を設けたが、大正九年七月二十五日、同地に本廳舎を開設した。大正十四年四月二十三日、區町名改正により港區大正通六丁目一四七番地と改められ、昭和七年十月一日大正區となる。その後區勢の發展とともに廳舎狹隘となり、かつ、昭和九年の關西風水害の被害も甚だしかつたので、現在の廳舎を起工し、昭和十二年九月一日竣工、同月二十八日移轉した。昭和十八年一月二十一日、行政簡素化にともなう警察署の廢合、所轄區の改正等により、名稱を大正警察署と改めた。昭和二十三年、自治体警察制度により大阪市大正警察署となる。現在の定員は、警視一名、警部三名、警部補一名、巡查部長二八名、巡查一五八名、一般職員（技手書記傭人）七名である。

業務の概要

市民の生命・身体および財産を保護し、犯罪の捜査、被疑者の逮捕および公安の維持にあたることを責務とする。

各係の事務の分掌は大要つぎのとおりである。

一、庶務係 一般庶務事務・會計・警察相談

二、警ら係 警ら活動・交通（交通整理、交通取締、交通事故の調査、交通安全思想の指導啓もう、自動車の定員外乗車・用

途外使用および道路の一時使用の許可等）・警備（警戒警備の立案・運用・調査・銃砲刀剣不發彈の取締、密入國の調査および處置等）・保安（古物商、質屋、風俗營業の調査および取締、飲食營業、賣笑婦わいせつ、事犯の取締、家出人迷子行旅病人の保護、異狀死体の處置等）・少年（少年防犯、少年輔導、少年犯罪捜査、少年を害する成年犯罪および少年の福祉を害する特別法犯の捜査等）

三、捜査係 第一（一般刑法犯罪捜査）・第二（經濟犯・智能犯・特別刑法犯の捜査）

警ら制度について

（一）警らの目的 警ら員は、公安の維持、生命および財産の保護、犯罪の豫防ならびに警視廳がその執行の責任をもつ法令違反者の逮捕の責任をおう。

（二）警ら員の種別

（イ）徒歩警ら員 指定された徒歩警ら區を徒歩で警らして警ら活動本來の任務にあたる

（ロ）特別警ら員 指定された警ら連絡所または特別警衛個所で勤務し、警ら活動その他必要な勤務にあたる。

(ハ) 出張所警ら員 特別警備を要する建物または場所に設けられた出張所において警備にあたる。

(三) 警ら員の數

(イ) 徒歩警ら員 警部補三名、巡查部長一二名、巡查七八名

(ロ) 特別警ら員 警部補一名、巡查部長一名、巡查一五名

(ハ) 出張所警ら員 巡查八名

(四) 警ら區 管内を面積の廣狹、人口密度、犯罪の發生率、法令違反對象數、諸般の警備、事故發生の可能性その他警備上注意を要するすべての警察對象の多寡を綜合勘案、警備負擔が均等となる如く調整し、かつ警ら員の數に對應して、十四警ら區に分けてゐる。

(五) 勤務配置 徒歩警ら員は、一警ら區に一名づつ配置するのを原則とする。ただし人員その他の都合によりやむをえない場合は人員、受持警ら區の數を適宜増減する。

特別警ら員は、一常駐連絡所に一名づつ、或いはとくに指定した警備箇所へ必要な人員を配置することとし、徒歩警ら員の缺員補充または警備上必要な場合には、常駐警ら員を轉用することができる。

常駐連絡所はつぎの五ヶ所にある。大浪橋、泉尾松之町、泉尾北村町、小林町、南恩加島町。

巡查部長警ら員は六警ら區を一つの警ら區とし、徒歩または自轉車で警ら員を監督する。

(六) 勤務方法 徒歩警ら員を三部制勤務に分け、午前勤務は午前八時より午後五時まで、午後勤務は午後一時より午後十時まで、深夜勤務は午後十時より翌朝午前九時までとし、毎週月曜日に輪番制交代とする。

特別警ら員は日勤とし、出張警ら員は徒歩警ら員に準ずる。

(七) 連絡所及び出張所 市民の願届の受理、警ら員の連絡その他の用に供するため管内につきの十一警ら連絡所と一出張所が置かれている。

(連絡所) 大正橋、泉尾松之町、泉尾梅之町、大浪橋、泉尾北村町、北恩加島町、南恩加島町、小林町、大正通十丁目、船町、鶴町

(出張所) 日立造船警備出張所

管内犯罪発生数と検挙数 つぎの統計は昭和二十七年一月より八月までの八ヶ月間の集計である。

(一) 兇 悪 犯

検 挙 数	發 生 数	強 盜	強 盜 傷 人	強 姦	殺 人	放 火	計
六	七	二	一	一	一	一	一〇
二	一	二	一	一	一	一	一一

(二) 盜 犯

檢 舉 數	發 生 數	屋 内					屋 外			計
		忍 込	空 巢	居 空	同 居	雇 人	工 場	倉 庫	盜	
五〇	七〇	三六	三四	一七	五五	九二	四一	一	七二	一三〇
三八	二八	二四	五九	六二	二八	一	六四	九八	三八	一九三
六八二	八三七	六四	九八	三八	一九三	六八二	八三七	六八二	八三七	六八二

(三) その他の犯罪

	詐欺	傷害	横領	贓物	刑法犯 その他	計
發生數	七八	五五	二八	二五	七二	二五八
檢舉數	七〇	五三	二七	三〇	七三	二五三

警察協力機關

(一) 大正防犯協會 區内の自警防犯態勢の確立と、青少年補導活動の徹底を期するため、警察署ならびに關係團體と連絡協調して積極的合理的な活動を行うため設立されたもので、防犯に理解と熱意をもつ人々によつて組織されている。事業としては、(イ)防犯自警思想の普及宣傳、(ロ)防犯對策の調査研究ならびにその實施、(ハ)犯罪の豫防檢舉の協力援助、(ニ)青少年の不良化防止および補導育成等が主なものである。

(二) 大正交通安全協會 區民と警察署が相互の理解をもつて協力し、交通道義の昂揚と社會秩序の安定をはかるため結成したもので、管内の交通關係者および交通に關する學識經驗者で會の趣旨に賛同する人々で組織されている。事業の主なもの、(イ)交通道義の昂揚と交通安全思想の啓もう宣傳、(ロ)交通法令の周知徹底、(ハ)交通従業者の素質の向上等である。

第十四章 消防

第一節 大正區の火災

昭和二十四年から二十六年までの三年間に當區では一三六回火災が発生している。

まず、件數では昭和二十四年が三六件、二十五年が五二件、二十六年が四八件である。焼けた棟數は昭和二十四年が全焼三、半焼三、二十五年が全焼一〇、半焼四、二十六年が全焼五一、半焼一七。坪數でいえば三年間に三二九〇坪が全焼、二四四坪が半焼となつている。

また、損害額は昭和二十四年が千二百二十六萬圓、二十五年が千五百五萬圓、二十六年には一億五千五百九十四萬圓の多額にのぼつてゐる。二十六年の損害額がとくに大きいのはベニヤ板製造工場の火災があつたからで、焼失面積もまた大きかつた。

このように火災は頻々と起つており、その損害も多額にのぼつてゐるが、昭和二十六年の火災原因調査によると、その原因はつぎのようになつてゐる。

使用火の不始末(爐、かまど、こんろ、風呂、取灰、火鉢、飛火、消炭、馬ふん)	一一件
煙 突(煙道、飛火、過熱、破損)	一一件
油 類(ガソリン、食用油、テンパリン油、モビール、コールタール)	八件

電 氣(過負荷、短絡、過熱、過電流、熔接)

七件

煙草 三件、塗料 一件、たき火 一件、ガス熔接 一件、自然發火 一件、放火 一件、放火の疑い一件、不明火 二件

これによると、使用火の不始末と、煙突の不備や過熱が全体のなかばを占めている。

元來、大正區は火災に對しては危険な地域となつてゐる。即ち、區の中部には製材業のような延焼の危険の多い工場や材木置場があり、南部の工場地帯には油類をあつかう工場や貯油タンクが多い。そのほか工場の建築構造も火災にもろいものが少なくない。いわゆる消防上の危険地帯である。

このような環境であるが、これに對して消防の水利と地利をみると、まず消火用水の施設は良好で、つぎのものが利用される。

地下貯水槽 (公設) 四九、 (私設) 三、

半地下貯水槽 (公設) 四、 (私設) 二〇、

應急貯水池 三、 プール 七、

河川堀割利用箇所 四五、 海水利用箇所 三、

橋梁利用箇所 五〇、 消火栓 (公設) 六〇九、 (私設) 一四八、

當區は河川や運河・堀割などの水源にめぐまれてはゐるが、その利用價值はわりあいに少い。家屋が密集していたり、障害物や防潮堤などのために、延長五十二軒のうち利用できる箇所は一軒にすぎないのである。

つぎに道路は、市電路線の通ずる幹線が唯一の消防道路である。その他のものは狹隘で、なかには消防車のはいれない所もあり、消防活動にきわめて不便な状況にある。

第二節 大正消防署

大正消防署の沿革

大正區を管轄する消防署は古くは西消防署であつたが、昭和九年八月に大正消防署が設置された。當時、署員は六十五名、泉尾・鶴町に出張所を置き、ポンプ自動車五台をそなえた。昭和十七年三月、北恩加島警備屯所が設けられ、同年七月には南恩加島警備屯所、翌十八年十二月には船町警備屯所が、つづいて設置された。それによつて、從來の消防士署長が消防司令署長にあらためられ、陣容が強化された。十九年二月、前記の三警備屯所は出張所に昇格したが、二十年の空襲によつて焼失した。

二十年六月、戦災地區の實狀に即して、西・市岡・築港の三署と合併し臨港消防署と稱し、西・港・大正三區を管轄することとなつた。二十一年三月、名稱を西消防署とあらためた。二十三年二月、西・港兩區を管轄する港消防署の新設によつて、西消防署はふたたび大正消防署と改稱した。

その後、消防組織法の施行により、大阪府から大阪市に移管された。

本署は小林町にあり、泉尾出張所は大正通六丁目、鶴町出張所は鶴町三丁目にある。ただし、鶴町出張所は現在閉鎖中である。署員は本署七十八名、泉尾出張所二十三名。署長のもとに、庶務・經理・豫防・警備・機械の五係がおかれている。

機械

主力機械は、本署に常備車三、豫備車一、司令車一、泉尾出張所に常備車二、鶴町出張所に豫備車二、を配置し

ている。性能はつぎのとおりである。

名 稱	製 造 所	標準馬力	實馬力	放水 量	タンク容量
規 格 車	日 産 自 動 車	二五馬力	八〇馬力	四五〇ガロン	
いすゞOS9型	デーゼル自動車	三〇馬力	八五馬力	五〇〇ガロン	六六〇ガロン
インヂアナ	米國 ホワイト會社	四六馬力	九〇馬力	五〇〇ガロン	
ジャイアント	新愛知自動車	一八馬力	一八馬力	一四〇ガロン	
日産OS1型	日 産 自 動 車	二五馬力	七五馬力	四五〇ガロン	六〇〇ガロン

通信施設

火の見櫓二（本署三〇・六米、泉尾三五米）。指令通信電話二、消防専用電話二、加入電話四、火災報知機一

一、管内加入電話二三六九、公衆電話一二。

業務の概況

消防行政を圓滑に運営するため、署員の教養の向上と訓練につとめ、他方、區民に對する火災豫防と消防法令の趣旨の普及徹底をはかつてゐる。その概況はつぎのとおりである。

（一） 警火思想の普及

各種團體の協力のもとに、懇談會や防火劇を開催し、ビラ・ポスターの配付、立看板・懸垂幕の掲

出、アドバルーンの掲揚、署内見學、講演會の開催など、時におうじて行つてゐる。

(二) 立入検査 防火対象物の位置・構造・設備および處理の状況などを立入検査する。昭和二十六年度の實施状況はつぎのとおりである。

対 象 物	対象物數	視察度數	対 象 物	対象物數	視察度數
危険物貯藏所	二四六	四九七	會社、事務所倉庫	五一	一二三
學 校	一二	一四	浴 場	一九	三六
病 院	三	五	車 庫	一	二
寺院教會	三	六	料理飲食店	二五	四八
銀 行	三	六	寮アパート	四〇	八〇
官 公 署	一四	一九	旅館ホテル	二〇	三九
興 行 場	四	八	ビルディング	二	四
工 場	一五四	二九八	密集商店街	二五七	七二九
變 電 所	四	八	舞 踏 場	二	五
大量燃焼物	四五	九七	計	九〇四	二、〇二四

(三) 建築同意事務

建築物の新築、増改築、移轉、修繕、模様替え、用途の變更または使用について、行政廳がその許

可、認可または確認を行う場合に、消防署長の同意がなければ許可または確認をすることができないこととなつてゐる。昭和二十六年度に本署において取りあつた同意事務の件数は、受付三三二、同意三一八、條件付同意一〇、同意事務連絡七、審査不能二、計畫通知二、不同意なし。

(四) 危険物取締 危険物貯藏施設の取扱について、査察をかねて研究會・懇談會を開催し、安全管理、事故防止の指導を行う。現在、危険物貯藏所は、製造所一五、貯藏庫五二、貯藏槽六〇、置場三六、タンクローリー三〇、取扱場一四、地下槽三、移動槽三、屋外貯藏場四二、小量取扱場一〇六、舟槽五、となつてゐる。

(五) 公衆集合場の防火査察 公衆集合場に對しては、つねに防火査察を行い防火と避難誘導を指導する。公衆集合場として、料理飲食店二五、旅館二二、學校一〇、幼稚園三、興業場四、寺院教會二、病院三がある。

(六) 消防警備 火災發生の危険程度に應じて區内を甲乙丙の三種に區分し、それぞれの地區に對する綿密な計畫をたて、また、地區内の特殊警防物をA B Cの三級に指定して消防計畫書を提出させ、自衛力の強化をはかつてゐる。手曳ガソリンポンプおよび大型腕用ポンプをもつ自衛消防隊は區内に二十四ヶ所あり、これに對して月一回消防研究會を開催し、機械の操作や技術訓練を行つてゐる。本署においても最近主力機械一台を増し、また、油火災にそなえて噴霧筒先と日本式連續泡沫機二基を設備し、豫防査察の強化と相まつて警備力を増強した。

(七) 水 防 水防團と緊密な連絡をとり、樋門の警備、通報連絡、人命救助などの計畫をたて、一朝有事にそなえてゐる。

(八) 出動その他 消防吏員一人の警備負擔割合は、人口六六五人、世帯數一七四世帯、面積二六九七八坪となつてゐる。

る。また、消防自動車一台に對して、一三四九人、三五九五世帯の生命財産が託されているのである。昭和二十六年中の消防自動車出動状況は、管内四一回、應援一二回。出動延車數は、管内一四八台、應援二二台。出動延人員は、管内一一〇六名、應援一五二名であつた。なお虚報による出動もあり、一回、延一九六名がむだ足をふんだことになつてゐる。

第十五章 通 信

大正郵便局の沿革

大正郵便局の開局は昭和八年三月である。明治二十三年七月南區湊町に大阪郵便電信局湊町支局が開局されて、現在の大正區を含む地域の郵便事業を掌つた。同局は翌二十四年西區南堀江通に移轉し、明治三十六年に堀江郵便局と改稱、大正郵便局の開設まで引續き當區をその受持區域の内に包含していたが、大正郵便局の開設と同時に廢止された。

大正郵便局は現在の場所に局舎を設け昭和八年三月に開局し、大正區一圓をその受持區域とした。昭和二十年の空襲によつて局舎を全焼したが、二十二年六月、舊局舎の焼跡に現在の新局舎を建築した。

業務上においては、二十四年六月、遞信省が廢止され、郵政省と電氣通信省とに分立したので、從來郵便局の所管であつた電報業務は電氣通信省の所管となり、新設の大正電報局に移された。

現在、當區内の郵便局は次ぎに示す通り本局以下八局あり、また、切手印紙類の賣捌所は二十九ヶ所、郵便ポストは三十七

ケ所設置されている。

(區内郵便局名稱及び所在地)

大正郵便局

(本局) 千島町一三一ノ二

大阪大正通郵便局

三軒家西一丁目一〇九

大正三軒家郵便局

大正通五丁目一〇五

大正泉尾郵便局

泉尾上通三丁目四七

大正北泉尾郵便局

泉尾中通一丁目四六

大正南恩加島郵便局

南恩加島町一ノ一五一

大正北恩加島郵便局

北恩加島町九七

大正船町郵便局

船町四

大正郵便局の業務内容は

(一) 郵便に關する受付事務一切

切手印紙類の賣捌・書留速達郵便・内容及び引受時刻證明・料金の別納及び後納等

(二) 貯金業務 通常・定額及び積立貯金の三種

(三) 簡易保險業務

養老及び終身保險・郵便年金及び定期年金

(四) その他

郵便私書箱・大正郵便友の會

大正電報局の沿革

當區の電信事業は、舊逓信省の所管として堀江郵便局の時代から大正郵便局の時代を通じて郵便局の事務に屬していた。然るに今次大戰の戦禍は全國の電信電話を荒廢に歸せしめたので、戦後、復興計畫が樹立され關係者の不撓の努力によつて復舊が圖られたが、これがなかなか能率が上がらず、顯著な復舊の效果が見られなかつた。そこで昭和二十三年九月、連合軍總司令部から能率増進のための機構改革に關する勸告が出され昭和二十四年六月一日逓信省は廢止、その所管事業は新設の郵政省と電氣通信省とに分割されるに至つた。これがため電信事業は電氣通信省の所管に入り、従つて郵政省の所管である大正郵便局から分離することとなり、ここに大正電報局の誕生を見た。

ところが、こうして機構改革が行われたけれども、依然として國營事業であり官廳機構のもとに運營される以上は、活潑な企業活動を阻む事情はなくならず、十分國民の要望に應えることができない憾みがあつた。その結果、眞に國民の寄託に添うサービスを提供し合理的な經營に移すためには、官營企業形態を打ち切り、これを公共企業体とすることが最も妥當であるとされるに至り、昭和二十七年八月一日、日本電信電話公社が設立された。明治二年東京・横濱間に始めて電信が架設されて以來約八十年の歴史を持つこの事業は、その官營事業の終りを告げたのである。

大正電報局（千島町一三一）は、電信施設として、電信自働交換線（市内の全電報取扱局と直通）一座印刷電信回線・（大阪電報局と直通）一座を備え、従業員二十六名を配置し、電報配達區域は大正區一圓である。その業務の内容は、内國和歐文

電報・國際電報の受付・通信・配達、公衆電話通話の取扱（市内・市外・國際を含む）などである。

電 報 取 扱 數

年 度 別	種 別			種 別			種 別		
	内 國 電 報			國 際 電 報			計		
	發信數	着信數	計	發信數	着信數	計	發信數	着信數	計
昭和一二年度	七六、七〇	一八二、四二	二五九、一三八	三、〇〇七	六、六三三	九、六二九	七九、七七	一八九、〇五〇	二六八、七七七
〃 二〇	一七、四九一	四七、六五四	六五、一四五	—	—	—	一七、四九一	四七、六五四	六五、一四五
〃 二一	三八、〇八四	七四、五八二	一一二、六六六	—	—	—	三八、〇八四	七四、五八二	一一二、六六六
〃 二二	四四、八〇五	八五、一六〇	一二八、九六五	—	—	—	四四、八〇五	八四、一六〇	一二八、九六五
〃 二三	四八、〇五三	九〇、一三八	一三八、一八一	四三	一七	六九	四八、〇九五	九〇、一五五	一三八、二五〇
〃 二四	四四、七〇八	九四、三六八	一三八、九六六	八三	九〇	一七三	四四、七九〇	九四、三五八	一三八、一四八
〃 二五	六二、三二〇	一一四、八四〇	一七六、〇五〇	三〇六	五〇六	八一二	六二、五二六	一一五、三四六	一七六、八六三
〃 二六	七五、五〇三	一二三、三〇四	一九八、八〇七	六〇一	七四八	一、三四九	七六、一〇四	一二四、〇五三	二〇〇、一五五

泉尾電話局の沿革

泉尾電話局は昭和十五年三月二十一日、大阪中央電話局泉尾分局として現在の所在地(大正通十丁目一ノ三)に開局。當時の大正區内の加入者数は三、四六五回線であつた。

昭和二十年九月十七日夜半、高潮襲來して浸水し、局舎の一階が床上一米に達する浸水のため電源罹障し、加入者一四二回線を新町局へ收容替えした。

二十二年十一月十五日蓄電池復舊により、加入者數三七二回線を新町局より收容替えした。

二十四年六月一日、從來所屬していた遞信省が廢止されたので、新設の電氣通信省の所管となり、木津電氣通信管理所管下の泉尾電話局となつた。

二十五年九月三日、ジェーン台風による高潮に局舎一階が床上一・三〇米浸水し、電源罹障したので、加入者數一、七九七回線の内、五四回線を天王寺局へ收容替した。

同年十月十四日、局内外施設の應急復舊により、加入者數一、七九七回線に復した。

二十七年八月一日電氣通信省廢止により日本電信電話公社大阪木津電氣通信管理所大阪泉尾電話局となつた。

(第一表) 加入者回線開通狀況 (泉尾電話局)

	總 回 線 數	稼動加入者數	有料加入者數
昭和 二五・四 年月	三、六七五	一、六〇九	一、五五一

〃	・ 一二	三、六九三	一、八一四	一、七四二
二六・一	三、六九〇	一、八一三	一、七四一	
〃	・ 一二	四、〇〇三	二、三七八	二、三〇二
二七・一	三、九九六	二、三七三	二、二九九	
〃	・ 四	四、一一〇	二、五六五	二、四八四
〃	・ 九	四、二三七	二、七八二	二、六九六

(第二表) 電話收入状況 (泉尾電話局)

年 度	年間延 有線 動数	市 外 料 金		そ の 他 料 金		計	
		年間実績	単 價	年間実績	単 價	年間実績	単 價
昭和二五	一九、八三五	一三、〇〇、元一 圓	六六〇 圓	三、〇五、一六三 圓	一、一六三 圓	一六、一三、五五四 圓	一、八三三 圓
〃 二六	二四、〇、四四四	二〇、四七、二四五	八五三	三、五〇、一〇九	一、三五三	二三、九八、二九四	二、〇六六

第十六章 宗教

第一節 神社

概説 新しく土地が開かれ村落ができると、その土地の守護神として、または、集團結合の象徴として、氏神（近世においては産土神というのが正しいであろう。鎮守神ともいう）が祀られ、同一地域の住民はその氏子として一つの祭祀圏を形成した。文献によれば、三軒家・難波島その他各新田には、土地の開発にともなつて氏神を奉齋したことが見えている。もちろん當時は、各地方とも小さな集落にすぎなかつたから、神社とはいつても、その社殿は小祠の如き簡素なものであつた。神社職も一つの神社に専任で奉仕したわけではなく、當地方は大体、下八阪神社の神主が諸社を兼任したもので、たとえば、上八阪神社でも下八阪の神主が兼務し、明治三十九年によく本務神職を置いたことを思へば、他はおよそ想像に難くない。

明治政府は維新のはじめ、國家神道の立前から神社保護の政策を採り、官幣社・國幣社・府縣社・郷社・村社・無格社等の社格を定めた。當地の神社は大体村社に列せられたが、なかには無格社もあつた。明治以前から當地に鎮座した神社は左に掲げるとおりであるが、明治四十年より四十四年までの間において、上八坂・下八阪・茨住吉の三社に合祀、整理されたのである。

社格	神社名	所在地 (舊地名)	勸請年代	備考
村社	八阪神社	三軒家町	寛永二年(一、六二五)	明治四十一年、上八阪神社に合祀
村社	八阪神社	三軒家町	正保四年(一、六四七)	明治四十二年、上八阪神社に合祀
村社	八阪神社	難波島	慶安四年(一、六五一)	明治四十一年、上八阪神社に合祀
無格社	天神社	東千島	安永三年(一、七七四)	明治四十一年、茨住吉神社に合祀
村社	産土神社	泉尾	元禄十二年(一、六九九)	明治四十一年、茨住吉神社に合祀
村社	高津宮	新炭屋	明和二年(一、七六五)	明治四十年、下八阪神社に合祀
村社	天満宮	千島	明和五年(一、七六八)	明治四十三年、下八阪神社に合祀
村社	八阪神社	平尾	明和八年(一、七七一)	明治四十三年、下八阪神社に合祀
村社	天満宮	北恩加島	天保二年(一、八三一)	明治四十四年、下八阪神社に合祀
村社	産土神社	小林	天保三年(一、八三二)	明治四十三年、下八阪神社に合祀
村社	天満宮	南恩加島	天保七年(一、八三七)	明治四十三年、下八阪神社に合祀
村社	八幡大神宮	新千歳	弘化二年(一、八四五)	明治四十三年、下八阪神社に合祀

右のほか、明治以降には、他より當地に奉遷された鶴町の「神明神社」があり、新たに創建された泉尾の「郷社茨住吉神社飛地境内神社大國主神社」がある。後者は終戦後「泉尾神社」となる。また、南恩加島の「天満宮」は、下八阪神社に合祀が決定さ

れたにも拘らず、依然社殿を存続したままになっていたが、終戦後獨立の神社となつた。

なお、昭和二十年十二月十五日の總司令部覺書、いわゆる「神道指令」によつて、神社に對する政府の保護は禁止され、社格もまた廢止された。そして、信教自由の原則によつて、神社は個人の自由な信仰の對象となつたのである。しかし、在來の氏神・氏子の地域的な結合の觀念は、根強い傳統として依然存続し、いわゆる傳統による氏子地域が尊重されている。

現存神社の沿革

八阪神社（三軒家東三丁目）

普通下八阪神社と言ふ。神社の創立は詳かでないが、素盞鳴尊を祭神とし、寛永二年の勸請と傳えられる。安政二年社殿改築、境内を整備した。明治五年村社に列せらる。明治四十年十一月二十八日新炭屋の村社高津宮（祭神仁德天皇）を合祀。明治四十三年十月八日、平尾の村社八阪神社（祭神素盞鳴尊）及び千島の村社天満宮（祭神菅原道眞）を合祀。明治四十四年三月八日北恩二日、新千歳の村社八幡大神宮（祭神應神天皇）及び南恩加島の村社天満宮（祭神菅原道眞）を合祀。明治四十四年三月八日北恩加島の村社天満宮（祭神菅原道眞）を合祀した。明治四十四年五月二十九日、神饌幣帛料供進社に指定さる。昭和九年、社殿の改築を起工、昭和十一年竣工したが、戦災により焼失。昭和二十二年、本殿を再建した。昭和二十七年、防潮堤築造の敷地にかかるため、從來、西面していた本殿を移遷して南面とした。

八阪神社（三軒家濱通三丁目）

上八阪神社と言われている。正保四年九月初日、三軒屋村の開發者中村勘助が、京都の祇園神社（八阪神社）の御分靈を勸請し、素盞鳴尊を祀つたのが起源である。社殿は初め、丸島（現在の三軒家東二丁目の約中央）に建てられたが、寶永四年の大津

波で泉尾新田が水害を被つたのに省み、正徳年間、室ヶ岡（現在の社地）とよばれた景勝の高地に遷座した。明治五年村社に列せらる。明治四十一年七月十七日、難波島の村社八坂神社（祭神素戔鳴尊）を合祀。同四十二年三月、東千島町の無格社天神社（祭神菅原道真）を合併してこれを境内神社とした。明治四十二年六月、神饌幣帛料供進社に指定さる。大正八年四月、氏子總代世話係等が中村勘助彰徳會を興し、境内に勘助の彰徳碑を建設した。昭和二十年、戦災によつて社殿を焼失したが、その後再建された。

産土神社（小林町）

天保三年の勧請で、祭神は天照皇大神・應神天皇・住吉大神である。明治五年村社に列せらる。昭和二十年戦災により社殿を焼失したが、その後再建された。

神明神社（鶴町一丁目）

祭神は、天照皇大神・八幡大神・春日大神である。後陽成天皇の勧請で京都西院に鎮座されていたのを、元和二年、大阪城代松平下總守忠明信仰篤く、これを東區平野町に遷座した。錦城の守護、要津安全の祈禱の神社として、明治に至るまで三郷町中の祈禱所と稱した。俗に日中の神明または照日の神明とも言い、大阪三神明の一である。大正十三年八月、都市計畫の結果現今の地に奉遷した。昭和二十年戦災により焼失したが、その後再建された。

泉尾神社（泉尾松之町二丁目）

元祿十二年、泉尾新田の開拓に際し、守護神として、天照皇大神・住吉大神・八幡大神を奉祀して産土神社を創建し、明治に至り村社に列せられたが、明治四十一年六月三日、九條の郷社茨住吉神社に合祀された。従つて氏子も茨住吉の氏子となつ

たが、その後泉尾の發展につれ、氏子有志間に氏神社創建の議が起り、飛地境内神社設立の申請をした。昭和十年十二月十四日許可があり、「郷社茨住吉神社飛地境内神社大國主神社」が設立されたのである。それより社殿造営の工を起し、昭和十五年落成したが、戦災により焼失したので、戦後再建に着工し、本殿・幣殿は昭和二十六年秋竣工、拜殿は二十八年春竣工の豫定で、同年七月には竣工の祝祭が行われる。神社名は昭和二十二年「泉尾神社」と改め、茨住吉神社の攝社となつた。祭神は、住吉大神・大國主大神・八幡大神である。

天 満 宮 (南恩加島町)

天保七年勸請、菅原道真を祀る。明治四十三年十一月十二日、下八阪神社に合祀されたが、地元南恩加島の氏子が強く合祀に反対したため、社殿もそのまま存続してきた。終戦後氏子の希望通り、獨立の神社となつた。

第二節 寺 院

徳川幕府は切支丹宗を邪宗門として禁教令を發し、嚴重な宗門改めを行つたが、これを徹底するために各戸必ずいすれかの寺に所屬することを命じた。自己の所屬する寺は即ち檀那寺である。そして、結婚・移住等によつて土地を出入りする場合は、檀那寺の「寺請證文」が交付され、それによつて、自分が邪宗門徒でないことを證明したものである。従つて當時の寺は檀徒の身分に密接な關係を持つていた。

「泉尾史」によれば、泉尾新田の開發にあたり、開發者北村六右衛門ほか二名が連署をもつて幕府役人に奉つた誓書には、「御新田開發作人仕付申節御法度之宗門能々吟味仕慥成ものニ可申付事」という一條があり、耕作に従事する者の宗門改めを特

に誓約しているのである。ことに、北村六右衛門は熱心な眞宗の信者であつたから、泉尾新田に移住した人々はみな眞宗一本であつて、その信仰は代々盛んであつたといわれる。また、泉尾新田の檀那寺は了照寺であつたが、つぎの文書の一ヶ條は、了照寺が「寺請證文」の事務を行つたことを示すものと思う。

一、人別他所より出入有之節ハ年寄より可届出他所へ引合送り等之義ハ支配所より遣し寺送り之義ハ了照寺より取計寺送り狀ハ了照寺へ預ケ置壹ケ年ツ、了照寺に差置宗門改之前支配所の帳面と引合寺送り狀支配所へ納置事」(安政四年に記録された「泉尾新田支配方定目並覺書」のうちの一個條。「泉尾史」所載)。

泉尾新田以外の當地方の佛教信仰の沿革については、いまこれを明らかにする資料をもたない。
現在、宗教法人法によつて宗教法人の登録をした當區の寺院は、つぎのとおりである。

(寺院名)

(宗派)

(所在地)

地藏院	眞言宗高野派	大正通五丁目
久昌寺	臨濟宗	三軒家西二丁目
總持寺	眞言宗善通寺派	同 右
礎庵	淨土宗鎮西派	三軒家町一丁目
東林寺	同 右	同 右
妙法寺	法華宗	同 右
專稱寺	眞 宗	三軒家濱通三丁目

吞海庵

淨土宗鎮西派

三軒家町三丁目

了照寺

眞宗本願寺派

大正通六丁目

圓満寺

眞宗

北泉尾町三丁目

萬福寺

眞宗本願寺派

泉尾竹之町一丁目

順教寺

眞宗大谷派

泉尾中通一丁目

西福寺

眞言宗

泉尾上通三丁目

歸命寺

眞宗本願寺派

北恩加島町

正等寺

眞宗大谷派

同 右

大運教會

眞言宗

南恩加島町

淨金寺

眞宗

同 右

普照教會(鶴町高野山)

眞言宗

鶴町三丁目

文獻を參照して當地と古い由縁のある寺院の沿革を誌せばつぎのようである。

姫島山 專稱寺 (三軒家濱通三丁目三八)

眞宗東本願寺の末寺で、阿彌陀佛を本尊とする。開基は慶順。寛永五年三月(一六二八)、慶順は當所に一字を創立せんと欲し、門徒有志の協力をえ、自己の住所を引き直して造營したものが當寺である。

西陽山 萬福寺 (泉尾竹之町一丁目七六)

眞宗本願寺派で、本尊は阿彌陀佛である。開基は了安（本願寺十三世良知上人の弟子）。萬治二年（一六五九）、三軒家村宮前の地に創建。寛文十年八月（一六七〇）、津波のため全部流失、同十一年、二世空玄が堂宇を再建した。寶永六年（一七〇九）、十二世教圓は三軒家濱通（もと東洋紡績寄宿舎のあつた所）に移轉、建立した。安政四年（一八五七）、十七世智海、同地に改築、明治四十年（一九〇七）、二十世智馨、三軒家西二丁目に移轉、昭和四年、二十一世顯亮現在の地に移轉建立した。

吞海庵（三軒家町三丁目一二）

淨土宗で、觀世音菩薩を本尊とする。寛文十二年（一六七二）、信徒の協力により、休清の開創したところである。寛政六年三月（一七九四）、再建。明治三十六年八月二十八日、本堂及び庫裡を建營した。もと誓福寺の末寺であつたが、明治二十五年八月八日、西區梅本町竹林寺の末寺となつた。尼寺である。現在は、淨土宗鎮西派に屬する。

福田山 了照寺（大正通六丁目四四）

泉尾新田の開發者北村六右衛門は、新田開發中に多くの人畜・魚貝等の斃れたことを哀れと思ひ、その菩提を弔うため信徒の協力をえて、元祿十五年（一七〇二）、泉尾新田「を」の割に一庵寺を創建した。即ち六右衛門は了照寺の開基である。寶曆十三年、（一七六三）、六右衛門夫妻の戒名「了貞居士」「照貞大姉」の文字をとつて了照寺と名付け、堺源光寺の弟子了貞が初めて住職になつた。眞宗西本願寺の末寺で、阿彌陀佛を本尊とする。

碇庵（三軒家町一丁目一二）

淨土宗一心寺の末寺で、阿彌陀佛を本尊とする。享保二十年（一七三五）、信徒の協力をえて、眞蓮社單譽善眞の創立したところである。現在、淨土宗鎮西派に屬する。

東林寺（三軒家町一丁目五三）

淨土宗金臺寺の末寺で、阿彌陀佛を本尊とする。安永五年四月三日（一七七六）、信者の協力を以て、獅鬬の開創したところである。もと難波島にあつたが、後に現在の地に移轉した。現在は淨土宗鎮西派に屬する。

弘法山 地藏院（大正通五丁目六七）

眞言宗高野派、法案寺南坊の末寺（現在は單立寺院）で、地藏菩薩を本尊とする。元祿元年（一六八八）、快圓の開創である。もと、東成郡住吉村字大領にあつたが、寺地が高野鐵道の道敷にあたつたので、明治三十四年四月二十七日、現在の所に移轉したものである。

大泉山 久昌寺（三軒家西二丁目二二）

臨濟宗妙心寺の末寺で、釋迦如來を本尊とする。創立の年月日は詳かでない。もと、北區曾根崎上一丁目字藤の棚にあつたが、明治三十八年二月七日、現在の所に移轉した。

第三節 教派神道

神道の教義を立て、その布教を行う教派神道の諸派のうち、當區における特記すべきものは、金光教と天理教である。

一、金光教

金光教の教義の中心・救済の根本は「取次ぎ」（祈念・教導）である。

當區における金光教の布教は、大正の初期より行われていたが、それが本格的となつたのは、昭和二年、現在の泉尾教會長

三宅歲雄氏が泉尾の地において布教を始められて以來のことである。現在、當區内の金光教會はつぎのとおりである。

泉尾教會（北泉尾町二丁目一〇六）

三軒家教會（三軒家東二丁目五六）

鶴町教會（小林町一）

大運橋教會（南恩加島町一ノ三〇）

右のうち特筆すべきものは泉尾教會であつて、宏壯六千坪の地域を一大宗教センターとしている。ここに行われている宗教活動は、

一、福祉事業　戦災者の生活保護（宿舍提供）、奨學資金授與、困窮者救済、街頭募金

二、青少年教育　青年會、B・S・G・S、子供會等の運動

三、その他公共的事業　結婚斡旋、パブリック・ホール（公共目的の講演・演劇場に使用）、遊戯場（植樹がされている）等で、頗る精彩を放っている。

二、天理教

天理教は奉仕生活を特色とする。

當地における天理教の弘布は、よほど古くからのことであつたらしく、むかし、教祖から頂いた赤衣（あかぎ）を保存していた信徒が、當地には幾人もあつたという。このように早くから天理教がひろめられたわけは、當地が明治の初期まで、諸國船舶の船着場としての要津であつたから、信徒が大和への往復にこの地へ立寄る機會が多かつた故であるといわれている。従つ

て昔は三軒家・恩加島方面に信徒が多く、大正初年の頃には、信徒の家は七、八十軒を算えた。その後、土地の發展とともにますます教勢をひめろ、戦前、區内の分教會は約三十ヶ所に及んだ。徳島縣撫養大教會は三軒家から分れたもので、以て當地における天理教布教の活潑さが偲ばれるのである。戦後は、戦災の打撃により以前のようにには振われない。

現在、天理教教會本部詰員・船場大教會責任役員を兼務される三船分教會長鳥井輝二氏は、當地の布教三十數年におよぶ功勞者である。

當地の分教會及び布教所は、現在つぎのとおりである。

三	船	分教會	(泉尾松之町一丁目八一)
高	一	〃	(泉尾松之町一丁目八五ノ一)
高	上	〃	(泉尾松之町一丁目八五ノ一 高一分教會内)
眞	住	〃	(南恩加島町六四ノ七)
大	徳	〃	(北泉尾町一丁目一五三)
明	一	〃	(三軒家町一丁目一六四)
御	港	〃	(泉尾竹之町三丁目一七)
治	倉	〃	(南恩加島町一ノ四二)
福	四	〃	(泉尾中通三丁目五)
西	泉	〃	(泉尾松之町三丁目二二)

高上分 //

(泉尾松之町二丁目一二)

朝鮮 //

(南恩加島町)

明本 //

(南泉尾町一丁目八〇ノ五)

美香坂 布教所

(北恩加島町九七)

北恩加島 //

(千島町一三八)

音羽 //

(泉尾中通一丁目七五)

第四節 キリスト教

當區には、もと、大正三年に創立された泉尾福音教會があつたが、現在では、キリスト教會は一ヶ所も設けられていない。ただ、キリスト教社會事業として、救世軍希望館があり、兒童福祉の養護施設として活動しているが、これは傳道を目的とするものではない。しかし、救世軍による傳道は、「救世軍泉尾小隊」により、昭和二十二年十一月から始められ、現在、希望館の講堂を會堂に改造し、毎週一回、集會が持たれている。まだ宗教法人設立の手續はなされていないが、これが當區唯一のキリスト教會といふべきである。

なお、救世軍希望館の社會福祉事業については、本書第七章にこれを紹介した。